

令和2年3月 6日から
令和2年3月13日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	5
教育行政方針	5
総務経済委員会所管事務調査報告	5
厚生文教委員会所管事務調査報告	6
議案第2号 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について	8
	(総務経済委員会報告)
一般質問	9
深見迪君	9
本多耕平君	20
鴻池智子君	29
鈴木裕美君	33
類瀬光信君	41
長尾式宮君	57
延会の宣告	60

第2号(3月9日)

開議の宣告	65
一般質問	65
渡邊定之君	65
松下哲也君	72
黒沼俊幸君	76
議案第5号 標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第6号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第7号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて	85
議案第 8 号	標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第 9 号	標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第 10 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	91
議案第 11 号	令和元年度標茶町一般会計補正予算	97
議案第 12 号	令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	97
議案第 13 号	令和元年度標茶町下水道事業会計補正予算	97
議案第 14 号	令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	97
議案第 15 号	令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	97
議案第 16 号	令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算	97
延会の宣告		101

第 3 号 (3月10日)

開議の宣告		105
議案第 11 号	令和元年度標茶町一般会計補正予算	105
議案第 12 号	令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	105
議案第 13 号	令和元年度標茶町下水道事業会計補正予算	105
議案第 14 号	令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	105
議案第 15 号	令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	105
議案第 16 号	令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算	105
議案第 17 号	令和2年度標茶町一般会計予算	118
議案第 18 号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	118
議案第 19 号	令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算	118
議案第 20 号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算	118
議案第 21 号	令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	118
議案第 22 号	令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	118
議案第 23 号	令和2年度標茶町病院事業会計予算	118
議案第 24 号	令和2年度標茶町上水道事業会計予算	118
延会の宣告		124

第 4 号 (3月12日)

開議の宣告		129
-------	--	-----

会期延長	129
議案第17号 令和2年度標茶町一般会計予算	129
議案第18号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	129
議案第19号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算	129
議案第20号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算	129
議案第21号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	129
議案第22号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	129
議案第23号 令和2年度標茶町病院事業会計予算	129
議案第24号 令和2年度標茶町上水道事業会計予算	129
延会の宣告	138

第 5 号 (3月13日)

開議の宣告	143
議案第25号 標茶町町営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	143
意見書案第1号 国民健康保険の交付金減額(ペナルティ導入)に反対する意見書	147
意見書案第2号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書	148
決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議	149
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	150
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	150
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	150
日程の追加	150
議案第17号 令和2年度標茶町一般会計予算	150
議案第18号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	150
議案第19号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算	150
議案第20号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算	150
議案第21号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	150
議案第22号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	150
議案第23号 令和2年度標茶町病院事業会計予算	150
議案第24号 令和2年度標茶町上水道事業会計予算	150

(令和2年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

閉議の宣告	151
閉会の宣告	151

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年 3月 6日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 議案第2号 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について
(総務経済委員会報告)
- 第 8 一般質問

○出席議員（10名）

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 (遅参午前10時30分) |
| 6番 鈴 木 裕 美 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |

○欠席議員（2名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |
|--------------|---------------|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企画財政課長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 服 部 重 典 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保健福祉課長 | 石 塚 剛 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 観光商工課長 | 多 津 美 悟 君 |

水道課長	平間 正通 君
育成牧場長	常陸 勝敏 君
病院事務長	浅野 隆生 君
やすらぎ園長	中村 義人 君
農委事務局長	相撲 浩信 君
教 育 長	島田 哲男 君
教委管理課長	穂刈 武人 君
指導室長	蠣崎 浩一 君
社会教育課長	伊藤 正明 君
中央公民館長	松本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 弘幸 君
議事係長	小野寺 一信 君

(副議長 後藤 勲君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○副議長（後藤 勲君） ただいまから、令和2年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員9名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○副議長（後藤 勲君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤 勲君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・類瀬君、 3番・長尾君、 6番・鈴木君

を指名いたします。

◎会期決定

○副議長（後藤 勲君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○副議長（後藤 勲君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告いたします。

昨年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されてから、1月28日、北海道内で1例目となる感染者が確認され、3月5日

現在、82人の感染者が確認され、そのうち釧路総合振興局管内では、6人が確認されているという状況にあります。

本町としましては、この間、2月21日に、庁内の情報共有を図ることを目的に臨時課長等会議を招集し、また、2月24日及び2月25日に対策会議を開催しているところです。

2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、「感染の流行を早期に終息させるためには、患者集団が次の患者集団を生み出すことを防止することが極めて重要であるとし、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今後の国内の流行を抑える上で、重要な意味を持つ。あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅にふえたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。」とされています。

このことを踏まえ、本町では、感染拡大防止対策としまして、標茶町が主催するイベントの中止や延期、施設等の休止、職員が感染した場合の対応などについて一定程度の方向性を定めるとともに、予防対策の方法、感染した場合の対応等につきましても住民への周知を図ってまいりました。

また、2月28日に北海道知事が「緊急事態宣言」を発表したことを受けまして、同日「標茶町感染症危機管理対策本部」を設置し3月2日と3月5日に会議を招集し、町としての統一の方針の確認や町民への周知のあり方について協議をしてまいりました。

しかしながら、このことにより就労環境の変化や経済活動の縮小など、さまざまな分野への影響が懸念されますが、これらに対する緩和策と町内における感染リスクを減らす感染症対策を進めるとともに、万が一感染者が確認された場合の速やかな対応できるよう強化を図ってまいります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和2年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育施設の対応について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、小中学校及び幼稚園の対応についてご報告いたします。

本町では、北海道知事及び北海道教育委員会教育長の要請に基づき、当初、2月27日から3月4日までの7日間、町内の小中学校及び幼稚園を臨時休業としましたが、その後、臨時休業のさらなる延長要請を受け、3月5日から3月24日まで、臨時休業を延長することいたしました。

なお、幼稚園につきましては、家庭の事情により子どもの預かりが必要な場合は、対応す

ることとしております。

また、小中学校の分散登校につきましては、道教委の要請に基づき、実施時期を検討しております。

次に、社会教育施設等の対応についてご報告いたします。

農業者トレーニングセンター及びプラザゆう、武道館につきましては、2月27日から幼児及び小学生、中学生の利用を休止とし、3月4日からは高校生の利用も休止としておりましたが、3月6日から3月24日まで全面休館といたしました。

また、磯分内及び虹別酪農センター体育館、茶安別農村環境改善センター体育館につきましては、2月27日から3月24日まで、小中高生の利用を休止といたしました。

なお、博物館につきましては、3月5日から3月24日まで全面休館とし、図書館につきましても、3月5日から3月24日まで、蔵書の貸し出し及び返却のみの対応とし、学習室の利用休止や長時間の閲覧を制限することといたしました。

なお、今後においても感染拡大防止対策を講じながら、子どもたち及び施設利用者の方々の健康管理を第一に対処してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針

○副議長（後藤 勲君） 日程第4。施政方針を行います。

本年につきましては、演説を省略いたします。

町政執行方針及び教育行政方針は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、施政方針を終わります。

◎総務経済所管事務調査報告

○副議長（後藤 勲君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項 農畜産物加工施設について

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和元年10月21日、令和2年2月21日。調査場所、標茶町役場議員室でございます。

1. 調査事項 農畜産物加工施設について

2. 出席者 長尾委員長、渡邊副委員長、松下委員、熊谷委員、深見委員、菊地委員です。説明員は長野農林課長、菊地農業企画係長。事務局は佐藤事務局長、小野寺議事係長です。

3. 調査の経過及び内容

現在、標茶町農業協同組合（以下JAしべちゃ）では農畜産物加工施設の老朽化に伴い、建て替えを検討している。また、平成30年度JAしべちゃ総会の中で、かねてよりの懸案であったミルクプラント建設の決定がされたと説明を受けた。

また新年度より、JAしべちゃ、標茶町役場、標茶町商工会、標茶町観光協会、標茶高校がメンバーとなる標茶町酪農畜産加工品検討推進協議会が立ち上げられ、ミルクプラント・加工センター建設に向けて本格始動されるとの説明もあった。

4. 委員会の所見

畜産加工品については牛乳以外にも検討されているが、供給・流通体制においてさらなる検討、議論を要する。

施設建設にあたってはJAしべちゃと標茶町で協議を重ねている最中であり、現時点では事業主体・実施主体が明確となっていないため、標茶町酪農畜産加工品検討推進協議会の中で協議が必要と考えるが、農畜産物加工を中心として各関係団体の協力のもと、地場商品の商品開発・消費拡大につながることを期待する。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○副議長（後藤 勲君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・黒沼君。

○厚生文教委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査日時、令和1年12月23日と令和2年1月29日の2日間です。調査場所は、本町の役場会議室、学校給食共同調理場及び浜中町給食センターの2カ所を視察しております。

調査事項は、学校給食共同調理場について。

出席者は記載のとおりであります。

調査内容の要点でございます。

3点ございますが、1点目は、第1回調査（12月23日）は、現施設の実態と建設予定地を視察いたしました。さらに建設計画の概要について担当課から説明を受けております。

2点目は、第2回調査（1月29日）、浜中町給食センターを視察いたしまして、最新の設備、アレルギー対策、労働環境の保全などの留意点について研修、指導を受けました。

3番目でございます。浜中町給食センターでは、高校への給食提供に至った経緯と事務的な手順についても説明を受けております。

委員会の所見であります。

標茶町学校給食共同調理場は、昭和56年の開設から38年が経過し、施設全体の老朽化が顕著であります。調理機器やボイラー、給湯設備といった給食調理の根幹をなすインフラのほか、調理員の労働環境を保全する空調設備の不調など深刻な問題が山積しております。今回の建替えは、こうした不具合を解消するとともに、現行の「学校給食衛生管理基準」に適合した施設で、適切かつ安全に調理された給食を児童生徒に提供することが目的で、1日も早い稼働が待望されます。

事業費は、標茶小学校と渡り廊下でつながる構造と、建設用地に制限があるため抑制が難しくなっております。当初、10億円程度とされていた事業費は、消費税率の変更や労働力不足、資材費の高騰などが重なり、調査時点では13億6,900万円程度まで膨張しております。器具機材の発注方法を工夫するなどして経費が圧縮できたとする他の給食調理場の例を参考に、経費節減に努めなければならないと思います。また、調理員の労働環境に最大限配慮するとともに、最新機器の導入により働きやすい職場をつくり、人手不足が解消されるよう期待いたします。

当該事業に対する学校施設環境改善交付金は、約6,900万円で、残る13億円のうち12億円は、最も有利な過疎債を2年間に分けて確保する予定になっております。本町の財政事情を考慮すると、過疎債の確保はもちろん、残る1億円についても、より有利な資金を調達する努力が必要であります。

新施設の給食提供数には、標茶高校の250食が含まれておりますが、試算では事業費に影響がないとしているが、調理員不足や、自立目のさまざまな経験が必要な高校生に対して、生徒確保策の大前提とのことではあります。義務教育と同様に給食を提供することの是非をきちんと議論すべきであると思います。保護者と生徒の意向を把握することは当然として、

既に高校への給食提供を行っている事例の成果を分析すべきであると存じます。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎議案第2号

○副議長（後藤 勲君） 日程第7。議案第2号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 令和2年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

記

1. 事件番号 議案第2号

2. 事件名 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について

3. 審査経過 審査日、令和2年2月21日委員会開催。説明員は副町長、育成牧場長、牧場次長、管理係長でございます。

4. 審査結果 原案可決すべきものとなりました。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第2号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎一般質問

○副議長(後藤 勲君) 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・深見君。

○8番(深見 迪君)(発言席) 3点の質問を提出していますが、1点目、「憩の家かや沼」の町民との情報共有と町民懇談会の実施をという点で、まず質問いたします。

初めに、憩の家かや沼の早期再開を目指して努力されている町長の努力に対し、これを評価した上で、この質問を行わせていただきます。町民の皆さんの願いは、憩の家かや沼が破産し経営をやめた時点の状況に一日も早く戻し、以前のように利用したいということであるということ踏まえて質問いたします。

まず、第1点目は、第5回町民講座で町長は、「町民と一緒に情報を共有するために講座を持った」と冒頭で述べましたが、情報の共有はどの程度できたと考えていますか。この講座は、2月1日の午前11時10分から開催されましたが、この時間帯は多くの町民が参加しづらい時間設定ではなかったのではないかと思います。町長の所見をお聞きます。

次に、講座の内容は基本計画の概要であり、町民の発想、意見を土台にしたものではなかったという印象を私は受けましたが、この点について町長の所見をお聞きます。

基本計画では、グローバルでインバウンド的な性格を持つ施設で、高級で外国人や経済的に裕福な人たちの泊まり客を期待しているように聞こえましたが、町長の所見をお聞きます。また、今までの憩の家のように標茶町民はもとより、これまで憩の家を高く評価してくれた近隣市町村からの団体泊まり客のような人たちが置き去りにされないかとの危惧を持ちましたが、その点についても町長の所見を伺います。

部屋数も17部屋を11部屋にし、クオリティを高くする構想のようですが、町民や今までの利用客の要望とかけ離れてはいないでしょうか、いかがですか。

基本計画はいつ頃完成するのか伺います。また、このような計画こそ、町民としっかり懇談をし、町民や今までの利用客を満足させる内容にすべきと考えるのですが、いかがですか。

この基本計画に基づく憩の家改修費は、概算で7億円～8億円という情報を聞きますが、それで収まるとお考えでしょうか。また、仮に新たに7億円～8億円の支出だとしても、現在町が抱えている様々な建設事業を考えると、町の財政に与える影響は大き過ぎると思います。この点はいかがですか。

以上です。

○副議長(後藤 勲君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 8番、深見議員の「憩の家かや沼」の町民との情報提供と町民懇談会の実施についてお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。現在進めております茅沼地区観光宿泊施設基本計画の策定業務において、基本計画の概要が見えてきたことから、原氏と隈氏のお二人の方に町民の方々へのプレゼンの機会を設け、皆さんと情報共有を図りながら進めたいという考えの下で、まちづくり町民講座を開催しましたが、老朽施設を改修し、利用者の満足度を高め、かつ立地条件を生かし、施設の魅力を高めるというプランの概要を共有できたのではないかと考えております。

開催時間につきましては、基本計画が出来上がる前に町民の方へのプレゼンの機会を設けたいとの考えから、全ての町民の皆さんが満足できる時間帯ではなかったと思いますが、お二人の講師が来町できる日程で調整した結果であります。

2点目のお尋ねであります。現在進めております策定業務の基本的部分が少し見えてきたということで、プラン案をお示しし、その考え方に対し、町民皆さんの意見をもらいたいということの観点を含め開催したのですが、講師の帰京の都合もあり、十分な質疑応答の時間が取れなかったため、アンケート等によりご意見をいただきましたので、基本計画に反映をできればと考えております。

3点目のお尋ねであります。示されたものは町民の使いやすく町外の方にも気持ちよく使ってもらえる複合性を工夫し、それが施設の魅力となるよう設計されたものでありまして、決してインバウンドの富裕層をターゲットにする施設を目指すものではありません。今まで以上に町内外の方に愛される施設を目指したいと考えております。

4点目のお尋ねであります。現在の施設では、老朽化に加え、設備やソフト面であるサービス形態が古くなっており、利用者に満足されるサービスを提供することができない状態であるため、今までよりも質のよいサービスを提供できる施設を目指していこうというものであります。

5点目のお尋ねであります。基本計画は令和2年3月20日までに策定する契約であります。施設の再開に当たりましては、令和元年第3回定例議会においても答弁しておりますが、現段階では議論を深めながら進めていきたいと考えておりますので、当面は町民との懇談をしていくということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

6点目のお尋ねであります。概算の工事費につきましては、令和元年9月10日に開催いただきました標茶町議会全員協議会の場でご説明をしましたが、改修時期が到来していた憩の家かや沼の概算工事費が8億円前後でしたので、これを目安としてお示しをさせていただきました。基本設計に当たっては、これらの事情をお伝えし、できるだけこの金額で収まるようお願いをしております。

なお、改修工事に当たっては、現在、対象となる補助事業を模索しており、町財政の持続性を念頭に負担をできるだけ少なくなるよう努めていきたいと考えておりますし、今後の財政に与える影響につきましては、将来の町財政の見通しを注視しながら行政運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君） 簡単なところから再質問させていただくのですが、8億円で収めるようにしたいけれども、できるだけそれよりも安く見積もれるようにしていきたいというご意見でしたが、結局のところ、この金額というのは、ほぼ変わらない。つまり相手に、隈さんや原さんに伝えているというわけですから、ほぼほぼ変わらない金額だというふうに押さえていいのですか。

私の質問は、見通しはあるのかと。これだけの金額を今出して、このほかの様々な町の建設事業を考えると、ちょっと大き過ぎるのではないかと、見通しはあるのかという質問だったのですけれども、それにはちょっと答えられていなかったように思うのですが。

○副議長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

想定する事業費の圧縮の関係であります。

委託先のほうと事前に打ち合わせする段階では、きれいにするのであればということで、例えば新築をしたほうがいいのではないかと、様々な情報が与えられました。その場合においては、当然のように7億円、8億円の金額では済まない、少し桁の上がるような、そんな金額も想定されたところであります。しかしながら、本町の状況としては許される金額ではないということ、それから、これまでの議論の中で、運営会社の破産という事態がなくても、40年経過して老朽化をしている等々の不都合を解消するために、もともとあった予定の金額が7億円、8億円という金額であったということで、その金額で収まるようにということをお願いしてきたということであります。

この金額、大き過ぎるのではないかという議員のご懸念でありますけれども、私どもも小さな金額ではないというふうには思っております。令和2年度の予算策定に当たって予算の推計をしているのですけれども、その中には、かや沼の改修を見込んだ上で将来推計を行っているのですけれども、町長の答弁にもあったように、補助金等の活用をしながら事業費を圧縮する、それから当面予定されている建設事業等の大型投資に対しては将来的な負担の平準化を図りながら予算の持続性を確保する、そういうような考え方で今動いているところであります。

○議長（後藤 勲君） 8番・深見君。

○8番（深見 迪君） それ、質問に答えていないのですよ。例えば耐震も、隈さん言っていましたよね、鉄骨のバツテンは見苦しいと。実際は、それほど窓全体にバツテンしているわけではなくて、我慢すればできる内容ですよ。あれも取り払うというようなことを言っていました。

私が聞いているのは、最初から改修すれば七、八億円かかるのだという、どこからどういう計算でそういうふうになったのかということを知りたかったのです。今の町の財政で、それに耐えられるのかと。長寿命化が基本方針ですから、そういう意味では、それに沿った形で抑えるべきではないのかという質問だったのです。だけれども、それには答えられていないし、今の町財政がこの七、八億円に耐えられるのかということについても、見通しをはっきりおっしゃらないと。今日は議場を見ても分かるように、こういうスタイルで欠席者もい

ますし、長々とこの点については議論はしないで、またその機会を町長が持ってくれたようですので、その中でまた話し合っていきたいと思っておりますので、そういうことは私は質問の趣旨として述べておきたいなというふうに思います。

それで、さっき町長が町民との思いが共有できたと思っていると言いましたけれども、これ実態は違うのではないですか。私が聞いた限りでは、いろんな町民の方から聞いたら、風呂に入れればいいと、今までどおりの内容でいいというのがほとんどなのですね、アンケートをやるというのですけれども。

それともう一つは、町民が使いやすく町外の人たちも利用しやすく、つまり今までと同じような内容でというような、インバウンドでは決してないというようなことを言いましたけれども、隈さんはそうは言っていませんでしたよ。世界の人たちに日本の自然を味わってもらおう、ここから出発したのですね。そして、標茶は大きな可能性を持っている、他にはない手つかずの圧倒的な自然、カヌー、トレッキング、ワカサギ釣り、温泉街ではない温泉、こんなことは今まで利用客がみんな言って集まってきたことで、今さらながらこんなことは言われなくたって分かっていることなのですね。

それから、こういうことも言っていましたね。今の施設ではロンドンやブラジルからやってきた人を満足させられないと。何を言っているのかと私は思いましたね。それから、これは隈さんの話ですが、原も隈も世界中でいろんな仕事をしている、特に世界のリゾート地でいろんな作品を残してきているということをあちこちでその例を出して、それからフランスのモンブランのベースキャンプ、イタリアのアウトドアのファッションとかという話をしながら、17部屋を11部屋にしてそれにふさわしいものにしていくのだという話をしたのではないですか。だから、そういう意味では、インバウンドではないという、外国人目当てではないのだという町長の説明というのは当たらないと私は思います。

それから、17部屋を11部屋にすると。町長はもうちょっと質を高くしてというような話、言いましたけれども、彼は、クオリティーを高くして11部屋しかないようにするのだという言い方をしました。さらには、町民が語り部としての役割を果たすのだと、町民の役割まで触れて言っているのですね。世界中の人たちが吟味して来させるようなこと、これが必要なのだというような、あともろもろありますけれども、そういうようなことを、これは私たちが、少なくとも私が考えている憩の家の再建の姿とはかなりかけ離れているなというふうに思いました。だから、その点では、さっき町長が、インバウンドではない、町民が使いやすく町外の人たちも利用しやすいようにするのだということの説明を最後にしてほしいと。

それから、17部屋を11部屋にするのだという、これもさんざん言われましたよね。とんでもないとは言わないけれども、あんなに細かく仕切ってというような言い方をしました。それで、隈さんが言うように、17を11にして、全面ガラス張りにして、そこから湖が見えるように全室したいのだというようなこと言いましたけれども、一体1泊どのぐらいの金を想定しているのか、こんなことは全然説明されていないですよ。ただ、彼はそのときに、決してお金は大したかからないのですよと言ったのです。でも、僕は全体を聞きまして、彼らの考えているお金はかからないというのと、僕らの考えている水準のお金はかからないという

のは違うのかなというような気がすごくしました。

それで、最後の質問ですが、町民が使いやすく町外の人たちも利用しやすくということと、隈さんや原さんが説明なさったこととは、僕はかなり乖離しているのではないかと思うのですが、その点が1点と、17を11にするといった場合に今までの宿泊金額とはどの程度変わってくるのかというようなことを、ちょっと今答えられたらしていただきたいのですが。

○議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

今、深見議員のほうから、私どもの考えている先ほどの答弁とちょっとかけ離れているのではないかという話があったのですが、実は今、かや沼のこれまでの町内の方の宿泊、それから町外の方の宿泊の比率を見ても、実を言うと町内の宿泊者は約1割です。9割がこれまでも町外の方が実はかや沼のよさを求めて、温泉も含めてですけれども、来ていらした。その方々がやはりこれからもかや沼の恐らくファンになっていただける人たちだろうなということです。その中で、標茶にこれまでいろんな財産あるのですが、この提案の仕方、活用の仕方がやはりまだまだ本当の価値を出していなかったのではないかということ私は原さんや隈さんが町民にお知らせをしていただいた。ただ、その中で私どもは思っているのは、町民が使って、町外の方も一緒に使って共有できるような施設にぜひしてくださいと。

最初は、まだ全体像、実は私どもも最終版をもらっていませんので、具体的にこうなりますということはまだ、それが上がった段階でまず一番最初に議会にご説明をさせていただきたいなと思っておりますが、そのときにいろんな意見をいただいて判断していただきたいと思うのですが、やはりそういったところも含めて、私たちがふだん気がついていない部分の価値をどうやってこれから出していきながら、釧路湿原の中の唯一の宿泊施設を、グレードというのも、そう言うところをイコールインバウンドというような捉え方をするのでちょっと控えたいと思うのですけれども、そのよさを、やはりこれから施設を20年、30年と使っていくわけです。今までのように、部屋にトイレもないとか、流しもないとか、そういった部分も含めて、やはり一定程度の広さも確保しながら、かや沼のよさを理解していただく施設にやはり変えていくチャンスなのだろうなと思っておりますので、これら含めて総体についてはこの計画をいただいた段階で、町のそれらについての基本的、さらに町の考え方を含めて議会にご提案をしたいなと思っております。

ですから、結果として、部屋についても、そういったことをトータルで考えると、17が11程度になったというふうに思っていますし、例えば、そういうかや沼に泊まっていただく方に一番いい状況で提案していただくという形で、例えば部屋を湖方に配置をしたり、そういったことに、そういう提案を恐らくいただくのかなというふうには思っていますので、具体的な部分はあまりご説明できませんけれども、後ほど結局宿泊の料金も含めていろんな形で試算をいただいたものをいただけるのかなと思っておりますので、後ほどご協議いただければと思っています。

○副議長（後藤 勲君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私の質問に対して、まだはっきり方向性というかな、例えば宿泊金

額にしたって、はっきりできないよということですね。

それで、私、まだちょっと聞きたいことが、講座を聴きながら、聞きたいことがたくさんあるのですけれども、今日はやっぱり新型コロナの影響もあって、できるだけ短くしようねというふうに誰からも言われていませんけれども、そういうような雰囲気です。ここに立っていますので、ただ1点だけ、議会や、それから町民の要望を超えて新聞報道が先走りしていると。

私が町民の方から聞くのは、新聞でこうやって書いてあったけれども、一体どうなっているのかというのを多く聞くのですよ。これ、まずいのではないですか。そのことだけ要望としてお伝えしておきたいなというふうに思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、加齢性難聴者への支援ということで、これは前にも質問しましたが、私、この質問をするときに見落とししていたのがありまして、厚労省も取り組んでいるのですね、これ。加齢性難聴者への支援については以前も質問いたしましたが、厚労省の障害者ICTサポート総合推進事業が新設されていることから、再度質問したいというふうに思います。

加齢によって難聴となり生活に支障を来しているものの、70デシベルという規定以上の聴力があるため身体障害者とは認定されない中度・軽度の加齢性難聴者は、本町では推計どの程度いるかお聞きします。

この加齢性難聴者は、難聴により会話が少なくなり、その結果、ひきこもりや要介護になりやすくなると思いますが、どのような所見をお持ちですか。

加齢性難聴者に対して補聴器購入等の補助金、声かけや実態把握等で支援をすべきではないかと考えるのですが、町長はどのようにこの問題を捉え、どうすべきか所見を伺います。

厚労省は、2019年度から地域生活支援促進事業の一つとして障害者ICTサポート総合推進事業を新設しました。この中で、都道府県・政令市・中核市が貸出用ヒアリンググループを整備した場合は、費用の2分の1を補助する制度を開始しました。この制度は市町村にも該当するのでしょうか。

障害者総合福祉推進事業では、「集団補聴システムの普及実態に関する調査研究」で、各自治体の施設におけるヒアリンググループの設置状況等についても全都道府県・市町村にアンケート調査と、併せて難聴者のニーズについても2019年度に実施していると聞いていますが、このような調査は本町にも来ましたか。来たとすれば、その内容と本町の回答についてお聞きします。

厚労省がこのような制度を進めているということは、加齢性難聴者に対する支援が必要と判断しているからだと考えますが、町長の所見を伺うと同時に、重ねて具体的な支援の考えはないかお聞きします。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の加齢性難聴者への支援をのぞきにお答えいたします。

加齢性難聴につきましては、12月定例町議会でご質問いただいた老人性難聴と同様に、加齢に伴い難聴に関する細胞の減少や老化によって発生すると言われております。また、障害者手帳の交付対象となる聴力について、両耳の聴力レベルが70デシベル以上となっていることは議員もご案内のことと思います。

1点目の身体障害者とは認定されない中度・軽度の加齢性難聴者の推計についてですが、現時点で加齢性難聴者の推計に使用できる資料は持ち合わせておらず、昨年の12月定例町議会でもお答えしたとおり、令和2年度策定予定の第8期介護保険計画策定に向けたアンケート調査の設問を工夫するなどして、実態把握に努めたいと考えております。

2点目の加齢性難聴者が難聴などの影響によりひきこもりや要介護になりやすいと考える所見は、についてですが、難聴と認知症の因果関係については、WHOの認知症予防のためのガイドラインによる認知症予防のための12項目のリスク要因の一つとして挙げられていますが、難聴とひきこもりや要介護の因果関係については、特に介護認定は日常生活上の自立と認知症症状の状態を総合的に判断し、介護度の判定をしております。ひきこもりや要介護状態への移行は個人差もあり、一概に要介護等へのなりやすさを判断できるものではないと考えております。

3点目の補聴器購入への補助金、実態把握等で支援すべきとお尋ねでございますが、補聴器購入補助金につきましては、昨年12月の定例町議会での質問にもお答えしたとおり、障害者手帳の対象とならない軽・中度難聴児への補聴器購入費の助成と同様に、北海道や他自治体への状況を注視していきたいと考えております。

また、実態把握につきましても、第8期介護保険計画策定のアンケートの設問を工夫するなどして、実態把握に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目の貸出用ヒアリングループ整備費用の補助制度は市町村にも該当するかにつきましては、厚生労働省の地域生活支援促進事業は都道府県が主体となる事業と市町村事業に分かれており、お尋ねのヒアリングループ購入補助は、都道府県事業の障害者ICTサポート総合事業に含まれており、市町村事業には該当しておりません。

5点目の集団補聴システムの普及実態に関するアンケート調査は本町に来たか、また、その内容と回答はにつきましては、お尋ねのアンケート調査は昨年10月に郵送されてきておりますが、このアンケートについては厚生労働省の委託事業ではなく民間事業者の事業として採択した民間事業であり、アンケートの内容につきましても難聴者の実態調査的なものではなく集団補聴システムの導入に関するものであったことから、回答を保留とさせていただいております。

6点目の加齢性難聴者に対する支援についての町長の所見を聞くであります。厚生労働省の進める地域生活支援促進事業については、発達障害、障害者虐待防止、障害者の就労支援など総合的な障害者支援事業であり、集団補聴システムはその一事業となっております。集団補聴システムは対応した補聴器を所持している方がより音をクリアに聞くためのシステムであり、これをもって当該事業が加齢性難聴者に対する支援の必要性を判断しているとは言えないと考えていますので、ご理解願います。

また、具体的に支援につきましては、補聴器購入への補助金実態把握等で支援すべきで
お答えしたとおり、北海道や他自治体の状況を注視していきたいと考えておりますので、ご理
解をお願いしたいと存じます。

○議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君） 実態把握ですが、具体的に介護事業所で介護に当たっている方はか
なり詳しく分かっていると思うのですが、そうでない人たちも結構多いのですね。私の所属
する桜町内会では、毎月1回おしゃべり会というのをやって、ご高齢の方がたくさん集まっ
ておしゃべり会を福祉事業の一環としてやっているのですけれども、そういう人との接触が
多くある方はいいと思うのですけれども、実態把握というのは、これは物すごく難しいです
よね。介護事業所に聞くというのも一つの手だと思うのですが、なかなかそうでない方のほ
うが多いのですよ。それで、どういうふうなスタイルで実態把握をしていこうとしているの
か、まだ着手していなければそれでいいのですけれども、いかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

8期の介護保険計画をつくる段階でのアンケート調査という部分におきましては、これか
ら詳細について詰めていきたいという部分では考えておりますので、現時点でどういよう
なアンケート内容にするかというところについては、まだ持ち合わせておりません。

ただ、実態といたしまして、各種研究資料等を見ると、60歳以上の難聴になる割合という
のはやはり非常に高くなってきているという実態も、研究調査等は出てきておりますので、
それらを工夫して何とかアンケートの中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、厚労省の地域生活支援促進事業、私ちょっと見てみたのです
けれども、五十数ページあるのです。その中のいわゆる加齢性難聴の部分というのは、ほん
の1行、ちょこっとしか書いてなくて、なかなか難しかったのですけれども、先ほど町長
のほうから、貸出用ヒアリンググループ、この整備については市町村は該当しないと言いま
したよね。これ本当に該当しないのでしょうか。道に言って、いろいろ調べてみたのだけれ
ども、大きな講演のような集会とか、あるいは小さな集まりの中でも、このグループはできる
のだというような説明もあったのですけれども、この点についてもうちょっと調べて、今分か
れば回答願いたいと思うのですけれども、もしあれでしたら調べて、こういう制度を活用す
るということも大事なのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） ヒアリンググループといいますか、この辺の難聴の方の補聴
の補助システムというものは、各種ありまして、ヒアリンググループというのはその一つの
種類ということになります。また、厚労省のほうから出ているICT総合事業の中の補聴器
の助成というのは現在のところ都道府県事業ということでございまして、これらについても
もうちょっと、私のほうも資料は持ってはいるのですけれども、本当に議員おっしゃるとお

り、1行ぼろっと書いているような部分でございまして、もう少し精査をしてから整理をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（後藤 勲君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 分かりました。8期に向けて、早急に分かりやすい実態把握を頑張っていたきたいなというふうに思ひます。

3点目、最後の質問に入ります。

国民健康保険税の負担軽減策をというこゝで、昨年10月18日に北海道国保運営協議会が開かれました。その内容はどのような内容でしたか伺ひます。これは相当、これも50ページ以上にわたるような内容で、なかなかどのような内容かといきなり聞かれても困るかなと思ひますが、分かる範囲で教えていただきたいと。

会議では高過ぎる国保税をどうするかについては全く議論はなかつたようなので、私も少し読みましたけれども。本町として「高過ぎる国保税」という認識は持っていないのかどうか、町長の所見を伺ひたいというふうに思ひます。

また、この会議では収納率をどう引き上げるかについては議論したようなのですが、この点についての町長の所見と取組を伺ひます。

一般会計からの法定外繰入れをしている保険者を含めた赤字保険者の解消、つまり法定外繰入れをいかにやめさせるかや保険料水準の統一をいかに進めるかなどが議論の中心だったようですが、今後、国保税は本町の場合どのように推移していくのか伺ひます。これは、最初の段階で1年前倒しで7年間でやるよといったときに、ずらっと出ましたよね、何年目はこうだと。というようなことを含めて伺ひたいと思ひます。本年度は「赤字解消」に取り組んでから、どの程度の値上げ率になりますか。

法定外繰入れの再開と均等割撤廃で国保税の値下げをし、町民が安心して医療にかかれるようにすることが本来の自治体のすべきことと考えますが、町長の所見を伺ひます。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の国民健康保険税の負担軽減策をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の北海道国保運営協議会が開かれたが、その内容はとのご質問でございしますが、北海道からは特に会議録については示されておひりませんので、詳細については承知しておひりません。

議事の内容としましては、北海道国民健康保険運営方針に基づく取組、北海道国民健康保険運営方針の見直し、北海道国民健康保険事業等、保険料水準の統一についての4点について協議されたようですが、北海道国民健康保険運営方針の取組につきましては、自己点検の評価結果及び今後の方向性についての協議、北海道国民健康保険運営方針の見直し、北海道国民健康保険事業等、保険料水準の統一につきましては、それぞれ意見を聴取したものと聞いておひります。どのような意見が各委員から出されたかについては、会議録が公表されておひりませんので、確認できておひりません。

2点目の高過ぎる保険税という認識は持っていないかとのご質問でございしますが、議員ご

承知のように、国民健康保険は他の医療保険等に加入している方を除いた全ての住民を被保険者とし、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしており、被用者保険と比べて低所得の加入者が多い、年齢構成が高いこと等により、医療水準が高い、所得に占める保険料が重いといった構造的な課題があると言われております。

本町におきましても、所得300万円以下の世帯が国保加入世帯の約76%、所得がゼロの世帯が約20%となっており、また、国保に加入している65歳以上の被保険者は国保被保険者全体の34%を占めているという状況にあることから、構造的には同様な状況であると思っており、加入世帯において負担を感じている方が多いとも推察しているところであります。

3点目の収納率をどう引き上げるかについての町長の所見と取組を聞くについてのご質問でございますが、北海道国民健康保険運営方針の見直し骨子案では、市町村間の収納率の差は、加入者間の保険料負担の差につながるため、収納率の底上げを行い、差を縮小することが必要である。北海道全体の収納率は年々上昇しているが、依然として市町村間の収納率の差は10ポイント以上あるため、市町村ごとの収納率の差を一定水準まで解消していくことが必要とされており、具体的に幾つかの内容も示されております。

本町の収納率につきましては、現時点では北海道から対策を求められる状況ではないと考えておりますが、収納対策につきましては、これまでも他の町税と同様、納税相談を基本に実施しており、滞納者の現状を把握した中でそれぞれ判断しているところであります。

収納率の向上につきましては、重要な課題であると認識しておりますが、本町でもこれまで滞納者との折衝の機会を確保するため、短期被保険者証の活用やコンビニ収納等の収納環境の整備に取り組んできており、現時点では新たに特別な対策を取る状況にはないものと判断しているところであります。

4点目の今後の国保税の推移と本年度の値上げ率についてのご質問でございますが、現在、本町では、平成30年度にスタートした都道府県化により平成29年度から計画的に税率の引上げを行っており、法定外の繰入れについては、道の交付金の関係もあり、当初の想定より順調に解消できている状況にあります。被保険者の減少等により国民健康保険税の調定額は平成30年度から前年度を下回っており、令和2年度以降についても法定外繰入れの対応が必要となることが予想される状況にあることから、引き続き平成30年2月の全員協議会でお示しした計画に沿った税率改正等を提案してまいりたいと考えております。

5点目の法定外繰入れの再開と均等割撤廃で国保税を下げ、安心して医療にかかれるようにすることが自治体のすべきことと考えるが、所見を聞くのご質問でございますが、法定外繰入れの再開につきまして、これまでの答弁の繰り返しになりますが、国民健康保険事業の都道府県化により法定外繰入れを行っていない自治体との間で不公平が生じることのないよう、北海道国民健康保険運営方針に基づき、被保険者の皆さんに保険税負担を求めながら段階的の法定外繰入れを解消していくことで、都道府県化の中で足並みをそろえて取り組んでまいりたいと考えております。

均等割の撤廃につきましては、均等割の基本算出は地方税法に定められており、市町村の判断で撤廃できる状況にはありませんし、均等割の率を下げた場合におきましては、他の算

定額に影響することから、慎重な対応が求められるとっております。

こうした状況を踏まえ、現状では国民健康保険税の課税額を下げるができる状況にないとの判断と併せて、今後において医療の高度化などに伴う医療費の増大の抑制をどのように図っているかといけるかということが重要になってくるものと感じております。本町におきましては、成人病等の重症化を防ぎ、高齢になられても健康であることが本来目指すべきことであると考えており、今後も特定健診の未受診者対策や健康教育等の保健事業を充実させていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君） 厚労省では随時速報を出していますよね。それで、2014年度には3,468億円の一般会計からの繰入れがあったと。1,112市町村でこの繰入れを行っている。これは2020年の調査でして、2018年、4年後には、この3,468億円が1,258億円になっているのですよ。つまり、繰入額が3分の1、それから繰入れをしている市町村も1,112市町村から354、3分の1に減っているのです。結局、厚労省が計画したとおり、私はどうして繰入れをしたら駄目なのかというのがよく分からないのですけれども、不公平が生じないようにというのは、さっき町長が言ったように、町民が負担を感じているだろうと。という中で、不公平が生じないように繰入れをやめて保険税を高くしていくのだということは、納得がいかないのではないかなというふうに思います。1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入れというのが、30年度の速報値しか、今、手元にないのですけれども、北海道は極めて低いですよ、1人当たり1,000円未満。高いところでは、東京は自立してお金持ちのところだからあれですけれども、実に1人当たり1万8,354円出しているのです。それに対して、北海道はこういう状態ですから、不公平なのです。全体から見たって絶対不公平なのです。都市部では結構お金を1人当たりに法定外繰入れをしているのですけれども、北海道はもう本当に少ないというようなことです。

今回、標茶町の滞納世帯の割合が7.33というふうに、30年の6月1日現在の資料なのですが、7.33%となっているのですけれども、このパーセントは今現在どのぐらい、今回は予算議会ですから、前年度と比べてどのぐらいになっていますか。

○副議長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き質疑をいたします。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私、この滞納世帯の割合が増えるのではないかとこのことを危惧しているのです。もともと標茶町がかなり多いときには1億円を超える一般会計の繰入れをしていた。国民健康保険、私も教員を辞めて議員になったときに、国保は高いなど。丸々払

わなければならないわけでしょう。皆さんは、半分出してもらっているわけですよ。そういう中ですから、これは滞納の割合を高くしないためにも、一般会計の繰入れをしているのだよという説明を聞いたことがあるのです、担当の課長にそういうことを。だから、そういう点では、不公平が生じないようにということは本当に正しいのだろうかという、今でも不公平があるわけですから正しいのだろうか。完全に公平にした場合に国保税は今よりもっともっと高くなるのではないかなというふうに思うのですけれども、この不公平が生じないようにという言葉について、町長はそれで正しいのだというふうに思っているのかどうか、今回はそこだけ聞いて質問を終わりたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） 先ほどの滞納者への状況ということでお答えいたします。

今年度につきましては、まだ現在進行中ですので、押さえておりませんが、平成30年度で現年度分で91世帯、ちなみに29年度は97世帯ということで、30年度は6世帯ほど減少しております。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、法定外繰入れの考え方はいろいろな考え方があってこれまで来ていたと思っています。ただ、ここに来て都道府県化になって一本化になったことによって、そういう法定外繰入れを行っているところとそうでないところがあるということなのかなと思っていますし、また、町内においては、国民健康保険以外の町民の方もやっぱり町を支えながら税を使っているということも含めて、そういった分が本当に認められる範囲がどこまでなのかということも一方で検討しながら、国保を安定的に運営していかなければならない、そんなふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 深見君。

○8番（深見 迪君） つまり、不公平を生じないようにさせるということは正しい方針だと町長は押さえているのか、それとも国の方針がそうだからやっているのだというふうに考えているのか、そこだけちょっと最後に聞きたいのですが。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 非常に難しい部分だと思っています。都道府県化になったことによって自治体間の差を一方で発生させないというのは当然のことですので、やっぱりそこは自治体としても自治体間のバランスも含めて当然持っていかなければならないということも一方でありますので、こういう表現になるというか、自治体の経営者としてはそうせざるを得ないということだというふうに理解していただきたいと思っています。

（「終わります」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

9番・本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） それでは、私、通告に沿って町長、教育長のほうに育英資金貸付けに係る地元就職者への減免規定の拡大を図るべきということでお伺いをいたします。

現在、高校を卒業する多くの生徒は、都市部に集中する大学や専門学校等に進学する場合

が多く、地方に住む者にとって専門的分野に進学する場合、それ相応の学資金が必要となってくるのが現状であります。その中で奨学資金制度は親御さんにとって大変重要な制度であると考えます。町民の命と暮らしを守り、本町の経済、そして基幹産業を守る立場で、私は平成28年9月第3回定例会で質問いたしました。改めて、町長、教育長に伺います。

最初に、地域経済発展において人材確保は欠かせることのできないものであります。本町の基幹産業、酪農の発展に重要な専門職の獣医師や住民の健康、そして命を守る上で医療、福祉機関の運営に必要な人材確保の困難な医師、看護師、介護士等資格専門職の方が本町に一定期間就業した場合、育英資金の返済を減免する規定、また、本町に就業を条件とした給付型奨学金制度を追加してはどうか。

次に、近年、奨学金を借りて就職後の返済が困難となるケースが多々あると聞く。そこで、他の奨学金、例えば日本学生支援機構、また、各自治体の奨学金制度の返済に、町内に一定期間就業した場合、返済の一部を肩代わりする制度の創設、さらに永住を進めるために、住宅を建てる場合、町有地の無料開放をする制度など、考えられる支援制度を創設し、有資格者の安定かつ恒久的な確保に努めるべきと考えるが、そのお考えをお聞きいたします。

○副議長（後藤 勲君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 9番、本多議員の育英資金貸付けに係る地元就職者への減免規定の拡大を図るべきについて、教育委員会に関するお尋ねにお答えをいたします。

1点目の教育資金の返済減免に関するお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、本町では基幹産業である酪農をはじめ、医療、介護、福祉など各分野における専門職の人材確保が課題となっていることを踏まえ、平成30年4月から育英資金貸付制度の拡充を図っております。拡充した内容は、貸付金の限度額が別枠となっていた医学・歯学課程に獣医学及び薬学課程を新たに追加し、この4課程の専門資格を取得した方が本町で一定期間就業した場合、貸付金を全額免除するとともに、この就業期間中、貸付金の償還を猶予するというものであります。

なお、貸付金の減免対象となる専門職など、今後の制度の在り方につきましては、育英審議委員会のご意見をいただきながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の2点目のご質問にお答えします。

まず、民間奨学金、他自治体の奨学金制度の返済に際しての支援制度の創出についてのお尋ねであります。本町において専門職の人材確保が重要であるとの認識は議員と意を同じくするところであります。

また、支援制度の充実につきましても、検討すべき観点とも考えております。

国におきましては、学生負担軽減の観点から、有利子から無利子への方針の下、無利子奨学金の充実が図られ、平成29年度から経済的困難により就学、進学を断念することがないよう給付型奨学金事業を導入し、同じく平成29年度から無利子奨学金において所得連動返済型奨学金が導入され、返還の負担軽減が図られております。また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及び平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政

運営と改革の基本方針2018」において導入することとされている高等教育の負担軽減策として、令和2年度から授業料・入学金の免除または減額と給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度が実施されることになっております。

本町の施策としましては、前段で教育長が述べたとおり、平成30年4月から育英資金制度の充実が図られております。今後も教育委員会と連携を図りながら課題整理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、住宅建設支援や町有地の無料開放等の支援策でございますが、支援の方策の一つとして受け止めますが、人材確保に向け引き続き努力してまいりますとともに、必要とする人材が何を必要とし、また、何が有効な方法であるか、各種産業団体、審議会等のご意見をいただきながら研究してまいりたいと存じます。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） まず、前段のことですけれども、先ほど教育長からご答弁をいただきました。

一昨年の決算認定のときにも同僚議員から、このような改革をされた中で本町でどのくらいの対象者がいたのかという質問、私ちょっと記憶しておりますけれども、記憶ではあのとき、教育長はまだあの段階ではゼロというふうに答弁なさったと記憶がございます。確かに、本町におけるそういう特殊なといいますか、有資格というのはなかなか厳しいことになろうかと思っておりますけれども、いま一度、その内容、確かに30年度に育英資金の拡充あるいはまた充実を図ったというご答弁であります。

さらに、それをもっと、もう少し枠を超えられないものなのかと、枠といいますか、例えば先ほど町長のご答弁もいただきましたけれども、皆さんご記憶にあるかどうかあれですけれども、30年代から40年代にかけて標茶高校の夜間定時制に給付型の奨学金が出されたのを、多分もしかしたらご存じかと思うのです。当時の定時制に通う子供たち、生徒はほとんどが農業の後継者でありました。私はまだ学生でしたから分かりませんが、当時の町長は、やはり30年代のいわゆる構造改革から日本の大型化をしていく農業の中で、本町の基盤、酪農を守るのだという多分大きな意思があったことでしょう。在住する標茶高校に通う定時制の生徒は、ほとんどが給付型の奨学金を受けました。卒業する多くの者は農業に従事し、または農協に勤めたり、あるいはまた農業改良普及員になった生徒もおりました。そんな中で、いわゆる今の本町の酪農の基盤をつくってきたのは、当時のやはり子供たちが行政の大きな奨学金という、給付型の奨学金を頂いて学んできたという、自負するものが多々あるかと思うのです。

そんな面で、今の確かに高校の無料化等々がありますけれども、これから同僚議員の質問にもあるかもしれませんが、介護の問題での人材不足というのは、応急処置ではなくて、恒久的に考える場合にはやはり若い人たちを育てるという意味では、さらにこの奨学金制度の充実と拡充をさらに私はお願いしたいと。当時の教育長の答弁にも、広くそういう意見を聞いていきたいと。さらには、育英審議会ですとか多々なるところで、やはり人

材確保のために皆さんに意見を聴いていくのだよという、聴いていきたいという実はご答弁を私はいただいております。ぜひ、いま一度奨学金制度という問題がいかに大事か、繰り返しますけれども、標茶の産業なり、やっぱり生活を守るといのはいかに大事かという、教育が大事か、そのためには苦学生に対する奨学金制度というものをいま一度ご検討いただきたいと思います。

さらに、町長にもいま一度お伺いいたしますけれども、前町長も同じお答えです。人材の確保というのは、本多議員と意を共有するものであると。したがって、経済団体あるいはまた各種団体と、今、本町にとってどういうものが足りないのか、どういう人材が足りないのかということをご研究していききたいというふうにご答弁をいただきました。現町長からも今そのようなお答えをいただきましたけれども、ぜひ本町にとって本当に、どの自治体もそうでしょう、人材が足りないというのは。いなくて、なかなかその事業が進められないというのは私も十分理解いたしますけれども、標茶の場合どうなのかということをご研究、ご検討、ご研究をするということであれば、研究した結果をぜひ実践に移していただきたいと思いますが、いま一度ご答弁をいただきたいと思ます。

○副議長（後藤 勲君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたしたいと思ます。

本多議員おっしゃるとおりでありまして、教育はそれぞれ人づくりでありますから、子供たちがどういう将来像を持ってそれに当たっていくかということのサポート部分でありますから、そういった部分ではまちづくりは人づくりでありますので、その部分の直結した中でこういったことができるかということは当然あるかと思ます。そういった部分で、今回の育英資金の在り方というものは、これまでもいろいろ審議会委員の中から意見を募りながら、それぞれ制度の拡充あるいは改善等を含めて議論してきた経過がございますけれども、さらにこれまでの国の方針等を含めて、教育の在り方、これは給付型について大きく、民間の企業も含めてですけれども、かじを取ってきている部分がございます。そういった部分で自治体もそれぞれ人材の部分の不足というのは、各小さな自治体においては大変課題が大きいというふうにご捉えております。

そういった部分で、私どももそれぞれ委員の方々からご意見をいただきながら、町長部局のほう、町長のほうと十分、これは予算の関係もござますから、そういった部分での共有をしていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 本多議員から前の町長と同じような答弁ではないかというお叱りも受けたのかなというふうにご真摯に受け止め、議員も十分ご理解していると思ますが、本当に今、人手不足で、こういう末端の小規模自治体がどうやってこれから人材を確保しながらやっていくかというのは本当に喫緊の課題だなどというふうには考えておりますので、議員からそういった指摘を受けないように、さらに特に今私思っているのは、介護と保育士の部分が特に緊急課題かなというふうにご思っていますので、何らかの研究結果を具体的に出せる

よう努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○副議長（後藤 勲君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 続いて、2番目の本町における森林産業振興政策を充実するべきということでの質問に入らせていただきます。

本町は酪農を基幹産業とする1次産業の町であります。1次産業にはもちろん林業も含まれているわけであり。近年高まりつつある国産材の需要に備え、持続的、安定的な森林造成による森林振興を図ることが1次産業の中で酪農業と林業が好循環のまちづくりが生まれてくると私は思います。

次の点について町長の所見を伺います。

その前に、数字上の確認をいたしたいと思っております。本町の林業推進協議会の中で民有林が3万4,654ヘクタール、町有林が5,557ヘクタールとなっております。一方、30年度決算認定では、公有財産として3,688ヘクタールとなっております。その面積の再確認をいま一度いたします。といいますことは、その差異が1,869ヘクタールありますので、その再確認をいたしたいと思っております。

続いて、具体的に町有地（荒廃地となっている土地）に植林すべきなのではないのか。

協議会の中で人工林の50%は35年以下の若齢林分とあるが、町有林の間伐、皆伐は補助金との関係もありますが、林班ごとの年次計画はありますか。

立木推定蓄積量、毎年3万立方メートルを蓄積されておりますが、毎年どの程度伐採しているのか。

次に、酪農家が必要とするおがくず生産に全力を注ぐべきではないか。

近年、一般家庭でまきストーブが多くなっていることから、まき生産の考えはないか。

最後に、森林環境譲与税、令和元年約1,200万円、2年度は前倒しで入ると聞く。本町として、譲与税の有効利用上どのような運用方法を設定し、林産業振興に計上するのか、お聞きをいたします。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の本町における森林産業振興政策を充実させるべきとお尋ねにお答えします。

本町の林業推進協議会で提示している面積についてですが、国有林以外の森林、いわゆる民有林が3万4,654ヘクタールとなっており、そのうち町有林の現況については5,557ヘクタールであります。この面積については町有林であり、現況が山林の土地となっているため、町で管理している山林のほかに、育成牧場や町有地の各地域牧野の現況が山林の部分の面積も含まれております。一方、平成30年度決算での公有地3,680ヘクタールという面積は、公簿地目が山林となっている町有地を集計した面積であります。

次に、荒廃している町有地に植林をすべきとお尋ねについてであります。現実的に植林を行い、森林経営が適切な土地については基本的には植林を行うことが妥当と判断いたしますので、それぞれの現況や周辺の状況、将来的な利用見込み等を調査して、判断していき

たいと考えております。

次に、2点目の林業推進協議会の中で人工林の50%は35年以下の若齢林分とあるが、町有林の間伐、皆伐は、補助金との関係もあるが、林班ごとの年次計画はあるかとお尋ねですが、民有林については森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象としていて、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする森林経営計画に基づいて策定しており、林班ごとの年次計画についてもございます。

次に、3点目の立木推定蓄積量、毎年3万立米蓄積されているが、毎年どの程度伐採しているのかとお尋ねですが、平成29年度は主伐、間伐合わせて54.24ヘクタール、4,606.64立米の伐採を行っております。平成30年度は主伐、間伐合わせて51.87ヘクタール、4,629立米の伐採を行っております。令和元年度は主伐、間伐合わせて82.06ヘクタール、2,534.92立米の伐採を行っております。

4点目の酪農家が必要とするおが粉生産に全力を注ぐべきとお尋ねですが、町有林内のカラマツやトドマツなどの人工林で、主伐、間伐において生産された素材についての毎年の生産量は先ほど説明させていただいておりますが、その生産された素材については、間伐材は一部の事業を除いて町内の木材加工施設を持つ業者に売払いを行い、主に家畜敷き料用のおが粉や一般製材などに加工されております。また、皆伐によって生産された素材の一部は、町内の木材加工施設を持つ業者を中心に売払いを行い、家畜敷き料用のおが粉に加工されていると伺っております。

いずれにしましても、町内の加工販売業者が複数経営を行っている中で、おが粉生産における本町の役割は素材を安定的に提供することと認識しております。森林整備は植栽から除間伐などの保育事業までを国などの補助事業を頼りに行っているのが現状であり、現実的には補助事業の予算の配当によって事業量が決まっているという現状ですので、今後とも安定した予算の確保を引き続き要望していくとともに、継続的に素材の提供を行っていきたいと考えております。

5点目の一般家庭でまきストーブが多くなっていることから、まき生産の考えはないかとお尋ねですが、町内のまきの生産については標茶町森林組合で行っており、平成30年度は254立米の販売量で、需要に対する供給は十分に行われていると伺っております。また、まきに適する素材についてはミズナラをはじめとする広葉樹ではありますが、町有林から生産される広葉樹の多くは侵入木を除伐したものでありますので、安定的に素材の供給を行うことは困難であると判断しております。

しかし、町有林から出た資源をどう活用していくかということについては、財産価値を高めることとその時代のニーズに対応していくことのバランスが重要と考えておりますので、おが粉やまきなどを含めた林産品の需要と供給について、引き続き生産団体等と情報交換を重ねて検討を深めていきたいと考えております。

次に、森林環境譲与税についてですが、ご案内のとおり令和元年度より配分されており、令和元年度におきましては、本町では1,226万8,000円の見込額となっております。昨年12月に

総務省からの報道発表により、令和2年度の森林環境譲与税は前年度の倍額の予算を当初計画よりも前倒して増額したと発表されています。令和元年度に配分された森林環境譲与税については、平成31年3月に新設した標茶町森林環境譲与税基金に全額積み立てる予定としております。新年度から森林環境譲与税の運用を予定しておりますが、令和2年度については人材育成、担い手対策と私有林整備に向けた取組を実施したいと考えております。

人材育成担い手対策については、令和2年4月開校の北海道立北の森づくり専門学院の学生の就学支援として、資格取得や道内各地で行う実習、インターンシップ等の経費の支援を行うために設立された北海道林業・木材産業人材育成支援協議会の協賛金ということで年額5万円の支出を予算に計上しております。

私有林の整備に向けた取組につきましては、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づくもので、地域森林計画対象森林のうち適切に経営管理が行われていない森林所有者に経営の意向調査を行います。対象となるのは、森林所有者は634名で、対象面積は6,800ヘクタールほどになります。これは町有林を除く私有林面積のおよそ4分の1もの面積となっています。この調査を基に、みずからもしくはみずから委託し経営管理を実施する意思のない方の森林を、今後、所有者から町に経営管理権を設定してもらいます。経営管理権を設定した森林の中で、自然的条件に照らし林業経営に適さない森林等は、町が森林環境譲与税を活用し、その森林を管理することになります。

なお、町に経営管理権が設定された森林のうち、林業経営に適する森林等は、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行います。このように今まで適切に経営管理が行われていなかった多くの私有林が適切に経営管理されることによって、間伐材等の素材も町内から生産がふえることで、4点目のおが粉生産の増産にもつながっていくことが期待されております。

現在、林野庁が示しているその他の環境譲与税の使途については、意向調査結果を基に町が管理する森林整備費用を算出し、余剰する森林環境譲与税をどのように有効に活用していくか、町内の林業関係団体等と研究を行って進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） いろいろと、私の質問がよかったのか、それとも説明がすばらしかったのか、なかなかちょっと分かりにくい点もありますけれども、いま一度1点ごとに再質問をさせていただきたいと思います。

1番目の具体的なあれで、町有地の荒廃地に植林すべきではないかということのお答えの中で、調査をしながらしていくのだというお話を今いただきました。

特に具体的に挙げますと、実は地域によっては町有地を公共牧場に行っているところがございます。その中で、今、使われていない牧場が私の記憶では2カ所あるような気がするのです。1カ所は、昔、和牛牧場に行っていたところが厚生のところにあると思うのですが、あそこ多分私は町有地でなかったかなと思うので、あそこが今、多分全く使われていない荒廃地になっている。木も生えていないササ山だけが御久沼に行くときに見えるのは、あそこは非

常に荒廃といいますか、全く未利用地になっているのではないかなと思うところが1カ所、それから東国牧野の、あそこはかなり面積がありますけれども、草地造成していないところ、これがかなりいわゆる原野化、山林化しているのではないのかなと。あそこは実は去年、熊が随分出ましているいろいろな問題になったところですけども、大変面積が広うございます。その中で、かなり未利用地になっているところが私はあると思うので、そんなことも含めて、まず一点一点お聞きしますけれども、例えば今、私、荒廃地ということでは言いましたけれども、そういう未利用地となっているところを町有地としての価値あるものにするため、植林をしていくというというような計画はございませんか。

○副議長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

荒廃した未利用地の植林の部分でございますが、厚生の町有地の部分につきましては、一部を除いて一応森林整備計画の面積に入っているのですが、森林整備計画というのが直近の部分で平成29年から10年間計画をしている部分でございます、その中の整備の面積、10年間の間伐だとか手を入れるというような面積の中には含まれていない状況でございます。

東国の部分につきましては、ちょっと実は調べてございませんので、計画に入っているかというのは再度調べさせていただきたいと思うのですが、いずれにしても、東国につきましても、森林整備計画の10年間の伐採等の計画には入っていない土地となっております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 細かいことはまた改めて総括でも、いずれかの機会にお聞きしたいと思います。

続いて、3番目の立木の推定蓄積、推定ですからいいのですけれども、しかし、このような本町の財産に関する調書の中でも毎年推定できちっと出しております。その中で、30年度に限っていますけれども、単年度で3万立米が蓄積されているわけですね。今までの合計では78万1,635立米が蓄積されております。

単純に今お聞きいたしましたら、毎年、何か4,600立米から2,500、その前後ですね。そういたしますと、年間3万立米といいますと、お分かりですか。大型の車で何台あると思いますか、運搬すると、2,500台あるのですよ。これは業者にお聞きいたしました。材質のいいやつで大体1台で13から15立米を積めるのだと。逆算すると、3万立米ですから、そのぐらいになりますよね。

といいますことは、年間の2,000とか3,000というのはほんの微々たるもので、となりますと、将来、太って太って太ってどうなるのだということになると私は思うのですよ。そんな中で私がこの中で言ったことは、いわゆる年次計画を持った皆伐なり、あるいはまた間伐の事業、これは当然補助金の関係でということ、私も十分承知しております。しかしながら、これを本当にもっと有効活用できないものかと。前にも同僚議員がいろいろ質問している中では、いわゆる間伐材のおがくずですとか、そういうものは経費が非常に高くなって割高になるのだ、あるいはまた倒木材を再利用できないのか、これの運材、あるいはまた事業には

非常に金がかかるのだ、したがって無理なのだという実は答弁をいただいていますけれども、しかし、この蓄積だとか風倒木の利用というのは、私はやっぱりもっともっと真剣に考えていただきたいと思うのです。

その中で、おがくず生産ということを私は申し上げました。町内のある大きな育成牛舎、育成をやっている方にお聞きをいたしました。今、年間1億3,000万円ぐらいおがくずを使っている。Bの育成牛舎の方は、8,000万円ぐらいおがくずを使っている。C牧場では、あまりにもおがくずが高いので全部使えないから、麦わらあるいは牧草だとか、そういうものを利用しながらやっていっているのだ。ということは、今その農場の方々は、ほとんど地元からではないそうです。一番多く1億2,000万円、3,000万円使っている農場の方は、本別を中心としたところからおがくずを持ってきているのだということでもあります。

前の議会のときに私は大規模のことでお聞きをいたしました。おがくずが非常に高い。使っている。これを、では入札制度にできないのかと言ったら、場長は、入札制度をするほどのおがくずが、業者がないのだと。先ほどの町長のご答弁では、本町のおがくずですとか、そういうのを利用しているのは1か、業者はほとんど大規模を入れているのです。となりますと、やはり一般の農家、さっき私はA、B、Cの農家を挙げましたが、個々のさらなる育成屋さんですとか、あるいはまた搾乳屋さんでも、おがくずは非常に使われているわけですよ。その点を私はもう一度考えていただきたい。多分2件しかないのではないですか、本町でおがくず生産しているところは、私の思うところは。

そんな意味では、民間の方々も力いっぱい、精いっぱい、最大限やっておられるかもしれませんが、原木はあるわけですから、それをどう利用していくかということが、私は、先ほどから言っている酪農と林業の好循環ということを上げたいのです。ただ単におがくずが捨てられているのではないのです。産業廃棄物になっているのではないのです。多くの農家がそれを厩肥として買ったり、あるいはまた畑作のところでも持っていっていますし、地元の酪農家でも十分に牧草畑の厩肥として利用しているわけですから、そういう意味では、いま一度林業というのは、口幅ったいわけですけれども、伐採をし、植林し、保育をしていく、育林をしていく、それが林業だ。私、辞書を引っ張りました。安い国語辞書でしたけれども、そう書いてありました。産業とは、それから生まれてきた原木、原材を加工して物を作っていくことが産業だというふうに書いてありました。ぜひ、1次産業の中で林業の占める、やっぱり本町としての敷地面積で言えば50%を占める山林があるわけですから、いま一度この町有地の原木の活用の仕方をお考え、あるいはまた検討していただきたい。

特に、繰り返しますけれども、年間約3万立米強の容積が蓄積されているわけですから、大型で運べばおおよそ2,200台ですよ、とんでもない数に私はなると思うのです。いま一度それをご検討願うことを、お願いではないですね、さらなる研究をしていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。答弁はいいです。

○副議長（後藤 勲君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時15分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） マスクをしたままの質問とさせていただきます。

まず初めに、やすらぎ園の人材の確保とサービスの向上について伺います。

やすらぎ園の定員は現在100名ですが、現時点での在園者は80名程度に調整、今年度は当初から新規入園者の受付を中止しています。さらにショートステイについても利用制限が続いているとのことですが、このような状況が在園者とその家族、さらには入園希望者にとって不安や不満になっていると聞いています。こうした事態を打開するためにどう取り組むかを含め、次の点について伺います。

まず1つ目に、短期間に介護職員が退職した主な要因について、どのように考えているのか。

2番目、介護職員不足が介護サービスの低下につながっていないか。

3番目、やすらぎ園は建設されて44年が経過し老朽化が目立ちますが、このことで介護事故を誘発する可能性はないか。

4番目、大規模改修により、効率よく介護できる施設と良好な労働環境を確保し、人手不足を解消すべきではないか。

5番目、令和3年度の実施を目指し、現在策定中の第8期介護保険事業計画では、現施設の半分を特養として、残りをケアハウスに充てる案があるようですが、実施するとすればそれはいつ頃なのかを伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員のやすらぎ園の人材確保とサービスの向上についてのお尋ねにお答えいたします。

議員お尋ねのとおり、やすらぎ園は入園者定員100名、ショートステイ12名で運営してきておりますが、近年の技術職員の不足によりまして、サービスの質維持を目的としまして、現時点では入園者は80名、ショートステイ6名で対応させていただいております。新規入園希望者やショートステイ利用者の受付は継続中であり、在園者や家族からの不安等のお話はいただいておりますが、入園希望者やご家族には不安な気持ちがあることは、関係者から聞き及んでおります。退園者の補充につきましては、昨年11月より再開しており、緊急的な方については対応できていると考えております。

1点目の短期間に介護職員が退職した主な要因について、どのように考えているのかにつきましては、退職に当たり行っている聞き取りからは、その要因は家族、家庭の都合が多数ですが、1年以上勤務されている方の中には、正規職員採用のめどがない、また、1年未満勤務者の方では、考えていた業務内容や業務量に違いがあったなどがありました。介護施設では、利用者の人数により多くの支援内容を熟知しなければならず、生命を預かっておりま

すので、介護事故を心配されて辞める方もいると推察しております。

2点目の介護員不足が介護サービスの低下につながっていないかにつきましては、サービスの質の低下を防ぐ目的もあり、入園者、ショートステイ利用者の数を抑え、介護サービスの維持に努めております。

3点目のやすらぎ園は建設されて44年が経過し老朽化が目立ちますが、このことで介護事故を誘発する可能性はないかにつきましては、現在のところ、老朽化が直接的に事故発生の誘発原因とはなっていないと考えております。

4点目の大規模改修により、効率よく介護できる施設と良好な労働環境を確保し、人材不足を解消すべきではないかとお尋ねですが、先ほどお答えしたように、施設老朽化による事故はないものの、施設や設備など改善すべき課題があると考えており、具体的な改修等の検討に着手する時期が来ております。人手不足解消を主眼とするわけではありませんが、検討の中で当然に利用者のサービス向上と併せて労働環境や効率の改善はテーマになるべきものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

5点目の令和3年の実施を目指し、現在策定中の第8期介護保険事業計画では、現施設の半分を特養として残りをケアハウスに充てる案があるようですが、実施するとすればいつ頃かにつきましては、第8期介護保険事業計画策定は令和3年度に入り、順次諸手続を開始したいと考えております。

ご質問のケアハウスの設置につきましては、まず、やすらぎ園の入所者の削減が必要となるほか、その受皿となる代替施設の整備も必要であります。したがって、昨年厚生文教委員会でもご説明させていただきましたが、現時点では計画の策定前であり、計画が完成する令和2年度末に一定の方向性は示せるものと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ただいまのお答えの中でもありましたけれども、退職をした人の中には、人間関係を原因に挙げる人もいるということの話も聞いております。また、ここ最近、暖房が故障するという話もありました。この件に関しましては迅速に対応されたとのことですが、こういうことがスタッフの精神的や肉体的負担になってはいないかと思っております。常に利用者のことを第一に考え対応することにより、スタッフのサービスの向上にもつながると思っております。現場に合った対応をし、人材の定着化に力を入れるべきではないかと思っておりますが、この点についてもお伺いいたします。

○副議長（後藤 勲君） やすらぎ園園長・中村君。

○やすらぎ園長（中村義人君） お答えしたいと思います。

退職に関わるご質問であったと思っております。定着化ができず、短期間で辞める方も数多くいらっしゃいますか、過去3年間で言いますと、6名ほど短期間で辞めておられる方がおります。

その中でも理由といたしましては、家庭、家族の関係で退職される方が6名中4名、そのほかの方につきましては、まず仕事と自分とがマッチしていなかったという方が1名、もう一人の方については、それ以外の理由だと思っておりますけれども1人おありまして、人間関係につ

きましては、やすらぎ園の中というのは北棟、南棟に分かれていまして、50名ずつの利用者様の介護支援を行っております。そこに配属されて、短期間のうちに50名の体調ですとか、ケアに対する計画等を熟知するには相当な苦労があるということで辞めていく方もいるように感じておりまして、人間関係で言いますと、入園している方の生命を預かっているわけですから、指導中そういったときに強い口調になってしまうこともあるかもしれません。受け手と言い手と両方の考え方に差異が生じて人間関係も少しあると感じる方も、辞める方の中には一つの要因になっていることもあるかと思っております。

次に、暖房関係だったと思うのですが、現在、関係する暖房の機械については、老朽化が進んでおりまして、日々故障ですとか調整が必要な部分は多々ありまして、その都度対応している状況でありまして、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、できるだけ早い時期に改修等を行いたいと考えているところです。

○副議長（後藤 勲君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 分かりました。

では、次の質問に移らせていただきます。2番目の質問ですけれども、災害避難時のためにマイタイムラインの普及をということでお尋ねいたします。

昨年は我が町におきましては自然災害の大きな被害も少なく過ごすことができましたが、今後いつ起こるか分からない災害に対し、町を挙げて万全な対策をつくっておく必要があると思われまます。特に標茶町として、雪解け時期の大雨や台風による水害から命を守る自助に厚みを持たせる可能性が高いと言われる、マイタイムラインの普及が大切ではないかと思ひます。

マイタイムラインとは、いざというときに慌てることなく避難に備えた行動を一人一人があらかじめ時系列に整理して決めておくもので、特に高齢者の円滑な避難のためにも必要とされると思ひます。町として、町民に対しタイムラインの理解を広げるために、これまでどのように取り組んできたのかを伺ひます。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の災害避難時のためにマイタイムラインの普及をとお尋ねについてお答えします。

毎年、各地において大規模自然災害が発生しております。本町においても、釧路川の増水により平成28年8月に避難勧告、平成30年3月には避難指示を発令し対応に当たりました。

このような状況を踏まえ、本町においては近年、防災対策を着実に取り進めてきました。平成30年10月に道東地区では初めてとなる釧路川標茶地区水害タイムラインを関係機関のご協力のもと、策定いたしました。幸いにも実運用には至っておりませんが、運用訓練を2度行い、より実効性のあるものとして見直しを重ねているところであります。

また、昨年10月より市街地町内会の町内会長と防災に関する意見交換を重ねてまいりました。その一環としてタイムラインの町内会版、いわゆる議員ご指摘のマイタイムラインの策定を目指し、2月22日に防災研修会の開催を予定していたところです。残念ながら今般の新型コロナウイルス感染防止、拡大防止の観点から延期したところでありますが、再度開催を

すべく予定をしているところであります。

また、他の地区においては、自主防災組織の活動を支援することとしており、令和2年度におきましては、虹別地区での防災に関する研修会を予定しており、その地区に合った内容のタイムラインの策定の検討を進めていきたいと考えております。今後、各地区においても、策定に向けて取組を進めていきたいと考えております。

また、児童を対象としたマイタイムラインの普及に関しましては、昨年度と今年度において標茶小学校6年生を対象に、釧路開発建設部、釧路地方気象台を中心に、マイタイムライン作成の授業も行われております。

9年前の3月11日には、東日本大震災がありました。その後も、想定をはるかに超える自然災害が頻発しています。その中で私たちは、自然の驚異には勝てないこと、安全なうちに早く避難すること、町内会など地域コミュニティが強固な地域では人的被害を食い止める力があることを教訓として学びました。標茶町は、過去から町内会活動が盛んであると、内外から高い評価をいただいております。町内会、地域会のご協力の下、災害時の円滑な避難行動マイタイムラインを柱として備えるなど、防災対応を進め、町民の命を守る災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、ご理解を願います。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） マイタイムラインのことにつきましては、防災ハンドブックという町から出されているものにも記されているのは見ているのですが、それが何か小さくてちょっと分かりづらいというのも自分でも感じておりました。

それで、例えば町民一人一人が、避難のタイミングや避難場所または常備薬、下着等々持ち出せるものを書き込む、我が家の避難シートというようなものを作成し配布、各家庭で書いていただき、水害、災害が出るとされる対象の地区の方々に常に意識をしていただくために、広報等での啓蒙、啓発が必要ではないかと思えます。そういう取組をしっかりと行っていくことで、スムーズに共助、公助につながっていくことができると考えますが、この点についても伺いたします。

○副議長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

タイムラインの普及とそれから広報、今おっしゃられたそういった避難行動をする際に必要なもののリストですとか、そういったことも含めまして、町内会長を中心に今、打合せを重ねております。そのお話し合いの中でこちら提供できる、他の地区でこういうものをつくっているよみたいな、そういった部分もご提示させていただいて、不慮といいましょうか、そういった災害時に、普通でも慌てるのですけれども、その中で冷静にまずは避難が早くできるように、最低限のものを持っていけるように、そういった取組を町内会長と一緒に進めていきたいなというふうに考えております。

議員から今ご指摘された部分も含めて、町内会長、また町内会の皆さんと一緒に考えていって、災害対策を進めていきたいなというふうに考えておりますので、どうぞご理解

いただきたいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 町民から一人の犠牲者も出さないという思いで取り組んでいただくことを希望し、質問を終わらせていただきます。

○副議長（後藤 勲君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） マスク着用のままご質問をさせていただきたいというふうに思いますが、まずはコロナ対策についてチラシ等を入れていただきました。これについては感謝を申し上げたいなというふうに思っておりますし、行政報告での質問、報告の中でも質問したかったのですが、今回のコロナということもありまして、総括でコロナについては少し伺わせていただきますが、今回は一般質問2点質問をいたしたいというふうに思えます。

まちづくりの町民講座について伺います。町長の公約の一つに、まちづくり町民講座を開催すると言われ、既に5回開催されました。開催に当たって町長の冒頭の挨拶で、この講座の開催は町民と一緒に情報を共有すると言われておりますが、このまちづくり町民講座の目的は何なのでしょう、伺います。

既に5回開催されてはいますが、町民の参加は5回開催ごとに何人参加をしているのですか、伺います。

また、まちづくり町民講座は、これからの町政にどう生かしていくのか、町長の考えを伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のまちづくり町民講座についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、まちづくりの主役はこの町に住む住民一人一人であり、まちづくりは住民、地域、行政が一体となり、それぞれの役割を担うことで前進します。そのためには、まず自分の住む地域、自分の町を知ることから始まり、まちづくりの意識を育むことが必要であり、町としましては広報誌やホームページ、公民館だよりなどで行政情報の提供とともに、町政懇談会、町民アンケート、まちづくりポスト、各種審議会・委員会などにより、住民や団体の声、意見の把握に努めております。

ご質問のまちづくり町民講座の目的につきましては、国や町の課題や情勢などについて町民皆さんと共有し、まちづくりの意識を育み、住民参加型のまちづくりを進めるための一つの方法として、平成30年12月から計5回の開催をしております。

次に、町民の参加は毎回、回ごとに何人参加したのかとご質問ですが、まちづくりの町民講座への町民の参加人数は、1回目が約90人、2回目が48人、3回目が55人、4回目が37人、5回目が250名の参加となっております。

最後に、開催した講座内容はまちづくりにどのように生かすのかとご質問につきましては、町としましては、まちづくり町民講座を開催し、町民皆さんの参加をいただく中で、情報や課題を共有することにより、行政に目を向け、関心を高めてもらい、より多くの方々が

まちづくりに参加していただくきっかけとなることで、町がより元気に、町全体の活力となっていくことを期待しているものでございます。今後も不定期ではありますが、継続して開催をしていきたいと考えているので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長のご答弁で、主役は町民一人一人であると、自分の町を知ることからというふうに今述べられましたが、今回の今まで5回の講師につきましては、全て5回とも標茶の町について語ったといえますか、そういうふうに私は受け止めておりません。1回だけ私出席できませんでしたが、そのように思うのですが、町民が町を知ること、町民の町政を町民に知らせること、まずはそれからではないかというふうに思うのです。ですから、町外の講師をお呼びするのもいいのかもしれませんが、標茶でないことのお話をされました。最後の5回目は憩の家の問題についてですから標茶に関係する話題でしたが、4回までは果たして標茶に関係するようなお話でなかったのではないかと、いうふうに、私は正直言って感じました。そういう意味からすると、1回目は中田さんが見えましたから、結構有名な方ですから90名いらした。そして、48、55、37ですか。250というのは、新聞にもこういう講座がありますというふうに出されましたので、町内外から出席者が多かったというふうに私は思いますし、釧路市民からも、いや、隈さんが来るのだったら行けばよかったという声もいただいておりましたから、5回目は標茶に関する講座であったというふうに思うのですが、この講座を開催するに当たって、参加を呼びかけたというふうに伺った講座もありました。

そういうことからすると、本当に町民が主役であれば、町の状況をまず町民に知らせること。今、行政が行っている例えば総合計画なんかは最たるものだというふうに思うのですが、あるいは実施計画、そういうことを住民の皆さんに知らせて、そして住民の皆さんから、それにまちづくりのご意見をいただく。これが私は町民と行政の共有する情報だというふうに、情報を共有するというふうに私自身は理解をしますが、町長はその辺を、本当に5回の講座を聴いていまして、果たして町民にあるいは行政に生かせるのかなというふうに私は感じておりましたので、町長が今お答えになりましたけれども、この5回、今まで、これからも続けると言っていますから、これから開催されるまちづくり町民講座についても、果たして町のまちづくりに生かせるのか、あるいは総合計画に組み入れていくのか、そういうことも伺っておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

非常にまちづくり町民講座の目的がなかなか理解されていないのだなというふうに今お聞きして思いました。私先ほど言いましたように、国や町やいろんな情報を町民の方々に知ってもらう一つの手段の一部として、このまちづくり町民講座を開催しています。このまちづくり町民講座は、実は標茶町の広報、広聴の体系の中の一つの一部です。先ほど言ったように、町政懇談会もあるし、役場の広報誌もありますし、そういうお知らせするものはほかに

もあります。ただ、最新の情報を伝える手段として、私はこれを公約としてやりたいという提案して、今5回やっています。その部分では、町のお知らせだけではなくて、町民が知らないもの、新しいこういう観点でまちづくりを進めていったほうがいいのではないかとか、もっともっとよその面で、町民の方が知らないことを、ある程度私はこの中で、外からの人を多く今回はお願いしています。そういった視点を町民の方々に気がついていただく、そうやってまちづくりに参加するきっかけをつくっていただく、そういう目的でこの講座をやっていますし、これからもできるだけ外で、中には一流の人もあるし、いろんな分野で研究されている方とか、そういった方、幅広い方に町に来ていただいて新たな刺激を町に与えていただきたい。

そういう講座をこれからも継続して開催していきたいと思っていますので、なかなか議員とはちょっと意見の違いがあるのかなと思うのですが、私は実はこの講座、もう一つだけ言わせてもらいますが、この講座のスタートは今西町政のときからです。今西町政が私が企画財政課長にあったときから実は始まっていて、町民との情報共有をしましょうということで始まったのがこの企画のスタートです。そんなことも当時、企画財政課長として関わってスタートした非常に思い入れのあるもので、私、町長になって公約に入れたのも、そういった当時のことを思いながら何とか町を元気にするために、よそからのいろんな人の声を聞きたい。そう思って始めた事業でございますので、これからも引き続きいろんな人に声をかけて開催していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 過去の町長今西さんとの思い入れがあったということで、何か今の国会みたいようなふうに言われたかなと正直言って感じましたが、1つお答えになっておりませんが、講座をどうやって生かすのですかというふうに伺いました。町民がいろんな角度から情報を知ること、それはもちろん大事なことです。だから、どうやって町民を巻き込んでまちづくりに生かすのですか。そこを伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 様々なケースがございますので、一概にこれがこうというのはなかなか言えないと思いますけれども、例えば今町がやっていることを多くの町民に、政策立案の過程として私は今回これを使っていますし、いろんな人に、よその人から標茶の町の価値も含めてお話をさせていただいて、実際の、今、提案もしてもらいながら、町民の方にできるだけ多く知ってもらう。私はそれで十分意味があるのではないかと、それを受け取った方々がいろんなアンケートで答えていただいたり、私に直接意見いただいたり、それが政策に反映していくのだろう、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長の思いですから、公約でもありますけれども、これからまだ5回ですから、町長の任期は4年ありますし、たった4年間で5回ですから、本当にどう町民の皆さんがその情報を共有して、やっぱりそのことが行政に反映させていかなければ、やった意味がないというふうに思うのです、私は。だから、目的としてまちづくりに生かす

のか、目的は何だ。ただ国やそれぞれの自治体のやっていることを町民に知らせるだけでは、私は共有ではないというふうに思います。そのこと、やっていることがイコール町民、まちづくりになるという、そういう目的がなかったら、私はやる意味がないというふうに思うのです。先ほど町長と私の意見が違うというふうに言いましたけれども、私が求めるのはやっぱりそういう講座をやることによって、まちづくりに生かせるのだという、そういうものがなければならないというふうに思うのですが、しつこいでしょうけれども、もう一度伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私は、今、鈴木議員が言ったことも踏まえて、非常にいい手法だと思ってやっていますので、これからも続けさせていただきたいと思っています。

○副議長（後藤 勲君） 6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長がいい手法だと思って続けますと言っていますので、これから先、私もまちづくり町民講座に参加して、情報を共有していきたいというふうに思います。

それでは、2番目の憩の家かや沼について伺います。

昨年の第3回、第4回定例会で、憩の家かや沼を運営する指定管理者と町と同じビジョンを持つ必要があるとして、私は質問をしてきました。また、第4回12月では、町民に対して町のビジョンを示し、状況報告するようにも求めてまいりました。

しかし、2月1日開催されたまちづくり町民講座は、憩の家かや沼の基本設計概要とも取れましたが、この講座が町のビジョンとして町民への報告だったのですか、伺います。

講座内容は、町民が求めている施設ではないと感じました。本町の観光ビジョン、特に茅沼地区については昨年第3回定例会で、茅沼地区周辺環境を基とするその発揮すべき機能や役割など宿泊施設に関わるビジョンを固めると答えていましたが、茅沼地区の観光ビジョンが示されていない中で、まちづくり町民講座内容は、インバウンドではないですけども、リゾートと私は感じ取りました。町長は、憩の家かや沼をリゾートにしようとしているのですか、伺います。先ほど同僚議員ではそのようなことはないようなご答弁をされていましたが、もう一度伺います。

全面改修には8億円ぐらいの財源が必要と全員協議会の中で説明がありましたが、この財源確保に当たっての手だてをどのように考えているのですか、伺います。

憩の家かや沼は、昭和53年10月に設置しました。目的は、「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため」と設置条例第1条に明記しております。この設置条例をどのように考えているのでしょうか、伺います。

第5回のまちづくり町民講座内容は、議会には全く説明がありませんでした。これまでの議会議論や全員協議会での説明、それからしても当然、基本設計概要が説明されるものだというふうに思われますが、2月1日の講座は議会軽視と言わざるを得ない、私はそのように感じます。町長の真意を伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の憩の家かや沼についてのお尋ねにお答えい

たします。

まず、1点目のお尋ねであります。2月1日に開催したまちづくり町民講座は、現在策定作業中であり基本計画の概要が見えてきた頃から、町民の方との情報共有を図りながら、まちづくりを進めたいという考えの下で開催したものであります。

2点目のお尋ねであります。リゾートの概念を一概に定義するのは難しいとは思いますが、今回の基本計画では、町民の使いやすく、町外の方にも気軽に使ってもらえる複合性を工夫し、それが施設の魅力となれるよう設計されたものであります。リゾートは本来、何度も通える場所という意味で、それが転じて行楽地となったと理解しております。そのような意味ではリゾートとなりますが、先ほど深見議員の質問でお答えしたとおり、特定の富裕層をターゲットにしようとする考えではございません。

3点目のお尋ねであります。改修工事に当たっては、将来の町財政の見通しを注視しながら、補助事業の活用も含め模索中であり、町財政の持続性を念頭に負担が少なくなるよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目のお尋ねであります。設置条例には「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため」と規定されています。先ほどお答えしたとおり、町民以外の富裕層をターゲットにするのではなく、今までどおり町民に愛される施設並びに本町の観光振興を牽引する施設として、再開を図りたいと考えております。

5点目のお尋ねであります。令和元年度第4回定例議会においてご説明したとおり、町民の皆さんには、完成品として業者から報告を受ける前に、ある程度の内容が煮詰まった段階で概要を説明できる場を設けたいということで、開催したものであります。現段階では議論を深めながら再開に向け進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 質問が前後になるかもしれませんが、まず今お答えになりました、ある程度煮詰まった内容を説明したい、だから、まちづくり町民講座を開催したい、それはいいのですよ。でも、なぜ議会に先に煮詰まったのを説明されなかったのですか。今までの議会、もちろん議会もそうですが、全員協議会の中でも、議会と話をし説明をしながら町長は答えているのではないですか。それが、いきなりまちづくり講座で町民に対して知らせた。私は本当に、参加した議員の中で、私だけがそのように感じたのでしょうか。決してほかの参加された議員さんも、私たちには知らされていないのに先に町民か、そのように多分感じられたのでは、感じない人もいたかもしれませんが、でないかというふうに思いますよ。町長は、私、大変お世話になりました。議会にいらっしゃいましたから、議会と町側の体制といますか、やり取りというのは、十分承知をしているというふうに私は感じてきました。ですから、当然議会には先にこういう概要を説明されるものだというふうに思ってきましたよ。ところが先に、そのことが私はやっぱり町長の真意を伺いたいというのは、議会軽視ではないのですかということ強く申し上げたいというふうに思いますが、まず1ついかがで

すか。まず伺います。

○副議長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 経過のほうを私のほうから前段説明をさせていただきたいと思いをします。

まず、これは町長とも意識を共有しながらおりますので、私のほうから代わって言うものではありませんけれども、議会軽視をしてやったという、そういうつもりは毛頭ございません。

それで、この間の議会議論の中では、私どものほうからは、議会の皆さんと十分な議論をしながらつくっていききたい、それから議員の皆さんのほうからは、町民にも十分な説明をという、そういうお言葉をいただいております。その中で3月20日の基本計画の納期を前に、発注先のほうに何とか標茶に来てもらえないか、そういうお話をしたのですけれども、先ほどの答弁にもあったとおり、お二方の日程がつくのがあの日、しかも本当は1泊してもらってゆっくり関係者とも意見交換をというようなことも、もともとは思っていたのですけれども、朝に来て、そして午後の便で帰らなければいけないということになってしまった。そんな中で、議会の皆さんに前段にという、そういう時間は組めなかった。何を優先すべきかというの、煮詰まったという言葉は使っておりますけれども、あくまでも途中経過であります。まだこうなりますという形ではありません。ですので、アウトラインを町民の皆さんに1回お知らせしよう、それは意識としては町民の皆さんに適時お知らせをするという、そういう意識のもとで行ったところであります。議会の皆さんには、この後、基本計画が出来上がった段階で一度提示しながらご説明申し上げまして、そして議論を深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 同僚議員が質問もされておりましたけれども、新聞では「気軽で上質な施設へ着々」という見出し、あるいは「自然に溶け込む外観」、マスコミさんの見出しですから、あえてそれを否定するわけではありませんが、先ほどのご質問の中でも、設置条例はあくまでも町民ですよ、町民をということで設置されておりましたから、町長のご答弁では複合利用だと。町民と町外の方々の複合利用であって、決して富裕層ではないというふうにお答えになりましたけれども、だとすれば、これから実施設計に入りますから、それを見てからまた議論せざるを得ないだろうというふうに思いますが、富裕層対象でないというふうにきちっと言われていますから、私はそこを信用したいなというふうに思うのですが、かや沼の位置づけですよ。

観光振興計画にも、かや沼とは載っておりませんが、観光施設整備あるいは各セクションが観光振興の視点に立ち、まちづくりに取組というふうにもうたっておりますが、既存の施設、言ってみれば、今の改修をして施設だけを造ったとしても、答弁では周辺の茅沼地区のというふうにも答えられていますけれども、その周辺の観光ビジョン、それが示されていないわけですよ。その中で、この観光振興計画の中には、かや沼というふうには書かれておりませんが、それとの整合性というのはどうなのかなというふうに思っております。

すし、さらに「関係機関・団体と協議を進めます」というふうにも振興計画には記載されておりますけれども、この憩の家改修に当たって、ビジョンも含めて関係機関というのは観光協会かもしれませんし、その他の団体というのはちょっと思い当たりませんが、商工会かもしれませんけれども、協議をされてきたのでしょうか。

その辺も伺いたいなというふうに思っておりますし、私はいつも質問してきましたけれども、指定管理者と行政がやはり必要な施設、どういう施設かというのは、これから経営をしてくださる業者が一番大切ではないか。以前にも申し上げましたけれども、建物、造りはできた。しかし、もしかすると受ける側の、指定管理者とはっきり言っていましたから、今後の経営については指定管理者でと言っていますから、受ける指定管理者側が、せっかくできた建物が使いづらかったら何もならないのです。この新聞報道での全館バリアフリー、あるいは先ほども述べましたとおりにお部屋におトイレをつける、それは今、当たり前のことです。けれども、先ほど言われたとおりに17を11にするとか、あるいは湖全面を見えるお部屋に持ってくるか、そういうのも含めると、やっぱり受ける業者、経営をしてくださる業者の意見というのものではないかというふうに感じるのです。その辺いかがでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） これも計画策定の経過がありますので、お知らせをしたいというふうに思います。

（何事か言う声あり）

○副町長（牛崎康人君） 議員おっしゃるように、実際にそこで経営をされる方、その意見を反映するというのは非常に大事だということで、私どもも思ったところであります。ただ、指定管理という形であれば、指定管理者は通常、後に決めることでありますので、逆に言うと物が決まっていないのに指定管理者の指定はできない、あるいは委託先の決定はできないというふうに考えておりました。ただ、建物の概要等々を決めるとき、専門的な知見に欠ける部分がありますので、それらについては関連業界の方々にご意見として、あるいは情報として提供いただきながら反映をさせている部分がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、副町長のほうからそのようにお答えありましたけれども、以前の答弁では、改修中に指定管理者を決めたいというふうなご答弁があったから、実施設計が決まって発注されて、建てている最中に指定管理者を決めたいということだったのかなと今ちょっと思ったのですが、やはり議会の経過からしても、先ほども述べられたように、町民の皆さんが新聞を見て驚いた、あるいはまちづくり町民講座に参加された皆さんが本当に驚かれていますよね。あんな立派なものができるのかよと言われましたし、一方ではこう言った方いらっしゃいましたよ。鈴木さん、議会知らされていなくて外堀を埋められてきているのではないかと。そこまで言われた町民もいたのですよ。まさに私たち議会に一つも知らされないでいきなり、何ぼ町民に早く知らせたいとはいえ、議会に知らされないでというのは、私はもしかしたら本当にその方がおっしゃった、外堀を埋めてきているのかなと正直感

じたのですね。決して佐藤町長ですから、そのようなことはないというふうに私は思いたいですし、思います。

そんなこともあって、これから先、13日に全員協議会を開いて、その中でも観光公社の経過についてのご説明があるということですから、これ以上は申し上げても仕方がないのかなというふうに思いますけれども、ただただ今日はっきり分かったことは、富裕層を対象にしていけないのだと。リゾートの言葉を述べましたけれども、私もリゾートの意味を調べさせていただきましたが、長期間保養するという意味も含まれていて、あの画像とかを見たときに、標茶はあの画像とはなじまないなということも正直感じました。そういう面では、富裕層対象ではなくて、先ほども述べたように、町外からの宿泊者というのは、例えば町外の方というのは、あの景観が好きで、前にも申しましたけれども、マニアの方々が低料金で宿泊できる、そしてさらにすばらしい景観で過ごせる、そういう思いでマニアの方がリピーターとしてお越しにいただいているのですよね。そういう面では、低料金であるということをいつも言われます。あるいは同窓会を、標茶に住まれた方々、標茶中学校あるいは虹別中学校もしくは標茶高校を卒業された方々が、やはり地元の憩の家で同窓会をしましょうや、そのような思いでずっと町内の方々は、あの施設で宿泊されてきているのですよ。そういう方々の思いというのを、ぜひ消さないでいただきたい。今日、富裕層対象でないというふうに言われていますので、この辺で思いますけれども、もう一度、富裕層を対象とするではないですね。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほどから、富裕層の件は今最後に聞かれたので、そういう方だけを対象にしているのではなくて、町民も使えて、さらに町外から、あれだけのロケーションの話をされて、鈴木議員も会場にいらしたのなら分かったと思うのですけれども、やはりそれだけ価値のあるものの財産を、どうやってこれから町の活性化のために使っていくかという一面もあるというふうに私は思っています。これから改修のためにお金をかける。どうせかけるなら一定程度のものを造って、いろんな人来ていただく、そういう場所がやっぱりかや沼なのだと思います。

先ほどビジョンがないという話もしましたが、もちろんこれから一緒になって環境審議会の方々、これから会合もたくさんありますので、新しい部分のかや沼をどういう位置づけにしていくのか、それはしっかりやろうと思っていますし、あともう一つ、先ほどから議会軽視だという話をされていますが、非常に残念なのは、私は1月28日の臨時会のときに、このまちづくり町民講座がある話も議会ですべてさせていただきました。そのときに、鈴木議員からも含めて特にこの開催の内容について、特段誰か異議を唱えた方もいらっしゃいませんでした、実は。

（「誰かみたいだ、そういうふうな話しして」の声あり）

○町長（佐藤吉彦君） それはやっぱりちょっと違うのではないかなと思っていますので、議会軽視は私は一切していませんし、これからも議会の皆さんに、まだ実は固まっていないのですよ。基本計画、まだ私のところの手元にもらっているわけではなくて、毎回打ち合わ

せするたびに内容が変わっていつているのですよ、実は。その内容で、当然2月1日現在でのお話をしてくださいという話をしているだけのことで、決してそういうつもりでこれをやっているのではなくて、私は今回の基本計画づくりを町民の皆さんがどんな意識で話を聞いてもらえるのかなという部分が一番関心事であったというか、それらはアンケートにいろいろ書かれていますので、それを参考にしながら、最終的に基本計画については、一番先に上がった最終版は皆さんにお示して、皆さんで議論していただきたいな、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長、うちの議会は反問権ないのです。ですから、先ほど述べた全員協議会で説明して、それは失礼ですよ。そのことを申し上げて、終わらせていただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 私は、酪農の持続的な再生産のため、戦略的な取組をとということで、質問をさせていただきます。

立て続けに発効した関税協定は、酪農を基幹産業とする本町にとって脅威でしかありません。高騰が続き、農家経営を潤していた個体販売価格が適正な水準に戻ったことや、クラスター事業の償還開始など、酪農経営はこれから正念場を迎えることとなります。経営スタイルの多様性を維持しつつ、持続的な再生産を可能にするためには、戦略的な取組が必要との観点から、次の点について伺います。

まず、「国際的な競争力」「国内の産地間競争における優位性」獲得のため、各種疾病対策を徹底し、健全性を特徴とする生産体制を構築すべきではないか。

公共牧場や共同牧野について、入牧時に各種疾病検査を義務化するなど入牧基準を厳格化し、放牧や舎飼いとといった群飼による感染拡大を防ぐべきではないか。

哺育育成段階の事故率を低下させ、後継牛の保有数を適正化すると同時に、個体販売利益を伸ばすための具体的な取組が必要ではないか。

以上、3点について伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の酪農の持続的な再生産のため、戦略的な取組をの1点目のお尋ねですが、各種疾病対策を徹底することは重要なことと認識しております。

本町では、家畜自衛防疫連絡協議会による春、秋2回の一斉ワクチン接種を実施し、各種疾病予防に力を入れてきております。

また、BVD-MDの持続感染牛の早期摘発、蔓延防止対策として搾乳農家全戸に対して年2回のバルク乳のスクリーニング検査を実施しております。家畜伝染予防法に指定されている法定伝染病や届出伝染病は、法律に基づく指針や定期検査、発生時には迅速な消毒作業などにより、蔓延防止を図っているところであります。

健全性を特徴とする生産体制としては、標茶町酪農関係者技術者連絡協議会の中に、標茶町酪農HACCP推進会議を立ち上げ、国の基準を満たす農場HACCP認定取得や標茶町版酪農HACCPの取組、普及を推進しております。あわせて、HACCP指導員養成にも力を入れております。このことは、家畜飼養に当たり適切な衛生管理を行うこと、家畜の伝染病の発生予防や蔓延防止、畜産物の安全確保につながり、その生産体制構築が健全性を特徴とする生産体制につながることであり、その継続的な取組に対し、町としても支援することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目のお尋ねですが、伝染病のある疾病については、入牧時検査で摘発すること、その上で分離飼育することは感染拡大防止においては有効であることは認識いたします。しかしながら、分離飼育するための施設配置や放牧地配置が必要であり、公共牧野や共同牧野においても、これらの対応が可能か、あるいは入牧時検査で陽性となった場合、入牧をお断りするかなど、条件整備が必要となり、全ての疾病に対して入牧時の検査を義務化、厳格化することは現状としては厳しい状況と判断いたしております。

また、疾病の種類によっては、清浄化に対しての方針など確立した後でなければ、生産者の経済損失などを含めて難しい状況であり、着手可能な対策に臨むことが必要であると考えておりますので、ご理解を願います。

3点目のお尋ねですが、HACCPの考え方を取り入れた飼養管理システムの確立とその普及により、哺育育成段階の事故率を低下させる取組にもつながるものと考えております。標茶町酪農HACCP推進協議会の部会として、平成29年7月に育成牛HACCP委員会を発足し、取組を始めており、現在マニュアル等を作成し、育成牛をHACCP方式で管理するシステムを構築中です。マニュアルが確立し、広く普及できるようになると、本マニュアルに沿った飼養管理の下、安全・安心な牛を生産することによって、事故、疾病による死亡牛を減らし、出荷する個体数も増加することが可能となります。

後継牛の保有数を適正化すると同時に、個体販売利益を伸ばすための取組としましては、近年、酪農関係者において話題となっておりますゲノム検査の活用が有効ではないかと考えております。遺伝子情報を活用し、生産性、繁殖性、疾病発生リスクの観点から、より能力の高い後継牛を選抜、農場の目標に沿った交配計画、牛群改良を加速することが可能となる新たな技術であります。また、ゲノム検査結果を基に、生産された遺伝的能力の高い牛は、性判別精液の活用により確実に後継牛として残っていくとともに、後継牛として残されない個体販売目的の牛については、より高額で販売が期待され、和牛精液を使用した交雑種の生産販売、また、和牛の受精卵移植などを行った生産販売がそれぞれの経営判断のもと、検討すべき取組の一つとして考えられます。

酪農振興会連合会では、先月20日開催の酪農研修会において、ゲノム検査について専門家を招き、ご講演いただいたところであります。

ご指摘のとおり、今後厳しい局面を迎えることが予想される中で、今ある資源を基に、効率的に生産性を高めていくことが本町酪農、畜産の持続性に必要であり、関係団体の連携のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、今回私がこの質問の中で戦略的な取組をといる、戦略的などという言葉を使わせていただいた、そのことを前段ご説明したいと思います。

それは、標茶町において毎週開かれている、以前は幹部会議と言われていたものを、現在は戦略会議というふうに呼んでおられます。毎週それが開かれていて、その中では、私が今回質問しているようなことも含めて、いろいろなことについて、より戦略的なお話がされているのだらうと、そういうこともあって、あえて戦略的な取組をといるという言葉を使わせていただいているわけです。ただ、今お答えいただいた中で、一つも戦略的ではないと。多少の勘違いもあるのかなというふうに思いますので、そのことについて伺っておきたいと思います。

まず、最初の国際的な競争力、それから国内の産地間競争における優位性という言葉を使わせていただきましたが、これはそのものずばりではないですけれども、標茶町育成牧場の中期計画の中で、公共牧場としての使命、それから標茶町育成牧場が、例えば地域の中でどういった役割を担っていくのかという、そういった部分、これからの標茶町の酪農について触れておりますので、当然それは標茶町の酪農の未来を言っている、そういうものであるというふうに思うわけです。

その中で、BVD-MDのことについて、町長、「ビーブイデー」と言われましたけれども、BVD-MDについて触れられています。いろんな疾病の中で、BVD-MDは確かに市場事故につながって、場合によっては農家負担が発生する、農協の負担も発生する、ホクレンの負担も発生する、そういう経済的な損失があるわけです。ただ、その感染ステージというのは、公共牧野です。公共牧場であったり、共同牧野であるわけです。ですから、そのことについて、まずお答えが後ろ向きであるなど。スクリーニングするというのは、これは当たり前です。道内の公共牧場、それから民間の預託牧場、それから標茶町育成牧場でもBVD-MDというのは全頭検査です。スクリーニングによってというものは、段階的に仕方がないことかもしれませんけれども、当たり前のこととお話しされていると思われます。そして、なぜここでBVD-MDに触れていながらBLVについて触れないのか、そのことについてまずお伺いします。

○副議長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

公共牧野の関係もございましたので、私のほうから関係する部分お答えさせていただきたいと思ひます。

国際的な競争力云々、それから公共牧場として、町営牧場としての中長期計画策定というのを、今、年度内で策定を終わらせたいということで、議会のほうにもお示しをさせていただいております。その中で、公共牧場としての役割、それから全体的な町の農業としての将来的な在り方というのも含めた中で、計画を練っているところです。

その中で、今、BVD-MDの関係とBLVのお話がありました。BVD-MDの検査の在り方ですが、公共牧野、それから共同牧野が中心というような今お尋ねだったと思ひますが、

それだけでは当然ないと思います。各農家さんでの感染といいますか、キャリアになるというケースもございます。まずは、スクリーニング検査というのは、各農場さんでそういう感染牛がないかどうかというのを摘発するというのがP Iということでやっております。ここでの感染、バルク乳ですからそれでもし摘発した場合には、その農場の中に感染牛がいるのではないかとということで、詳しい検査を1頭ずつ検査することになっております。

その上で、各公共牧野、共同牧野、これは当然、入牧時にそういうキャリアの牛がないかということで着地での検査をしているわけですから、それら併せて、それらの撲滅に向けてのといいますか、感染拡大を防ぐという目的でBVDの検査をしている状況です。

B L Vのお話もありましたが、ここについては慎重性が問われる部分だと思っております。議員も当然この部分は詳しいわけですが、町内だけではないのですが、35%を超えるぐらいの感染率ではないと言われております。ですから、実際に全戸、全頭検査した場合にそういうキャリア牛がもし出た場合に、それをどうするかというところをまず決めなければなりません。現在は、感染だけでは淘汰の補償なり、そういうような後ろ盾はございません。ですから、各農場さんでそれをどうしていくかという対策を取っていかねばならない。あわせて、感染拡大を防ぐという部分では、先ほど言った分離飼育、各農場さんもそうですが、当然、公共牧野、共同牧野についてもそういう対応を取るのが、対策としては有効だと感じております。ただ、その部分で先ほど言いました感染率の問題、それをどのように感染拡大を抑えながらクリーンにしていくかというゴールといいますか、そこをまず公共牧野、共同牧野のみならず、生産者も含めてどのような体制を取っていくかというのがまずなければ、そこは進んでいかないのではないかなと思っております。ここは当然、議員さんも分かっていることだと思いますけれども、その上で競争力、それから健全性という中で、今B L Vの対策、そこは慎重に取り組むべきだと思っております。

これをお話しすべきかどうかというのはありますけれども、感染キャリアにおいても、牛乳、生乳出荷は認められております。現在は、発症の場合は別ですが、先ほど言ったキャリアの率からいきますと、そこそこの数が出るのではないかとという中で、そこをクリーンだからといって健全性というところを表現する場合に、消費者に誤解を与えてしまう可能性があるかと思っております。ですから、そこは慎重に取り組むべきであろうし、ここは一農場、一牧野だけの取組ではなくて、このB L Vを感染拡大、あとではなくしていくという中での取組、そういう運動が必要だと思っておりますので、現段階でまずその体制を取るのが優先かなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 標茶の酪農がどうなっていくかという話でしたので、本来であれば農林課長にお答えいただければよかったなと思うわけですが、BVD-MDのこと、場長のほうからお話しされましたけれども、1つ考えなければいけないのは、病気の特徴をきちんと理解すれば感染ステージというのは、やはり不特定多数の牛が集まる、そういう場所から各農家に拡散していくということ、これは今後もそういうつもりでいろんな対策を取っていかれることになるのではないかなと。

そして、BLVのことについて触れていただきましたけれども、昔からパンドラの箱であると、開けてはいけないのだと。そういう話、要するに日本の乳牛の35%が陽性かもしれないという話で、触れてはいけないのだということなのですが、標茶町育成牧場では分離飼育を実際にはやっておられる。そのことで陽転率というのを劇的に下げて成果を上げてきている。だから、今すぐに例えばBLVにしても、BVD-MDにしても根絶するということを行っているのではないのですね。そういったことに取り組んでいく姿勢というのが、それが戦略的な姿勢なのではないかなと、そんなふうに思うわけです。根絶するとなれば、今、場長がおっしゃったように、どれだけいるかも分からないし、その後どうなるかも分からない。だけれども、実際に標茶町育成牧場でやっているように、それから民間の預託牧場でもやっています、BVD-MDはもうもちろんみんなやっていますけれども、BLVに関しても検査もしているし、主な感染源、媒体となるウシアカバチなんかの特徴を考えると、15秒したら感染しなくなるという、能力が消滅すると言われているのですから、秒速8メートルでアブが飛んだら、120メートル離れていれば感染しないわけですよ。追い風を受けても200メートル離れたところに放牧されていれば、陽転しない、可能性は低くなると言われているわけです。そういった根拠に基づいて育成牧場では既に分離飼育をされているわけですから、そういったことを各地域の共同牧野なんかににも内容を理解していただいて、できることから取り組んでいくという、そういうことが標茶町の酪農が、せっかくHACCPなんかの取組を一生懸命やっている。だけれども、どちらかと言うと、評価としては生産量の多い町ということにとどまっているわけですが、より戦略的にそういった健全性を確保することに取り組んでいるのだという、そういう姿勢を見せることで、販売するものの付加価値というのが上がってくるかもしれないし、BLVが例えば世間の注目を浴びたときに、生き残っていく可能性とか、そういったこともあるかもしれないと。そういう思いで、質問をさせていただいています。

まず、現状で実際に分離飼育をやっていることと、今おっしゃったことというのは、そうすると矛盾してしまうのですけれども、その点いかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

公共牧野、町営牧場では分離飼育をやっているというお話ですが、全ての部分を今現在できているわけではない状況でございます。ですから、そののところも当然、このBLVの対策としては、そういう手段として当然有効というのは感じておりますので、公共牧野としてできること、まずそれは当然のことだと思っております。

それを、地域の公共、共同牧野あるいは一般農家さんですね、公共牧野で例えばそういう分離飼育をし、感染拡大を防ぐ、その上で預託牧場ですから農家さんに帰っていきます。農家さんで何ら対応をしなければ、あまり意味がない対応でございます。ですから、そのところは公共牧野、共同牧野のみならず、生産者も含めてそういう意識を持ち、対応、できることから対策をしていくというのが重要なことだと思っております。

いろいろな、BLVについても、感染拡大の方策というのはあろうかと思えます。撲滅に

は先ほど議員がおっしゃったように、なかなか簡単なことではないと思います。ただ、それを、陽転率を抑えるというのが、今できる当然方策かなと思いますので、その中で今お話があったHACCPの取組というのは、そういうような当然部分も入ってこようかと思います。ですから、公共牧野、共同牧野のみならず、地域一帯としてこの疾病、このBLVに限らず各疾病に対して意識を持ち、そこが健全性へとつながる取組であれば、そこに当然向かうべきだと思いますし、ですから、それを広げないというか、決して後ろ向きでもございませんし、そういうHACCPの指導員の中ではこういうBLVの部分、BVDもそうですが、それら疾病の部分、防疫対策も含めてこういう家畜の飼養管理の当たり方という部分も含めて指導、普及をしておりますので、そういう中でまずはできることから対策をしていこうという、先ほど町長が答弁したところもありますけれども、そういう中で進んでおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 常陸君に申しますけれども、すみませんけれども、ちょっともう少し簡潔にやっていただければと思うのですけれども。

ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き審議をします。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） BLVに関して、まだ周知されていないという、そういう認識もあるかもしれませんが、ただ、必ずこの先HACCPをこうやって進めていっていることを考えれば、その中にはBLVの感染予防のために、パスチャライザーの普及というのを標茶町はやっていますから、そういったことも当然入ってくると思われまますので、そういった部分をきちんとこの先進めていただくことをまず要望して、この1点目については終わります。

2点目、公共牧場や共同牧野でそういった検査を義務化、なかなかできないと。そこで摘発されたものに関してどうするかということが決まらないからということですが、実際に道内の公共牧場では、それらの検査が普通に行われるようになってきていますから、その点に関して検査をしたものと、それからしないものとの群、しない群ですね。要するに、陰性の牛ばかりの群と、陰性と陽性のものが混在する群を同じ、例えば共同牧野とか公共牧場で持つということ自体に、少し矛盾がないのかなと思うのですけれども、それはいかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど町長が答弁したように、分離飼育というのは当然有効な各疾病の感染拡大では有効というのは認識しております。その上で、そういう施設が配置できるか、放牧地の牧区のレ

イアウトができるかというところが一番課題だと思います。地域の共同牧野についてもそうだと思います。ですから、そこをできるという体制が取れるということであれば、当然取り組むべきでありますし、先ほど言ったように地域の共同牧野、それから町の公共牧野のみならず、生産者も含めて一体的に取り組むことが必要だと考えておりますので、ぜひご理解していただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それと、哺育育成段階の事故率の低下について、ゲノム解析について町長の答弁で触れられているわけですが、根室管内では……、その前にまず哺育育成期の事故率が高いことについて、その根本的な原因は、例えばどういうところにあるというふうを考えておられるか、それをお聞かせください。

（「休憩したほうがいい」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時51分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えをします。

その前に、先ほどBLVの35%陽転率というふうに牧場長のほうから説明があった部分につきましては、農水省のほうで一般的な数字ということで、本町の部分ではないということをもまず訂正させていただきます。

それで、哺育育成段階の事故率が高いという原因なのですが、本町の部分につきましては、関係機関等のお話を伺った中では、個々の農場等の飼養管理上の問題であるというふうにお聞きしております。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） もちろん個々の酪農家における飼養管理に原因がある場合も当然多いです。

それで、町で取り組んでいるHACCPの取組というのがそこで非常に大事になってくるわけですが、ただ、よその自治体でいろいろそういう取組をしている中で、その実績からいうと、HACCPどおりにきちんと哺育育成していても、事故率で8%を切るというのは非常に難しい。一般的には10%、多いところは15%ぐらいの事故率があるわけで、それがどうしてもその事故率を考えると、育成牛を多く持つというのが当たり前になっているわけです。

ただ、標茶町の場合は平成18年に哺育事業が始まって、それまで管内の平均を大きく上回る事故率だったものが、哺育センターの稼働によって、事故率が哺育センターは3%を切っていましたので、それで標茶は現在でも管内での平均を大きく下回る、そういう状態にはな

っています。ただ、そういった哺育センター、町の哺育センターもそうですし、阿歴内、虹別で稼働した哺育センターも非常に苦勞されている。H A C C Pに従って、それ以上のことをもっとやって、それでもやっぱり事故率がある。そういったことで考えると、ここで町長がお答えになったゲノム解析による優秀な牛の選抜というのは、一つの方法です。ただ、それ自体はもうちょっと先の話かなと。日乳量のことも含めて、選抜するというのもうちょっと先の話かなというのが、私個人的に思っています、そこでお伺いしたいのは、根室管内で取り組んでいるバイキングレッドとモンベリアードとホルスタインの三元交配によって、要は単に雑種化させるということではなくて、近交係数を下げていく。近親交配が進んでいるということは、1つホルスタインという種類の抗病性の低さというのにつながっていますので、そういったところに注目している自治体なり生産者団体がありますので、そういったことを検討するという事は、そういったH A C C Pの会議なんかの中では話題になることはないのでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

根室管内のほうの三元交配という部分の関係機関との、H A C C P委員会等の中でということなのですが、その根室管内の事例ですが、新聞等で見聞きしているところでございますので、今後そういったことも関係機関と研究していきたいというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、次の質問に参ります。

保育料無償化を徹底検証し、子育て支援の充実を図るべき。

標茶町が保育料を無償化して、間もなく1年が経過します。多くの自治体は、昨年10月、保育料の無償化を実施しました。そして、早々と、制度自体の必要性に異論はないが、制度設計には未熟な部分もあり、期待した効果が実感できていないと分析しています。標茶町は、他の自治体よりも半年早く無償化に踏み切っている分、効果が把握しやすいと思われます。費用対効果も含め、保育料無償化についてしっかりと検証し、子育て支援のさらなる充実を図るべきと考え、次の点について伺います。

保育料を無償化したことで、就労人口の増加などの具体的な成果はあったか。

無償化の実施時期を早めたことと、対象を国より拡大したことの費用対効果をどう測定しているか。

待機者の発生、保育の長時間化、保育士の業務量増加など、無償化によって問題が発生していないか。

問題点があれば、その改善策と今後の課題について伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の保育料無償化を徹底検証し、子育て支援の充実資すべきとのお尋ねにお答えいたします。

本町の保育料無料化は、国の無償化に先駆け昨年4月より拡大実施してから、間もなく1年が経過いたします。これまでの定例町議会においても答弁いたしました、必要な人員の

確保が難しい可能性もありながら、まずは無料化の実施をとの思いで、この1年実施してまいりました。また、よりよい子育て支援の充実をとの思いは、議員と考えを同じくするところでもあります。

1点目の保育料を無償化したことで就労人口の増加など具体的な成果ではありますが、昨年4月からの町全体の就労人口の統計などにつきましては、現段階で詳細な資料等は持ち合わせておりませんが、各地域において新規の保育園入園の申込みの増加などを鑑みますと、女性の就労進出、職場復帰等、一定の成果はあったものと考えております。

2点目の無償化の実施時期を早めたこと、対象を国より拡大したことの費用対効果をどう測定しているかのお尋ねについてであります。無料化に伴い保育負担金など町の収入が年間数千万円ほど減収となりましたが、特に3歳児未満のいる家庭については、国の無償化により、本町の無料化を拡大し、実施いたしましたことから、特に女性の就業復帰等を早めることが可能になったほか、保護者の経済的負担の軽減が大きく図られたものと考えております。

第3点目の待機者の発生、保育の長時間化、保育士の業務量増加など、無償化によって問題が発生していないかのお尋ねについてであります。無償化によって待機児童が発生していることにつきましては、議員ご指摘のとおりであります。

保育の長時間化につきましては、パート保育士による対応などにより一部の保育士に負担がかかることのないよう努めてきているところではあります。早朝保育、延長保育を希望する園児の増加などもあり、保育園によっては昨年度と比べて保育士が勤務する時間が延びた園も一部にはあります。

また、一時保育希望者の増加や、昨今は保護者の要望等が多岐にわたることから、要望一つ一つについてきめ細かに、現場の保育士が対応を行っており、保育士の業務量等につきましては、増加してきているものと推察しております。

4点目の問題点があればその改善策と今後の課題について伺うについてであります。保育士等の業務量増加に伴うメンタル面のケアなど、十分に配慮を行ってまいります。

また、待機児童の発生につきましては、引き続き保育士の人材確保等について努力するとともに、昨年実施しました第2期子ども・子育て計画策定に伴うニーズ調査において、一部の保護者からは保育料を納めてでも利用しやすい保育体制を望むとの意見がありましたことから、今後、必要に応じ全ての可能性を含めて検証していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、子育て支援の充実につきましては、議員と意見を同じくするところでもありますし、引き続き人材確保や保育環境の改善等に全力を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 無償化に伴う、それを国よりも半年早く行ったこととか、範囲を広げたことによる、その費用対効果ということで伺いました。年間数千万円の減収、拡大した

分はその後でもすけれども、まず初年度において半年早めたことによって数千万円という言い方ですが、これ具体的にどのぐらいの金額だったのでしょうか。それを1点お伺いします。

また、保育料の無償化というのは、子育て支援を充実させることによって移住も促進したいという、そういった思いもあったと思うのですね。就労人口のことを伺いましたけれども、ほかに例えば人口増があったかどうか、これもお伺いしたいです。

それから、現場で起きている問題点について、それなりにいろんな問題点が出てきているということのようです。それに対しては必要なケアをしていきますということですが、ぜひこれは現場主義で目配り、気配りをしていただかなければならない部分でありますので、メンタルのケアなどというふうになっていきますけれども、もう少し具体的にお知らせください。

○副議長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

もし答弁漏れがございましたら、後ほどご指摘いただきたいというふうに思います。

まず、1点目の収入でございますが、平成30年度の調定額で申し上げますと、年間で約6,600万円ほどになっております。これを今年度に当てはめると、半年分ということであれば、約3,000万円ほどが収入の減というふうになっているところでございます。

また、2点目の人口増に関しましては、具体的な部分でいきますと、数値的な部分を含めて持ち合わせておりません。就業、あくまで保育所につきましては、入ってきた段階、町民になった時点での保育に欠ける子を預かるという部分でいっておりますので、直接的に人口増に貢献しているという部分はなかなか見えづらいのかなというふうに思っております。

それから、3点目でございますけれども、メンタル面のケアなどというところでのご質問でございますが、これにつきましては、職員、非常勤、それから臨時職員を含めまして、毎年メンタルヘルスケアということで、個別にアンケートを聴取しておりまして、希望者全員回答することになっております。状況によりましては、医師の診断といたしますか、医師と話をしながらケアにつながっていけるような、できるだけ早い段階でメンタル面的なサポートをしていくというようなことに対応しているということでございますので、ご理解願います。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 費用対効果ということで、具体的な費用についてはお伺いしましたが、町長の公約に基づいて半年早めたという部分だけでも3,000万円費用が、見ようによってはそれだけかかったということでもありますので、今後も就労人口、それから、それに関連しての人口増があったかどうかということや年度が替わった時点でまたお知らせというか、そういうことがあったというふうに実感できることが大事なと思います。3,000万円を投じての例えば移住対策とか人口増対策というのは、もしかしたらもっといろんなことができる可能性だってあるわけで、そこをぜひ、時間はかかるかもしれませんが、効果を出していくように、これからも努力していただければと思います。

それと、現場の保育士さん、業務量は確実に増えていると思いますので、そういった点のケア、本当にメンタルヘルスケア、アンケートとか、講座とか、そういったことを充実させ

るのはもちろんですし、必要な人員の配置というものがきちんと行われるようにしていただきたいと、このように思います。

続いて3点目、次の質問に移ります。

憩の家再開の方向性と町の観光政策は矛盾していないかということでお伺いします。

憩の家再開に向け、債権整理や破綻の原因究明と並行して基本計画の策定が進められています。しかし、基本計画の内容については、2月1日に開催された「まちづくり町民講座」を通してその概要を知りました。また、その後繰り返された新聞報道によって再開そのものを知ったという町民も多く、再開への手順に関しては主役不在で進められている感が否めません。

憩の家がある茅沼地区は、湿原観光の一翼を担うだけでなく、塘路、多和平とともに標茶観光を牽引してきました。憩の家の動向は本町の観光、宿泊業に与える影響が大きいため、グランドデザインをしっかりと描いた上で事を進める必要があると思いますが、現状はそうはなっていません。それを踏まえて、次の点について伺います。

標茶町は、憩の家を中心に海外の富裕層を対象とした滞在型観光に舵を切るのか。

現在取り組んでいる馬を用いた体験観光は、憩の家再開にどう生かすつもりか。

憩の家に関する基本計画の概要は、施設の設置条例に違反することにはならないか。

3点について伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の憩の家再開の方向性と町の観光政策は矛盾していないかについてお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。これまでお答えしておりますが、町民の方が今までと同じように十分親しみを持って楽しんで利用してもらえる施設という考え方でしております。決してインバウンドの富裕層をターゲットにする施設を目指すものではありません。今まで以上に町内外の方に利用され、愛される施設を目指したいと考えております。

2点目のお尋ねであります。施設再開の際には、議員のご指摘の体験型観光も含めた茅沼地区の魅力を体験できるサービスの充実も、今後検討していきたいと考えております。

3点目のお尋ねであります。設置条例の目的は「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域開発の振興に資するため」とあるもので、今後も町民の方への健全な保養とレクリエーションの場を提供する施設とともに、議員ご指摘のように本町観光振興を牽引してきた施設としての役割を果たせる計画を現在策定中でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 既に同僚の議員から同じような質問がされておりましたので、同じようなお答えをいただいているわけですが、富裕層をターゲットに特になしているわけではない。インバウンドに大きな期待をしているわけではないということだと思っております。だとすると、なぜ著名な建築家に計画の樹立を依頼しなければならなかったのか。これ

常識的に考えると、ホテル経営のノウハウであったりとか、観光に関するコンサルティングができるどころとか、宿泊業、ホテル業、観光業、そういったことに造詣のある方をお願いすべきところを、そこをお願いしたというのは、よそでリゾートであるとか、そういったものを手がけている方にインバウンドに対応したそういったものを期待した上でお願いしたということではないのでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 今、これ通告からちょっと外れているので、それは総括のほうに入ると思いますので、その辺気をつけてお願いしたいと思えますけれども。よろしいですか。ちょっと入り過ぎている感じがするのだけれども。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町民も利用できる、親しめる、そういった施設をとということで、富裕層を対象にはしていないということですが、であればそういうクオリティーの高いものであるとか、特殊なものであるとか、著名な方の意向に頼ってと思われるような、それによって富裕層を集客するような、そういうふうに見えるような、想像されるような、そういうことというのは必要なかったのではないかと思うのですが、いかがですか。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今回、皆さんご存じのように、憩の家かや沼につきましては、経営を委託していた会社の倒産という負の遺産を抱えながら、倒産した後、多くの方から、ここにいらっしゃる方も含めて一日も早い再開をしてほしい、そういう要望が実は多く寄せられましたし、また、多くの署名もいただきました。その中で、やはり再開の方向性を考えるときに、ただ普通の改修をしてもなかなかこれから先、最初の四、五年たてば古くなって、皆さんから見放されるというか、通常が大体新しいうちはそうであるけれども、そういったことも総体的に考えながらたまたま、これも全員協議会で皆さんにご説明しましたが、過去にお付き合いがあった方との出会いがたまたまありましたので、そういった方のご意見も聞きながら、皆さんにお諮りをして、基本計画の策定費用について議会でご承認いただいた、そういうふうには私は理解しておりますので、今ここでそういう形のご質問が来るのはちょっとどうなのかなと思いつつながら、今、答弁しているところなのですが、私はやっぱり標茶のこれからの将来のこと、可能性も含めて、町民の利用ももちろんありますけれども、先ほど来、茅沼のグランドデザインというお話もありますが、やっぱりそういう地域であるということもいま一度町民の皆さんと共有しながら、そういうものができればつくっていききたい、そんな思いで今回取り組んでいますので、ぜひご理解いただきたいなと思っています。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町長自身がおっしゃるように、グランドデザインというものが茅沼地区に限らず、標茶町の観光全体について、もしかしたらはっきりしない状態の中で、そういった再開の方向に動き出しているのかなというふうに感じてしまうわけです。

私、実際には、2月1日のまちづくり町民講座というのは聞きに行っていないのですよ。いろんな方から話は伺って、大体正確にお話は分かるのですが、そもそも道北の北竜町で町

の再生ということをかけて、隈氏に保育園の設計であるとか、それから観光施設の設計というのを委託している。その状況というのも標茶に似ていて、昔ちょっとまちづくりの講座や何かで関わりがありましたと。その後余り行き来はないのですけれども、今回、新国立競技場の設計者に決まってから音信が復活して、それでそういう施設の設計を委託するという形、標茶も設計の委託には至っていませんけれども、そういった計画を隈研吾氏にお願いするという状況になっているわけです。

ただ、そこでどうしても疑問として浮かんでくるのは、私はまちづくり町民講座は行かなかったのですが、それはなぜかという、北竜町で隈研吾氏がお話ししていることと多分同じことをお話するのだろうか。地域のロケーションというものを大絶賛すると。すばらしい、世界に通用すると、町の可能性は広がると、そういったお話をもしかしたらされるのかなという、そういう思いもあって実際には行っていませんが、まさにそういう内容でお話をされた。さらに、部屋数を減らして、そして諸外国の方にも満足していただけるようにというお話を力説された。茅沼の魅力について、どんなことがありますかという問いかけに、もうお一方、原研哉氏は、きれいな毛虫がいたと、そのようにおっしゃっている。果たして本当に、計画策定に関して、憩の家のことをよく知っていただいて、茅沼の特徴を理解していただいて、その上でまちづくり町民講座のお話に至っているのか。そのところに非常に疑問が生じるし、話の内容からすると、ほかの同僚議員も町長とお話、やり取りしていますけれども、どう考えても、これは富裕層をターゲットにしたそういった施設に軸足が置かれているのではないかなと思うのですが、隈研吾氏のネームバリューによって集客し、富裕層を集めたいという、そういう発想は全くないのでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

確かに、今、北竜の話をしてしまいましたが、基本的に標茶と北竜は違うと思っています。私どものお付き合いというのは、釧路湿原のラムサールの条約締約国会議の関係で、隈さん方と交流ができて、原さんとはちょっと別な形ですけれども、そういったことでありますので、基本的には違うというふうに思っていますし、そういった部分を期待して、初めからそれだけで、実は隈さんとかそういった方にお願いをするということではないことだけのご理解いただきたいと思っておりますし、ただ、結果として、そういう方というのを例えば今回講師にしたということで、通常50人とかそれぐらいの町民講座が300人近くの集客になったとか、それは事実なのだろうと、それだけの方がやっぱり携わってくれるという部分については、否定はできないとは思っています。ただ、実際にそれを最初から目的としてやっているわけではなくて、やはりお二人の今までのいろんなホテルの建築とか、小さい町のそういう宿泊施設を手がけているというのも拝見させていただきましたし、そういったことも含めて釧路湿原の中にある唯一の宿泊施設について、何とか再生していく、そのためにはやはりそういったものの力も借りながらということは当然考えた結果、こういう形で皆さんにご提案して了解していただきながら、今、計画策定の途中だということで、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 特に富裕層をターゲットにしているわけではないのだということ、理解しました。

ただ、憩の家自体は今回お話を聞いた限りでは、基本計画の中では、例えば減築するとか、そういったことはないわけですよ。従来の大きさを維持すると。そうすると、あの建物をリニューアルしたとしても、維持していくために、どれくらいの売上げが必要かということがあるわけですが、それ現状で、今、破綻する前の状態で、憩の家を正常に運営していくのに、売上げ自体は1億2,000万円必要になるのです。そのぐらいは必要になります。それは施設の整備なんかも含めて必要になるのです。部屋数を減らしましたよね。部屋数を減らしてやっていくということになると、当然、客単価が高くなるのです。どのぐらいになるか。多分2万5,000円以上、2万7,500円とか、要するに採算ラインの稼働率60%を考えていったときに、そういう金額になっていくのです。

参考になるかどうか分かりませんが、道内で言うと支笏洞爺国立公園の自然を眺めることができるハマノホテルズが運営している佳松御苑吉兆という、そういうホテルがあります。2014年に潰れたホテルですが、それをもう一度リニューアルしてやっていますが、そこは2万7,500円以上で、今のちょっと観光シーズンだと4万5,000円です。2名1室、1人当たりが4万5,000円、そういう相場になっていきます。だから、憩の家を今、まちづくり町民講座で、概要であって細かい中身まで決まっていなかったということでありませうけれども、11部屋で運営していく場合にそれなりの金額になっていくのですが、それは私にとっては高いなと思うのですけれども、仮にそういうふうになった場合そういう計算というのはされているのでしょうか、どのぐらいの金額になるかなという。

○副議長（後藤 勲君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。もし答弁漏れがあったら再度お願いしたいと思います。

料金のことをご心配されているという質問だというふうに受け止めての返答になります。

まず1つは、採算ラインのお話をいただきました。新しい施設の採算ラインを考える上で、前提となる減価償却費相当額について、まだ基本設計が出来上がっていない、ましてや実施設計にもなっていないという段階では、想定すれば出るのでありますが、今、成果品が出てきた中での判断になってくるのかなというふうに思っておりますので、ご容赦いただきたい。

それから、現状1億2,000万円というお話もありましたけれども、それも経営ですから、かかる経費、それから入ってくる収入、そのバランスによって一概に売上げだけでは判断できないものではないのかなというふうに思っております。

そして、肝心の想定している料金でありますけれども、これまでのお答えの中であったとおり、まだそこまでのものについては出てきていないという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いろんなことが決まっていなからということで全て片づけられてしまうところがあるのですが、基本計画が出来上がってくる時期というのは、同僚議員の質問でももう分かっているわけですが、今日は3月の6日です。その時点で、あまりにもそういった情報が私たちにもないし、もちろん話を聞くたびに内容が変わっているからということで、町長のほうにもないのだと思うのですけれども、そこら辺をはっきりとさせて情報をきちんと出していただかないと、私たちの脳裏にはいつまでたっても海外の富裕層に期待した、私たちがなかなか足を踏み込みにくい、そういうものになるのではないかと、そういう疑念が払拭できないのですけれども、その情報提供というのはもっと早くなりませんか。

○副議長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

3月20日を控えての3月6日に金額が分からない、それゆえに私どもに対する疑念が払拭できないということで、非常にふだんからの私たちの答弁の仕方がまずいのかな、なかなか信用していただけないのかなというふうに思っているのですけれども、納品日3月20日であります。途中で、やり取りの中で大体固まったよということがあれば、それをお示しできると思うのですが、あくまでも納品、検収した段階での確定のものでなければ、皆さんに予断を与えてしまうということでは、なかなか申し上げづらいというのが正直なところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 2点目の現在町が取り組んでいる馬を生かした体験観光等が、憩の家かや沼再開の中でどう生かされるかということについて、これは隈氏にはどういうふうに伝わっていて、それ今回の計画の中に盛り込まれてくるかどうかとか、そういったことも分かりませんか。

○副議長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本計画の中に、馬をこういうふうに活用しようというところまではたしか触れられていないという記憶であります。ただ、茅沼地域における、あるいは釧路湿原を後背地に持つ、あの地点にある宿泊観光施設としてというところでは、素材として町が今、馬を用いた移住促進策を行っているとか、もろもろの、いわゆるアドベンチャーツーリズムではありませんけれども、体験型観光がこれから非常に大きな需要を持つてくるのだという話の中で、こちらから与える情報として提供はしているというところでもあります。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そして、一番大事だなと思うのは、憩の家かや沼の設置条例を考え

たときに、どうしてもいろんなことが決まっていなからということで、最後正確なお答えをいただけないのかと思うのですけれども、2月1日の隈研吾氏の、原研哉氏のお話を聞いた限りでは、例えばレストランの素材を生かして焼いて食べればいいという、そういうようなお話があるわけです。要するに、日帰りの温泉について町民が宿泊の方とエリアを共用して、それはいいではないかということもおっしゃられていたようですけれども、でもお風呂に入りに行ってラーメンは食べられないのですよ。例えばそういったような状況で、2,000名以上の方の署名の中には、どうでしょう、そういったことを望んでいる方のほうが多くて、従来の憩の家をイメージして早期再開を望んだと思うのですね。それは、まさに設置条例そのものですよね。設置条例で言うところの、町民のためにというところです。だから、ずっと否定されますけれども、どうしてもまちづくり町民講座の中で示された、出された情報というのは、そのところで町民が主役ではないなど。設置条例に関しても、ぎりぎりではないのかなと思うのですけれども、そうではないと自信を持って、どうでしょうか、おっしゃることができるのでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 原さんが提案した内容のレストランのことをおっしゃっていると思うのですけれども、最初に原さんはそういう思いで話をされていたのは、私、記憶していません。それは、よそから来る人たちの目線でいくと、例えば新鮮な食材を自分で取って焼いて食べる、それはすごく刺激的で、実際に原さん、大学生を連れてきて合宿して、釧路に行って焼き肉とか魚関係の自分で取って焼くのを体験して非常に感激をして帰ったということがあって、ただ、やり取りの中で、やはり多くの町民も利用しますので普通のレストランにという話は十分していますので、ですから、原さんの感覚的なものがあの中に入っている、実際の設計の中ではそういう感じではないということで今の現状では進んでいくのかなと思っていますし、ただ、最終形は私見ていませんので、あの日の当日、私どもも初めて聞いた話もあの中にありましたから、だから皆さんに責任を持って、あの前にお見せできないというのは、そういうことだったのです。

ですから、あと基本的には、先ほどかや沼の設置条例のことを類瀬議員ご心配されていますけれども、基本的には町民の利用も含めてという施設で、当時、釧路湿原ができる前に、かや沼が始まったと思います。ただ、その後、国立公園になって、先ほども言いましたけれども、宿泊者の約9割は町外の方が宿泊施設になって、やっぱり当初の目的とは変わった形で、このかや沼の基本設置条例自体も今まで来ているということは、類瀬君は当時職員でしたので、十分この辺も含めて理解した上で、今のかや沼の状況を把握されていたと思っています。ですから、やはりこの条例自体も少し私は変化させなければならない時期に本当はかなり前から来ていたのではないかと、そんなふうに私は理解していますし、かや沼自体のこれからの目的、もちろん町民も利用していただくし、町外からもかや沼をこれまで利用していただいた方にも利用できる形で、共存できるような形の基本設計できませんかという話をしているのは、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っています。

○副議長（後藤 勲君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私が町の職員であったかどうかというのは、この際関係のないことでありまして、まずは設置条例の文を、今の町長のお話を単純にお聞きしますと、場合によっては設置条例を変えていくのだというふうに聞こえるのですが、そういうことでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私は、この設置条例は十分この中でも町外の方も受入れをできるのではないかと考えています。地域振興の策として町外の方も受け入れるということであれば十分かなと考えていますが、今の状況が、私がいろいろお話をしていたことが条例に違反するというような形のご質問をいただきましたので、場合によってはそうせざるを得ないのかなということで、答弁させていただきました。

○副議長（後藤 勲君） 2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、今なぜこういったことを、私もそうですし、同僚議員も町長とやり取りしなければいけないかというのは、とどのつまり、いろんな情報が示されていないわけですね。それで唐突に、まちづくり町民講座のことを私たちは知り、そのことから、富裕層を対象にしているのかなとか、ほかの観光とどう結びつくのかなとか、それから設置条例は守られていくのかなという、そういった心配をしているわけなのです。これから3月20日まで納品の期限があるということでもありますので、今これ以上、同僚議員からも同じことを聞いていますので、幾ら聞いてもそれは仕方のないことだなというのは理解しました。

ただ、いずれにしましても、そういった憩の家をどういうものとしてこれまでしてきたか、町民がどうして憩の家を町民の財産として認識してきたかということ、それから2,000名に及ぶ署名をされた方々の意見が反映されるものに、しっかりと反映されて喜ばれるものになることを切に期待いたしまして、私の質問は終わります。

○副議長（後藤 勲君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

3番・長尾君。

○3番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、標茶町におけるふるさと納税の有効活用をということで質問いたします。

ふるさと納税は、平成20年より始まった制度で、12年目に入ろうとしております。本来は「遠く離れた故郷を応援しよう」と始まった制度ではありますが、時がたつにつれ制度の役割は多岐に及んでおるところであります。

本町では今年度より本格的にふるさと納税に取り組んでおりますが、今年度末の見込みでどの程度の利用があったのか。また、現時点で標茶町の返礼品はどの程度種類があり、今後、返礼品の数はどの程度種類の設定を予定しているのか。

また、今後、企業版ふるさと納税のルールが変更されると聞いておりますが、町として企業版ふるさと納税を積極的に活用する方針があるのかどうか伺います。

○副議長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、長尾議員の標茶町におけるふるさと納税の有効活用を

の質問にお答えいたします。

まず、今年度末の見込みでどの程度の利用があったのかとのご質問ですが、2月末現在で寄附件数1,014件、寄附金額2,061万5,000円となっており、歳入予算としては2,140万円を見込んでおります。

次に、現時点で標茶町の返礼品はどの程度種類があり、今後、返礼品の数ほどの程度種類を設定するのかとのご質問についてですが、2月末現在で18の事業所から115品の返礼品の登録を頂いており、登録数については上限がありませんことから、随時、返礼品登録の募集を行っているところでございます。

最後の企業版ふるさと納税を積極的に活用する方針があるかとのご質問ですが、国は令和2年度、税制改正を行い、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について税額控除割引の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施しました。町といたしましても、財政については大変厳しい状況にありますことから、トップセールスなどを行い、志のある企業を募りながら本制度を可能な限り活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（後藤 勲君） この際、再質問があれば許します。

3番・長尾君。

○3番（長尾式宮君） 2月末現在で2,600万円以上の寄附があったということでございます。現在では、18社115品が返礼品として設定されているということでありまして、釧路管内のある自治体では金額で言うと50億円、相当な数のふるさと納税があったというふうにも聞いております。そういった中で魅力ある標茶をどんどんアピールしていくというところで、実際ちょっと私も確認不足で大変申し訳ないのですが、体験型の返礼品というのは設定されているのかなというふうに疑問を持っておりました。例えば、現在では釧路・関西空港ではLCCが飛んでおり、関西圏の人にとって道東というのは、ある意味身近な場所になりつつある。そういったこともありまして、返礼品の中に、例えばの話ですけれども、ぜひ標茶にお越しく下さいという、そういったものがあってもいいのかなというふうに感じておりました。

また、企業版ふるさと納税に関してですけれども、一般のふるさと納税と違って、多分企業がふるさと納税した場合の還付、そういった場合というのは一律どこの自治体も一緒だというふうに思っているのですが、そういったところで標茶町だからという差は出にくいのかなというふうに感じております。

また、この企業版ふるさと納税というのは、多分、ウェブサイトで募集したところで差が付きにくい部分だと思いますので、何かしらほかの手を打たないと、なかなかそういった企業からのふるさと納税というのは見込めないのかなというふうにも感じております。そういった場合、例えば行政側から出向いて御縁のある企業にお願いしに行ったりする、そういったことも考えられるのかなというふうに感じておりますけれども、今、現時点でそういったことも含めてどこまで検討されているのか、お答えいただきたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

先ほど、返礼品の中に標茶に来てもらいたいものも取り入れてはというお尋ねであったかと思えますけれども、当初、本町が取り組んだふるさと納税は、ガバメントクラウドファンディングという形で、使途目的を定めた「馬と共に暮らせる町…標茶」という部分で、馬に関わる部分での寄附を募ったものから始めております。それは現在も継続して行っているわけなのですが、それらに付随するものとしては、こちらに直接来ていただく返礼品があります。ですから、牛肉ですとかチーズを返礼品として選択するのではなくて、こちらに、標茶にあるホテルに泊まりに来るといったものを選ぶ返礼品もございますので、標茶に来ていただかないとその返礼品を使えないというものも引き続き設定しておりますので、そういった部分では体験型とか、そういったものも併せてうちの町では用意はしております。

ただ、町主導でどうしてもこういうのをつくってほしいという部分を挙げて、事業者さんのほうでいろいろとできないことであったり、無理なこともありますので、事業者さんのほうからこの返礼品の中身については、先ほど町長からの答弁でもありましたけれども、18の事業所から115品の返礼品ということでございますけれども、これらは私どものほうからこういうのを出してほしいというお願いをしたのではなくて、事業者さんのほうからこういうものをあげてほしいというふうなものを挙げていただいて、サイトに掲載しているものでございますので、これは引き続き、先ほど町長の答弁にありましたけれども、随時、返礼品登録は行っているということでございます。

それと、企業版ふるさと納税でございますが、議員ご指摘のとおり、自治体によっての特色が出てくるという部分ではございません。この企業版ふるさと納税、地方創生応援税制というわけなのですが、現行は損金の算入措置は法人ですと3割認められているわけなのですが、それと法人住民税プラス法人税で2割と法人事業税で1割ということで、現行の企業版のふるさと納税は最大で6割であったものが、今年度の税制改正から損金算入は3割、法人住民税プラス法人税で4割まで認められる。それと、法人事業税は2割ということで6割プラスということになりますので、損金算入分と加えて9割までということ、現行最大6割だったものが、今年度から、令和2年度から最大9割の税額控除を受けられるということになっておりますので、ある程度の企業のふるさと納税をすることによるメリットが生かせられれば、これらに賛同していただけるのかなというふうに考えております。この企業版ふるさと納税は、今のところサイトのほうに掲載するという部分では考えておりません。事あるごとに町長が町外に出歩かた際に、それと思われる会社さんのほうに出向いて、ここに書いてありますけれども、「トップセールスなどを行い」ということで、このトップセールスは町長が直接伺いましてお話をし、賛同を得られる企業さんということで始めておりますので、そういったことで始めてきているということでご理解いただきたいと思います。

（「質問を終わります」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） 以上で3番、長尾君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○副議長（後藤 勲君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 3時47分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 2 番 類 瀬 光 信

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年 3月 9日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 5号 標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 6号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 7号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 8号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 9号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第11号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
議案第12号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第13号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第14号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第15号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第16号 令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 6番 鈴木裕美君 | 8番 深見迪君 |
| 9番 本多耕平君 | 10番 黒沼俊幸君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 熊谷善行君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	多津美悟君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡邊君。

○1番(渡邊定之君)(発言席) 私は、遠隔地に必要な介護施設について質問いたします。

市街地から離れた地域に住む高齢者の方々は、医療、介護、日常生活においても非常に不便な生活環境にあります。高齢者やその家族の皆さんにとっては、日常の健康維持や非常時の対応などに不安を抱えています。このような実態をどのように認識していますか。

また、市街地から離れたところで暮らす高齢者とその家族のニーズにどのように対応し、解消しようと考えているのか伺います。

市街地から離れた周辺地域に各種の介護施設があれば、高齢者と家族の不安も解消されると思いますが、地域の中に小規模多機能型居宅介護施設の設置など必要はないか、町長の所見を伺います。

このような施設の設置により、介護保険料はどの程度の負担になるのか伺います。

一定程度の人口が生活を営んでいる地域であれば、町の支援と地域での人材の確保、そして移動手段と、あわせて運営することは考えられないか伺います。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 1番、渡邊議員の遠隔地に必要な介護施設をのぞきにお答えいたします。

1点目の市街地から離れた地域に住む高齢者やその家族の日常の健康維持や非常時の対応などの不安の実態についてであります。広大な面積である本町では、市街地から離れるほど日常的にも非常時にも議員ご指摘のように不安が高まるであろうという認識は持っております。

2点目の市街地から離れたところで暮らす方々へのニーズへの対応についてであります。議員もご案内のとおり、市街地から離れた地域には医療や介護を提供する施設はありません。しかしながら、町内の各居宅介護事業所では24時間の連絡体制を確保し、緊急の一報等があった際には、それぞれの事業所において緊急連絡網等によりスピーディーな対応を行うようになっているところであります。

また、生命の危機に直面するような場合には、一刻も早い発見と医療機関への引継ぎが重要であることから、町としても希望する方には緊急通報システムの設置を実施しており、施

設家屋の近隣住民にも協力を得ながら、消防署とも連携し対応に当たることとなっております。

3点目の地域に小規模多機能型介護施設の設置についてであります。設置基準、人員基準等のルールを全てクリアしているという前提にさせていただければ、地域にとって非常に安心できる施設になると考えます。一方で、整備することとした場合には、どの地域に造るのか、何カ所に整備しなければならないか等の問題が発生することは必然であり、分散管理がよいか、市街地における集中管理がよいか、慎重な議論が必要であると考えております。

4点目の施設の設置により介護保険料はどの程度の負担かについてであります。小規模多機能型居宅介護は月額単位の報酬となっており、会員ごとの料金設定となっております。一般的な規模として、要介護3の方が25名利用した場合では、第7期の月額では444円増額の試算となります。

5点目の町の支援と地域での人材確保、移動手手段と、あわせて運営についてであります。現実問題に目を向けさせていただくと、町内の介護サービス事業所は町営も民間も慢性的な人員不足であり、ハローワークや新聞折り込み、広報しべちやの広告欄等で募集を継続しておりますが、人員不足解消には至っておりません。

また、さきの12月定例会において、厚生文教委員会の報告にもありましたが、やすらぎ園の今後の計画についても、介護員が不足した状況の中で対応が可能な方法を熟慮したものであるところでもあります。

高齢者が安心できるための施設整備は、町民の多くが期待する施策であることは重々承知しておりますが、現状の介護員不足という大きな課題を解決しないことには進むことができない問題でありますし、整備後は上昇する介護保険料を町民の皆さんが幾らまでなら負担していけるのか、また、地域で協力いただけるマンパワーがいつまで持続可能なのか等を慎重に議論していく必要があります。地域における介護施設の整備による不安の解消の必要性は十分認識しておりますが、全国的に介護人材が不足していることを鑑みると、希望された地域で新しく施設整備を行うことは非常に難しいものであると言わざるを得ない状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 遠隔地での介護施設の対応の仕方として、今までいろいろな遠隔地での介護施設、それから小規模多機能型居宅介護施設のことは、いろいろな今まで取り組んでこられた施策の中でこのサービスが誕生した背景というのは、住み慣れた地域で介護サービスを受け、暮らしていきたいという、そういう利用者の要望の下に考えられた施策だと思えるのです。そういう意味では、僕の質問の中にもありましたように、一定程度の人口密度があって、そういう中でこういう施設があることにより、うまくいくかどうかという点では問題あるかもしれませんが、そういう地域の中でそういう施設を運営していく、そういう地域力というものを生み出す意味においても、こういうことを具体的に検討してはどうかという思いで、先ほどのお答えの中に具体的な検討も考えられているのかなとい

う答弁があったように聞いたのですけれども、その辺ちょっと確認の意味でお答えください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。ちょっと具体的な話だったものですから、私のほうからお答えさせていただきます。

今ご質問の具体的な検討という部分でございますが、町長の答弁の中でもありましたように、どういった形で管理をしていくのがいいのか慎重な議論が必要であると、今、町のほうでは考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） その慎重な議論という点では、そういうことも想定してと理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁、それから今、担当課長からもあったのですけれども、まだ検討には着手をしておらない、それで、この先の状況を見ながら検討しなければいけないこともあるという、そういう意味合いであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） こういう遠隔地で高齢者、それからその家族の方の不安というものは本当にあると思うし、実際問題こういうことによって自宅で不幸な目に遭われたという、そういう方も僕は現実にあったのではないかという具合に思うところなのです。そういう意味で、本当に地域の方とこういうことが可能なのかどうかということも、コミュニケーションも含めて検討していただきたいなという具合に思います。

それと、働く人の人員確保という点でも、こういう施設のメリットの中では、そこで働く人も短時間の労働時間、午前中だけの勤務とか、そういう短時間でローテーションが組める、そういう可能性も十分ある施設になるのではないかと思うのですけれども、そういう意味での人材確保の方向性というのも考えられると思うのですけれども、そういう点ではいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今、人材確保という部分でのご質問だったというふうに思います。通常でございますと、今、パートタイムという、短時間勤務というようなお話もございましたが、原則こういうときの人員換算というのはフルタイムで1人1日換算という形になります。そうしますと、パートタイムさん、短時間勤務の方を雇用するという場合については、掛ける時間数分の人数が必要になるという形、例えば8時間を3人で勤務する場合でいくと、要するにそれだけの人数が1人に対して3人余分に必要になるということになりますので、地域の中でそういうような人材確保は可能かどうかという部分が非常に大きな課題になってくるというふうに思っております、そういう部分で、やっぱりやすらぎ園ですとか民間も含めて、介護事業所でいくと人員確保に苦労している部分でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） いずれにいたしましても、そういう意味では本当に住み慣れた地域で、顔見知りの中でそういう介護サービスを受けながら生活していきたいという要望は非常に強いと思いますので、具体的な取組については検討するところまでいっていないというお答えでしたので、こういうことも含めて介護事業計画の中に含まれるように期待したいという具合に思います。

1つ目の質問は、これで終わります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） それでは、2つ目の質問に移ります。

学校給食など公共施設での食材の安全は確保されていますかについて質問いたします。

2020年1月1日より日米貿易協定が発効され、今後、多くの国から食材、食品が輸入されてきます。安全・安心に関わる情報は乏しいと言わざるを得ません。そういう状況であります。この点について町長の所見を伺います。

食品添加物や農薬等の規制緩和も一層進められていますが、町の責任で供給する食品、食材の安全確認等はどのように行われているのか伺います。

国内で販売されている食パンからグリホサート残留農薬が検出されたとあり、この農薬が発がん性物質であるということはよく知られています。このパンは、アメリカ、カナダ産輸入小麦粉を使ったものですが、日本で使われている小麦の8割強は輸入小麦であり、このことからグリホサートの残留農薬の含んだ小麦粉を原料としたパン等が学校給食等で使われているのではないかとこの心配があるが、そのようなことはないか伺います。

今後、給食など公共施設での食材調達には、検査も含め安心・安全なものを確保すべきと考えますが、どうですか。

また、ほかの食材についても、成長ホルモンを使用した牛肉、乳製品、将来子供たちの健康に関わる食材には十分注意を払い対応すべきだと考えますが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 1番、渡邊議員の学校給食など公共施設での食材の安全は確保されているかについて、教育委員会に関係するお尋ねにお答えをいたします。

初めに、2点目のお尋ねですが、学校給食につきましては、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、食材を購入する際に納入業者から事前に商品企画書を提出していただき、原材料や食品添加物、アレルギー物質、製造工程などの内容を確認しております。また、納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果につきましても提出をいただき、保健所が実施する特定給食施設等の調査指導において、安全確認及び指導をいただいているところです。

次に、3点目のお尋ねですが、本町の学校給食用パンの原材料は、北海道学校給食会が提供している道産強力小麦粉を100%使用しております。

次に、4点目のお尋ねですが、食材を発注する際の基本的な対応は先ほどお答えしたとおりであります。食材の選定に当たっては、町内産、管内産、道内産、国内産の順に可能な

限り地場産品を活用し、より安全・安心な食材の確保に努めております。また、食材が納品された際は、調理員がその都度、生産地や製造元、賞味期限、品温、品質、鮮度、異常の有無などを検収し、安全確認を行っております。

次に、5点目のお尋ねですが、ただいまお答えしたとおり、学校給食につきましては、使用食材の厳選をはじめ、食材の発注から納品まで全ての食材において安全に十分配慮した対応を取っておりますが、今後も引き続き安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の学校給食など公共施設での食材の安全は確保されているのかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の2020年1月1日より日米貿易協定が発効され、今後多くの国から食材、食品が輸入されてくるが、安全・安心に関わる情報は乏しいと言わざるを得ない状況であるとお尋ねについてであります。日米貿易協定発効により農畜産業の生産者にとってはマイナスの影響が危惧されますが、輸入食品の監視については、厚生労働省において重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、輸入食品の安全性確保を図ることを目的に、毎年、輸入食品監視指導計画に基づき監視指導が行われているものであります。国内で消費される食材、食品の安全性につきましては、国産品、輸入食品、いずれも国内で流通する食品全てに食品衛生法による同じ基準が適用されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の食品添加物や農薬等の規制緩和も一層進められてくるが、町の責任で供給する食品、食材の安全確認等はどのように行われているのかのお尋ねについてであります。やすらぎ園及び病院の食材供給につきましては、大量調理施設衛生管理マニュアルに倣っており、集団給食施設等における食中毒を予防するためのHACCPの概念に基づき調理過程を管理しております。ほとんどの食材は町内業者から購入しており、食材の検収時に鮮度及び品温等を確認し、記録を残しております。同時に、生産地、賞味期限、包装、異物混入等の有無等についても十分確認を行っております。また、食材の安全性に関しては、輸入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果につきましても提出をいただき、衛生管理を行っております。

保育園の食材購入につきましては、ほとんどの食材を町内業者から購入しており、保育園調理員が直接食材を確認し、できる限り国内産、道内産の食材等を使用することで安全・安心の確認は行われているものと認識しております。

可能な限り品質の高い食材を使用しながら、安全な給食を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のグリホサート残留農薬の含んだ小麦粉を原料としたパン等が学校給食等で使用されているのではないかと心配があるが、そのようなことがないかのお尋ねについてであります。やすらぎ園、病院、保育園に関しましては、パン及び調理パンを給食で使用するのは月に1回ないし数か月に1回のペースとなっております。病院におきましては、患者からの希望がなければ基本的にはご飯食を提供しております。いずれも町内業者より市

販品を納入していただいておりますので、輸入小麦か国産小麦かは品質表示では判別できませんが、安全な食材、食品が納入されていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の今後、給食など公共施設での食材調達には検査も含め安心・安全なものを確保すべきと考えるがどうかのお尋ねについてであります。公共施設での食材調達の安全・安心を確保するための方策といたしまして、納品時は調理員が品質、鮮度、品温等を点検し、厚生労働省及び北海道の指導を受けながら安全な食事の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目の他の食材についても、成長ホルモンを使用した牛肉、乳製品等、将来子供たちの健康に関わる食材には十分注意を払い対応すべきと考えるがどうかのお尋ねについてであります。平成31年3月に策定されました第4次北海道食の安全・安心基本計画において、食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村における消費者などの理解の促進や食育の推進に努めるとされていること、また、北海道食の安全・安心条例において、安全で安心な食品の選択の機会の確保や健康保護が最も重要であるという認識などが基本理念とされており、北海道と連携して施策を進めていく考えであることから、将来の子供たちのことを思えば、健康に関わる食材については十分に配慮をしていくことは議員と考えを同じくしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

失礼しました。答弁の途中で、2点目の食品添加物、農薬の規制緩和も一層進められていくが、町の責任で食品、食材の安全確認はどのように行われるかの答弁の中で、輸入業者が食材の安全・安心に関して、納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果につきましても提出をいただき、衛生管理を行ってまいります。さらに、保育園の食材購入につきましても、ほとんどの業者が町内業者から購入をしておりますというふうの一部誤解を招く表現がありましたので、訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この質問をするに当たって、昨年秋に行われた鈴木先生の講演の話を聞きながらこの質問を上げたのですけれども、基本的には輸入食品の検査率というのは日本は7%しか実施されていないのだよということを、しっかり消費者、私たちは理解しなければならないという、そのことが非常にインパクトがあり、その7%にかからないものがどんだんどんどん食卓にのってきているという具合に理解すべきだというインパクトのある講演だったので、非常に重く受け止めなければいけないと思うのです。そういう意味では、この質問通告をして何日もたたないうちに、農民連の食品分析センターというところで検査した学校給食のパンからグリホサートが検出されたという、これは北海道ではないので、国産の小麦からはそういうものは検出されなかったという記事なのですけれども、そういう意味では、学校給食の食パンからそういうものが検出されてきたという、そういう時代に入ってしまったのだなという具合に私は認識しています。そういう意味では、食材に対して町としても独自に検査をし、安心・安全なものを子供たちなり公共施設の食材として提供してい

く、そういう方向性というのは考えられないか、町独自としての検査ということは考えられないかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

子供たちに安全・安心な食材提供ということで、学校給食の部分では、先ほどグリホサート残留農薬の部分でご心配をされているということで、先ほどお答えをしましてとおり本町では北海道の学校給食会、ここがそれぞれ窓口になって道内産の小麦100%を使った食パンを提供してございます。それぞれ、北海道も道内を、食材供給基地ですので道内産をなるべく使うということで、学校給食会が中心となっているいろんな食材を地元産ということで私どもも学校給食で利用しているところでもありますので、より安全・安心な部分では、道内産、町内産という部分では厳選をしていきたいというふうに考えておりますので、検査のほうについてはそれぞれ全体的になるとかなりボリュームがあると思いますので、その部分は先ほど答弁したとおりの流れで行っていききたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま教育長から答弁ありました学校給食以外の保育園、病院、やすらぎ園等で給食を提供している部分に関わる部分でありますけれども、基本的には教育委員会、所管の部分と考えは同じであります。

国等での議論あるいはネット上での様々な情報等を統合すると、議員と同じように私自身も大変不安を持つところではあるのですが、基本的には国が基準を定め、その基準の中で運用されている。今、議員がご指摘の市販のパンから検出された部分につきましても、全ては基準値以下であり、国においてはその中で運用されている限りは健康被害は認められないというような、そういうような見解を出しております。そのような中では、町独自で検査をして、そして知見を重ねながら一定の方向を出すというのは、非常に難しさがあるのではないかというふうに思っているところであります。現状、今すぐに議員ご指摘の検査等、独自で行うという、そういう方向性は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 各地ではそういう食品衛生に関して、農薬残留に関して、地域の学校に通う子供を持つ親たちが町独自で検査をなさいたいという、そういう安心を確保するために行動してほしいという要請があちらこちらで運動となって現れているような情報もあります。

それと、これは昨年の11月二十何日に、国会でのやり取りだと思うのですが、このグリホサートが学校給食のパンから検出されたという問題で江藤農林水産大臣は、学校給食については児童生徒という点からも少し一般的に答えている中身とステージが違う、そう思うと答えたということで、やっぱり学校給食においては、子供たちの将来の健康、そういうものをしっかり守らなければならないという立場からは、より一層の注意と、それからそう

いう残留農薬等で将来子供たちにとって健康被害が起こらないような対策を講じていくべきだという具合に思います。そういう意味では、改めてそういうことの観点から、町独自として、将来、学校給食、そういう公共施設の食材に関して検査等の方向性は考えられないのかお尋ねして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 先ほど申し上げたとおり、現時点でどういった食材の安全性を確保するかというのは、よりリスクの問題だというふうに私ども考えております。その辺のリスクをどこで少なくするかと、学校給食に限らずいろんな家庭の部分もそうだと思いますけれども、食に関しての安全をどこに基準を求めるかという部分であります。そういった部分で、今時点で学校給食全体的な部分で全てに検査というふうには考えておりませんので、その辺ご理解いただきたいというふうに思います。なるべく安全・安心な部分を厳選しながら調達をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「以上、質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） さきに通告してありますとおり、2点について質問いたしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、職員の労務管理についてということであります。

昨年7月に道内自治体の職員の大変痛ましい事案が起きてしまいました。報道によりますと、長期間にわたる残業が原因ということが報道されておりますけれども、この原因につきましては現在もいろんな方面、いろんな角度からの調査が進んでいるということで、ここではまたあえて深くは私は追及いたしませんけれども、そのような報道がされております。このような大変痛ましい事案が二度と起こることのないよう、万全な体制、労働環境をつくり上げていくことが非常に重要であると考えておりますし、本町においては絶対起こしてはならないものだと思っております。

本町では多くの町民から、役場庁舎の照明が大変夜遅くまで点灯しており、常に残業しているという職員が多いのかという心配する声も聞こえてきてはおります。そういうような状況から、3点について町長の所見を伺っていききたいなと思います。

まず1点目に、恒常的に残業の多い部署があるのか、また、あるとすれば、その原因は何なのかと。

2番目に、技術系、事務系、現業部門といろんなところに分かれてはおりますけれども、そういう中で盛んに人員不足ということが言われておりますけれども、それに対する対応はどう取っていくのかと。

3番目に、それぞれの部署において労働の環境だとか、また、職員間のチーム力だとか、あと個々の精神的な、いわゆるメンタル的なもののサポートだとか、そういう余裕を取れるようなことが図られているのか、そういうことについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の職員の労務管理についてのお尋ねについてお答えいたします。

1点目の恒常的に残業の多い部署があるのか、あるとすればその原因は何かとのお尋ねについてであります。初めに恒常的に残業の多い部署についてご説明いたします。

本年度のこれまでの実績ですが、建設課、総務課、農林課において時間外勤務が多い状況であります。原因の一つとしましては、技術系の専門職の職員が不足していることにより、業務量が増えてしまっている状況と分析しております。この部分につきましては、昨年7月に土木職1名を採用し、所属職員の業務負担緩和策を図ったところであります。

また、新たな制度の構築により、一時的に業務量が増えているものもあります。具体的には、令和2年度から施行される会計年度任用職員制度について、総務課では業務量が増大し、時間外勤務が増えています。これについても10月に人事異動を行い、担当部署の職員を1名配置し、対応に当たったところであります。

なお、農林課につきましては、年度途中において職員の退職により1名の人員が急遽欠けたところですが、退職者の補充がかなわなかったことが原因で時間外勤務が増加している状況であります。

2点目の技術職、事務系、現業部門における人員不足が見られるが、その対応はどう取っていくのかとのお尋ねについてであります。職員の採用及び配置につきましては、定員適正化計画に基づき、適正な人員配置に努めているところですが、昨今、技術職をはじめとした人員確保が大変難しい状況になってきております。

このような状況の中で、人材派遣会社の活用や、対象年齢を上げた社会人枠の採用試験を実施するなど、新たな試みをもって人材確保に努めております。令和元年度においては、4月新規採用者8名のほか、土木技術職1名、保育士1名、介護支援専門員1名、看護師4名、医師1名の中途採用を行っております。

3点目のその部署における環境、チーム力、個々の精神的な余裕が図られているかとお尋ねについてであります。健康管理やワーク・ライフ・バランスを図る観点でも、職場全体が一体となって元気な健全な職場づくりを目指すことが肝要と認識しております。

本町職員で構成する職員安全衛生委員会では、平成29年6月に標茶町職員心の健康づくり基本計画を策定し、悩みを一人で抱えない、困ったときにすぐ相談できるなど、風通しのよい職場環境づくりに向けて取組を進めてきました。また、月例の課内会議、人事評価面談等の場を活用し、職員個々の精神的なケアを図るべく指示をしてきているところであります。平成28年度からは、正職員、非常勤職員、臨時職員を対象としたストレスチェックを実施しており、組織全体及び各所属ごとの状況を把握する指標として、職場環境の改善に向けた取組を行っております。

このように様々な方策により、業務の問題点あるいは課題を供給し組織で解決していくことで、職員個々の負担軽減を図ってまいりました。議員ご指摘のとおり、昨年7月に起きた事案は誠に痛ましいものであり、このようなことが二度と起こってはなりません。このこと

からも、職員が元気で働きやすい環境の下、町民皆さんの期待に応え、よりよい行政サービスができる体制の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 町長のほうから、それぞれの課でもって、組織でもって解決していく、そういう方法が取られているということを聞いて、私は非常に安心いたしました。確かに時期的なものとか、町でいろんなイベント等がありますと、その担当する課が一時的に残業がふえたり、例えば現在は申告をやっているわけですから税務課が忙しくなるだとか、そういうことでは時期的に忙しく残業がふえる課はあると思いますけれども、この中でちょっと町長の答弁の中に建設課がなかったのですけれども、建設課が、この間の除雪のようなきに一時的にふえるのか何なのかちょっとそこは分からないのですけれども、そこら辺について、建設課に関してはどのようなふうに捉えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

恒常的に時間外が発生していた本年度の実績からというところで答弁した中には、建設課も含まれております。町長のほうからは技術職員の不足ということもあったのですけれども、それは相対的な業務量に対しての職員の不足感が出てきているということでありまして、1つは年度初めに経済対策としてできるだけ早めに発注をしたいということで、一時期に集中した設計業務があったりとか、あるいは施設等々の改善要望等がありまして、それらの設計が町行政全体の中で建設課のほうに依頼して行われる、そういうようなことが重なっておりまして、そういうような形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 分かりました。

決して除雪でふえたわけではなく、いろんな設計業務だとか、その点での技術者がちょっと不足していてふえたということと理解いたしました。非常に今、人材確保が大変難しい中で、その中で皆さん職員の方がそれぞれ頑張っているということは、私は心から敬意を表したいなと思いますけれども、決して痛ましい事故だけは絶対発生させてはならないということだけは、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目に移ります。

へき地保育所へ給食の提供をすべきではないかと、誠にストレートなタイトルなのですがけれども、昨年4月から町長の公約の中で、保育料の無償化が実施されました。その中で本町は給食費についても無料としております。これは各自治体でもって給食費に対してはそれぞれの取組がなされてはおりますけれども、本町はこの給食費についても無料にしております。それに伴い、弁当を持参するへき地保育所との間に不平等な点が、それぞれの父母の中から出てきております。

全く子育ての観点というところから考えていきますと、子供を育てるに当たって、食べるものに対して片一方からはお金は取らない、片一方は食べるものは自分で持ってきて下さいよ

という、こういう観点からいくと非常にまずいというか、こういう対応はあってはならないと思っております。町内には2か所のへき地保育所がございますけれども、それぞれのへき地保育所に対して給食の提供をするという考えはございませんでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

また、全く別な観点から、町の機構図の中にそれぞれの保育所には子供が親しみやすい花の名前であったり、いろんな形での保育所の名前がついております。そういう中で沼幌はそのまま、発足当時は多分、季節へき地保育所、季節までついていたのですけれども、今は季節が外れまして沼幌へき地保育所であります。こういう中では、新しい名前をつけてあげるという考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員のへき地保育所へ給食を提供すべきではないかのお尋ねにお答えいたします。

本町のへき地保育所は、議員ご案内のとおり、夏期の繁忙期のみ運営する季節保育所が通年保育所となり、現在のへき地保育所へと変遷してまいりました。この間、保育児童数の減少等によりへき地保育所の統合について地域のご理解をいただきながら、現在は塘路地区のひしのみ保育園と沼幌地区の沼幌へき地保育所の2カ所で、保育所児童数も2月末現在で、ひしのみ9名、沼幌18名となっております。

1点目のへき地保育所での給食提供についてですが、昨年6月の定例町議会でも給食提供についての質問があったほか、塘路地区町政懇談会や沼幌へき地保育所父兄有志の会などから、へき地保育所での給食提供についての要望がありました。

町としましても、3歳児以上の園児のみですが、外部調理で調理し、保育園に輸送する方法が厚生労働省令により可能となったことから、何とか提供できる方法を構築できないかと検討してまいりました。学校給食共同調理場やさくら保育園の調理室で調理し、給食を配送する方法が実現の可能性が高いとして、より詳しいシミュレーションを進めた結果、へき地保育所の給食開始時間である11時の給食に合わせるためには、輸送や調理等の時間から逆算すると調理開始が朝6時半となることから、何よりも食材について当日搬入・調理が原則であり、搬入が調理開始に合わないことなど、物理的に困難であることが判明いたしました。あわせて、調理員の確保や運搬車の確保など、また、調理施設の改修など課題も多いことから、へき地保育所での給食提供について困難であると判断いたしましたので、ご理解をお願いいたします。

2点目の沼幌保育所の名称変更についてですが、へき地保育所につきましては、地域名を保育所名として使用してきた経過はございますが、現時点で沼幌へき地保育所とひしのみ保育園以外に開設中のへき地保育所はないことから、沼幌へき地保育所の改称につきましては、地域の合意を得た上で変更することは特段の問題はないものと考え、今後、通所児童や保護者または地域のご意見等を伺いながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 当初、可能かなというようなお話で、できる体制を取っていくという答弁をもらえるのかなと思っていたのですけれども、非常に残念、物理的にこういうことになれば、やはり難しいのかなと。非常に残念ですけれども、あとはやはりこのへき地保育所に通わせている父母の方々への理解を得るということが、私は非常に大事な役目になるのではないかと考えております。私も沼幌へき地保育所に通わせた親として、やはり弁当を作るということが大変だと感じるのか、あとは親が保育所に通わせている子供の弁当を作るのが楽しみとを感じるのか、私はどちらかなと考えているのです。子育てということでは非常に大変なところもあるけれども、やはり少し子育ての喜びを感じる部分もこの弁当作りにはあるのかなというように個人的には思っているのですけれども、やはり今の父母の方々からは、町内の保育所、常設が給食に対して無料であるという中でへき地だけが弁当を持っていくことに対して、公平さということから考えていくと、ちょっと違和感を覚えるのではないのかなというふうに思っております。

ただ、あくまでもへき地保育所ということでは、過去には保育料が常設に比べるとはるかに安い中で保育所に通所させていたという現実もございますし、また、父母が働いていなくても保育所には通わせられるというのがへき地保育所であるということも聞いております。そういう中では非常に優遇されている部分もあったということも理解はするのですけれども、やはり今、会話している父母への理解を得るということが私は一番大事なことではないのかなと思っておりますので、そこら辺についての考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から父母への説明が大事だという、そういう観点でのお尋ねだったというふうに思います。沼幌の父母の有志の会から要望を直接お聞きしたところでありまして、その中で切実な思いというものを伝えられておまして、何とか実現できないかということで理事者とも相談し、それから現場にも何度も下ろしながらやり取りをしたのですけれども、最終的には先ほど町長答弁のとおり、見送らざるを得ないという状況であったというところでありまして。要望の経過を踏まえると、やはり当然にそれは説明責任があるのだろうというふうに思っておりますので、手法等についてはこれから検討してまいりたいというふうに考えていたところでありました。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） ぜひとも父母への説明をきちっとしていただきたいということと、今後につきましても、給食が開始できるような可能性を探っていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終わります。

10番・黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点質問をいたしたいと存じます。

1 番目、雪印メグミルク出入口に信号機を設置してほしいというところでございます。

磯分内市街地では、雪印メグミルクの新工場建設が一昨年より行われております。それに伴って新工場の国道への出入口、国道391号線と、これは町道でございますが、熊牛原野14線の交差点が新工場関係者とそれから荷物を運ぶトラックの出入りが頻繁になり、信号機が必要との声が上がっております。来年には新工場が操業を始める予定と聞いてございますが、それに伴い牛乳搬入トラック、製品のトラック、それから社員の乗用車の出入りが相当その場所に関わるわけございまして、そこに信号機を設置することを検討していただきたいということでございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の雪印メグミルク出入口に信号機を設置してほしいとのお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの信号機あるいは横断歩道などの交通安全関連施設の整備の要望は、施設認定機関であります公安委員会をはじめ、警察など関係機関に要請、協議を行ってきております。ご指摘の株式会社雪印メグミルクの新たな工場の竣工に伴い、関係車両の往来も増加することが予想されていることであります。

信号機の整備要望は、管内はもとより全道的にも年々増加しており、交通量などを勘案し、緊急度や危険度が高い箇所から順次整備を行ってきているとのことで、早急な整備は厳しいと言われておりますが、実現に向けて関係機関と協議、要請をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） もう少しこの工事に関わるこの3年ぐらいの、今までかつて経験したことのない私の地域での交通の状況を少しお話ししたいと思います。昨年7月頃、大きな工場を一気に3つぐらい、大きな建屋が建ち上がるということで、相当の人間が来ました。工場関係者によると常時300人ぐらいいるのだということでございまして、私の地域に仮の駐車場を、砂利を入れて100台程度するような場所も造っておりますし、小学校の道路の反対側には、去年おとしから基礎工事をやる段階からプレハブがいっぱい建ち並んで、その人たちの行動は、大きなゼネコンが請け負っているものですから、そういう規律も相当厳しいものがございまして、初めは横断歩道は酪農センターの前に1カ所しかございまして、そこだけを横断して、それを見て磯分内の町民の方が、あんなにとことこ横断歩道を行ったり来たり無駄でないかということもございまして、私も地元の警察署長にお話をしたりして、あと町のほうにも交通防災のほうにお願いして、市街区域に関して歩行者注意というような看板を神社側とこちら側の、うちの部落の下部側と2カ所設置していただきました。それはちょっと時間がかかりまして10月、でも、その程度では日没が早くなる段階で非常に危険でした。

私どももはらはらして毎日見ておる状況でございまして、今、雪印工場も毎日500トンの牛乳を斜網から弟子屈、もちろん本町の牛乳を毎日集荷して、その量というのは相当な台数で

ございます。集荷車がこれから今までの受入れ口でなくて、今、私が言っている熊牛原野14線の出入口に大きな幅の、国道と同じぐらいの幅の出入口が設けられましたので、そこを通ることになってきたわけで、ここに時差式信号とか、それがかなわなかったら押しボタンの人間が通る、私は必ずどちらかをつけてほしいなと思ってございます。

1つ町民からの案では、磯分内神社の向かいの旧小学校があった跡地に今まだ時差式信号機が設置してございます。これは全然、今、遊休の信号機でございまして、その信号機を、公安委員会も予算がないということを行うだろうから、取りあえずそれを移転してはいかがかというふうにも町民の方が言っておりますので、そのことはどうなのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

議員ご指摘いただきました横断歩道の件につきましては、議員もご尽力いただきました。その間、私どもも関係機関に協議、要請を行いまして、ちょっと時間がかかったというご指摘もいただきましたが、私たちは可能な限り関係機関に、議員がおっしゃられた安全に横断をできるような対策を進めてきました。なかなか議員ご指摘の部分、100点の回答ができなくて、あのような案内看板の設置というところでしか、私どもの回答というか、地域にお示しすることができなかったことは残念でございますけれども、先ほど町長からご答弁いただきました交通安全の要望、磯分内のほかにも要望があります。その部分も含めて、町長が自ら関係機関に出向いて要請行動を毎年行っているところでございます。

議員ご指摘の雪印メグミルク工場の新工場の竣工に合わせての部分でございしますが、進出企業のアフターフォローという点も考えますと非常に重要な部分だと思いますので、引き続き実現に向けて、町長からかなり厳しいという答弁もありましたが、議員に今ご提案いただきました神社前の信号機の移設という部分が可能なかどうかも含めて要請してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） ひとつその件はご努力のほどお願いいたします。

2点目であります。正式名称は省略して「憩の家かや沼」ということで、この破産整理の内容についてということを質問いたします。

憩の家かや沼が平成31年3月28日に破産し、4月10日に株主に説明を行ってございます。令和元年6月26日には第1回目の債権者集会があつて説明会が行われました。令和元年12月28日には2回目の債権者の説明会が開かれていると聞きました。私はこの件を詳しく知りたかったところですが、広報しべちやの報道で公社の資産は740万円ということ、それから負債は4,900万円、端数は私は書いておりませんが、ということであります。この約4,900万円の内訳を大株主として町長は把握しているかどうか。

それからまた、一般的な負債の優先的に返済しなければならない順位についても、できれば何番目がどうだというふうに具体的に示してほしいと思います。

それから、何度かこのかや沼の施設の保全は所有者である本町に戻されたということであ

りますが、その日はいつだったのかについても併せてお伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の憩の家かや沼の破産整理の内容についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。株主として債権者集会に参加し、その中で破産管財人より報告された内容でお答えいたします。負債の約4,900万円の内訳につきましては、財団債権が850万円、その他一般債権が4,050万円で、それぞれの内訳は公表されておりません。

2点目のお尋ねであります。破産手続における破産配当の優先順位であります。初めに財団債権、その次に一般債権であると言われており、財団債権のうち公租公課費、次に賃金等の債権の順と言われております。

3点目のお尋ねであります。令和元年6月26日に開催された第1回目の債権者集会終了後、破産管財人より鍵の引渡しを受けたものであり、議員お尋ねの町に戻された日は同日の令和元年6月26日でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 詳しく聞きたかったけれども、まだ公表できない、されないということで、もうちょっと答えてほしいのですけれども、何といたっても優先されるのは税だと思うのです。法人税とか消費税がございます。これについては支払いは終わっているのかどうか、支払いするとすれば、優先的にこの分は上位に行くというふうに考えます。まず、この点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員からの質問を受けましてお答えしようということで、破産管財人のほうとも連絡を取ったのですけれども、まず優先すべき順位というのは先ほど町長の答弁にあったとおり、また議員ご指摘のとおり、公租公課が優先されるというふうに言われております。具体的にどの費目に幾ら払ったかということに関しましては、破産管財人の中で行われておりまして、債権者には知らされておりません。ということで、ここでも答弁できない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 次に、債権者集会の3回目が今月の11日に計画されているということで、これで終わるのか、また何か月後にあるのか私は存じませんが、私が詳しく理事者の方とお話しして私の考えていることが伝わっていないのでないかということで、私も少し申

上げたいと思います。

昨年9月に、この議会で基本計画の策定委託料ということで補正予算がありました。そこで私は、こういう大きな破産が起きたときには、そういうものは、ちゃんとはじめがつかないでそういう計画をするのはうまくないのではないかというふうに思っていたものですから、皆さん知っていたと思うけれども、私は異議を唱えました。残念ながら、町政便り、広報しべちゃにはこう書いてあります。「昨年9月議会で基本計画策定委託料の予算措置をいただき策定業務を進めているところであり、議会での議論も深めながら」と、こういうふうな表現をして、これ町民の方に私は質問も受けていますけれども、どういうことなのだとされています。私としては、基本計画をつくるのは、それは町長とか関係者は私と違う考えでいるのだなというふうに今も思っています。私は、今回詳しく聞きたいということで、回答は得られませんでしたが、また別のときに、3月末の正式な発表があったら、そのときにコメントしたいと思っています。

それと、議会との議論を深めたいとおっしゃっているけれども、私はこのことであまり詳しく内容について理事者側から聞いていないというふうに思っています。私は、12月中にこの債権者会議の結末が出るものだというふうに大体予想してしまっていて、3月に新しい展開がされるのではないかというふうに安易に考えていましたけれども、なかなか債権者集会のほうが決着しないということがはっきり分かりましたので、また別な機会に伺いたしたいと存じます。

私はこれで終わりますけれども、理事者のほうからコメントがありましたらお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

幾つかの関連するお話をいただいたのですが、まず基本計画の関係につきましては、これまでご説明しているとおりでありますけれども、憩の家かや沼の運営していた公社が破産という状況に陥ってしまった。その処理については、最終的に収支等がまだ戻ってこないというところで、額の正確な確定に至っていない、それが済んでから行われるべきだというふうに考えていたということが1つあります。

それから、昨年の議会の中で求められておりました検証については、ご案内のとおり今、作業中であります。

それで、議員から大きな事案があった後なのできちんとはじめをつけてからというお話もありましたが、それは先ほど申し上げたように憩の家という施設の所有者であり、それをどうするかという部分と、それから運営会社が破産した、その大株主であったというところでどういうふうにしていくかというところは別なものというふうに考えております。

それから、議会議論というお話もありましたが、これもこれまで答弁しているとおりで、今の基本計画が出てきた段階で新しい姿について皆さんと相談しながら前へ進んでいきたいというふうに考えているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 継続ということで、私はこれで引き下がります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定などを行うこととして、設置している行政機関であります。本条例につきましても、審査の手続き、記録の保存などを明記しているものでございます。

今回の改正は審査の手続きにおいて、参照している法律、具体的には行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と名称が改正となったこと。また同法律改正で本条例から参照している条文のずれが発生したことなどにより、改正しようとするものです。

なお、施行日につきましては、この改正法律の施行日が令和元年12月16日からとなっておりますので、公布の日から適用し令和元年12月16日から適用するものとしております。

以下内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。また、議案説明資料につきましても1ページの新旧対照表を参照願います。

議案第5号 標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページに参ります。

標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

標茶町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年標茶町条例第92号）の一部を次のように改正するものです。

第6条第2項は固定資産評価審査委員会が書面審理する際、審査申出人へ弁明書の提出を求めたとき、電子情報処理組織いわゆるインターネットを利用しての弁明書の提出も認める規定をしてございますが、参照している法律名が改正となったこと、法律改正により参照している条項にずれが生じることとなったために改正するものです。

条文に参ります。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改めるものです。

附則といたしまして

この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月16日から適用するものです。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

現在、我が国においては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための働き方改革が進められているところですが、このうち、長時間労働の是正のための措置としては、民間労働法制において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月から施行されております。

このような民間労働法制の動向を受けて、国においては、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられました。この改正趣旨により、本町職員に対する時間外勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講じる必要があり、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例において、詳細な時間外勤務に関する事項を規則に委任する旨の規定を設ける改正を行うものです。なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からとしております。

以下内容についてご説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。また、議案説明資料につきましても2ページの新旧

対照表を参照願います。

議案第6号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページに参ります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正するものです。

長時間労働の是正を目的とした、超過勤務命令の上限を規則で委任し明文化するために改正を行うものです。条文に参ります。

第8条に次の1項を加える。

第3項 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

附則といたしまして

この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ただいまの説明で、働き方改革ということで長時間労働の是正を目的としたというふうに提案趣旨を言いました。どういうふうには是正されましたか。具体的にね、何時間から何時間。それから上限規制時間は何時間ですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 目的規定でいきますと、時間外労働の上限を明記するということが今回の働き方改革の一環として人事院規則で改正になったものですから、それと同様な体制をとると。

具体的な時間数でございますが、規則で明記する予定でございますが、人事院からだされているものを準用して町の規則も改正しようとするものでございますが、原則、月45時間、年間360時間で他律的な業務の比重の高い部署に勤務している職員、この他律的なというのは、例えば日中会議を開催したいんだけど、町内会の意向で土日が多いとか、そういった部分を他律と呼んでいるんですけど、ここの部分については、これから実際にどのような業務があるかというのは検証しなければならないんですが、そういう場合についてはこの45時間にかかわらず、月100時間以内で、年間720時間以内。ただしこの平均が80時間以内。月45時間を超えることができるのは、年間6カ月まで。ただし、特例業務として大規模災害等は別です。適用除外、というような内容を規則で盛り込むことと予定しております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これは、月に45時間以内というふうに定めておいて、特例として100時間認めるといことですよ。働き方改革で長時間労働の是正をいながら、逆に100時間まではいいよと。まあいろんな災害が起きた場合は別としてもね。そういうふうに私は聞こえるんですよ、その点、そうですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 原則月45時間。議員ご指摘のとおりです。それから特例として月100時間という意味ではなくて、他律的な業務ですので、45時間を超えたから100時間までは特認でいいよという話ではなくて、他律的というのは、町は例えば日中にやりたいんだけど、町内会それから住民要望でいろんな業務が夜とか勤務を要しない日に集中して行うことが多い部署については、100時間ですので一律45時間を超えたから100時間いいですよという話ではありません。

その業務が本来の勤務時間にできないのかということも考慮しながら、45時間を超える部分を認めていくというようなことですので、できるだけ勤務時間の中で終わるような改革をしなければ、超えたからそこを認めるというようなことは働き方改革の本旨ではないというふうに考えておりますので、町もそれを準用した形で、職員に指導していくということがこれから必要となってくるかというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） やっぱり長時間労働の是正と言いながら、100時間が突如として出てきたんですよ。今、課長は100時間ということではなくて、役場の職員の皆さんですから、住民の要望に応えるためにいろんな場面で、いろんな時間帯にお仕事をされるのは仕方がないと思うんだけど、私にはこの働き方改革の長時間労働の是正というのは逆に是正ではなくて、さっき違うといいましたけど、100時間までいいよと。これ本当に過労死の時間、80時間がギリギリの線だといっているのに100時間がでてくるというね、私は国会の議論を見ながらそういうふうに理解してきたんですよ。それはちょっとくせものだなということで、それと同じことを当てはめているんですよこれ。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

100時間のとりようなんですけれども、総務課長の説明したとおり、提案に当たっての趣旨というのはあくまでも、働き方改革であり、上限を再定義してその中で職員をいわば働かせようというものではありません。

今の職場環境をよりよくするための方策として人事院が示したものを一定程度の規則を作っていくというものであります。

また、この先、詳細な部分を詰めていく作業が残っているんですけど、現状、時間外に関しては内部通達として、年間100時間をめどにしてということで、全職員に通達をしております。それからすると議員ご指摘のとおりこの他律的な業務の時間については、多いような印象も持ちます。そのへんの整合性については、人事院が100時間でいいと言っているから100

時間までいいよということを職員に推奨する、そういった立場で条例改正には臨んでいませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第7号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例で、内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い本条例において引用する条項番号にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます

議案書5ページ、議案説明資料の3ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては新旧対照表となっております。

議案第7号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに参ります。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成23年標茶町条例第14号）の一部を次のよう

に改正する。

第15項第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則といたしまして、

この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後12時59分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の公布により、特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い所要の改正をするものです。

以下、内容についてご説明申し上げます

議案書7ページ、議案説明資料4ページをお開きください。

なお、本改正案につきましては、定義の改正により、条例全体に渡り改正が必要となったため、改正内容が非常に複雑になっております。したがって新旧対象表の改正後に基づいて説明させていただきます。まずは、議案書7ページをご覧ください。

議案第8号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに参ります。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第27号）の一部を次のように改正する。

ここからは議案説明資料により説明いたします。

説明資料4ページをご覧ください。

説明資料左側、改正後の内容により、説明いたします。

第2条につきましては、定義の改正でございます。これは、子ども子育て支援法及び関係法令等の改正により、「支給認定」などの略称が、「教育・保育認定」などに改められたことによる改正で、定義全体の改正となっております。また、改正後の第12号から第14号は、新たに、満3歳以上及び満3歳未満の教育・保育認定こどもに対する定義を加えています。

次ページにまいります。

第22号については、特別利用保育、特別利用教育・特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要した費用の法定代理受領の明示を加える改正となっております。

なお、以降の改正内容の説明に関しまして、第2条の改正に伴う語句の整理に係る改正の説明は、省略させていただきます。

第3条に参ります。

第3条につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づける規程を追加する改正となっております。

次ページ第4条に参ります。

第4条は、語句の整理による改正です。

第5条は、重要事項に記載すべき内容について、利用者負担として明示すべき費用の明確化を図るための改正となっております。

次ページ、第6条に参ります。

第6条及び、次ページの第7条につきましては、語句の整理による改正でございます。

第8条は、受給資格等や認定有効期間及び保育の量の明確化を図るための改正となっております。

8ページの第9条から9ページの第11条までは、語句の整理による改正でございます。

第12条は見出し中、教育を特定教育に改めるものです。

第13条の改正は、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読み替えを基準省令に合わせ、全て第35条及び第36条において定めることになったことによる改正とあわせて、教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満の教育・保育認定保護者に限定するための改正となります。

10ページに参ります。

第4項については、食事の提供に関する費用の取り扱いを変更するための改正であります。内容は、利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることができる、食事の提供に関する費用の範囲を、法第19条第1項第1号及び同第2号に掲げる小学校就学前子どもの主食及び副食費を利用者負担額とは別に徴収できる費用として明確化するための改正です。

11ページに参ります。

第14条は、施設型給付費の額の通知について、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読み替えを基準省令に合わせ、全て第35条及び第36条において定めることになったことによる改正となっております。

12ページの第15条第1項第1号は、認定こども園法の条項番号の整理に伴う改正でございます。

第16条から次ページの第18条は、語句の整理による改正でございます。

第19条は、見出しの整理、後段の市町村を当該施設型給付の支給に係る市町村と限定するための改正であります。

第20条から16ページの第34条までは、語句の整理による改正です。

17ページの第35条に参ります。

第35条第1項及び第2項については、語句の整理による改正で、第3項については、基準省令の改正に合わせ、特別利用保育を提供する場合の基準の読み替えを本項にまとめたことによる改正となっております。

18ページ、第36条に参ります。

第36条第1項及び第2項につきましても、語句の整理による改正で、第3項については、基準省令の改正に合わせ、特別利用教育を提供する場合の基準の読み替えを本項にまとめたことによる改正であります。

次ページの第37条は見出しの削除及び基準省令に合わせ、語句の整理を行うための改正です。

第38条につきましては、特定地域型保育の提供に関して利用申込者に交付する、重要事項説明書に係る内容が整理されたことによる改正となっております。

20ページに参ります。

第39条から次ページの第41条につきましては、語句の整理による改正です。

第42条第1項につきましては、連携施設の確保について、地域を限定するための改正で、第2項から23ページの第9項までは、特定地域型保育事業者の代替保育に伴う連携施設の確保が困難な場合における適用除外の定義の追加による改正であります。

第43条については、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の読み替え規定が基準省令で整理されたことによる改正です。

25ページに参ります。

第46条につきましては、語句の整理によるものと、第5号は、運営規定に定めるべき費用の範囲を明確化するための改正となっております。

26ページに参ります。

第47条は語句の整理による改正、第48条につきましても、語句及び見出しの整理による改正となっております。

第49条は語句の整理による改正です。

第50条に参ります。

第50条は準用規程を整理したもので、特定地域型保育事業を特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に改めるものです。

27ページの第51条に参ります。

第51条の特別利用型保育の基準については、語句の整理によるものと、基準省令に合わせ、準用及び読み替えについて所要の改正を行うものであります。

29ページ第52条に参ります。

第52条につきましても、第51条と同様に特定利用地域型保育の基準について、基準省令に合わせて、所要の改正を行うものです。

30ページの第53条に参ります。

第53条第2項につきましては、語句の整理による改正となります。

改正前の第4項から第5項については、1号認定子どもの特定教育・保育費基準額及び特定地域型保育費用基準額について定めたものですが、1号認定子どもに係る費用負担は無償化の対象となり、不要となったための改正であります。

改正後の第5項は、連携施設に係る経過措置を、5年から10年とする改正であります。

なお、附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用することとしています。これは、保育の無償化が昨年10月1日となっていることから、本条例の適用を同じく令和元年10月1日とするための措置でございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明について終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により所要の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書28ページ、説明資料の33ページをお開きください。なお、説明資料は新旧対照表となっております。

議案第9号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに参ります。

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

これは、教員免許状の更新を受けていない者に対する取扱いを明確化するための改正でござ

ございます。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの
これにつきましては、高校を卒業していない者についても5年以上従事した者で、町長が認めた者も放課後児童支援員となることを可能とするものであります。

附則第2項中「平成32年」を「令和7年」に改める。

附則としまして、

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第10号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年5月に改正された地方公務員法と地方自治法が令和2年4月1日から施行されることとなっております。改正法の趣旨は地方公共団体おける行政需要の多様化に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、臨時的任用職員あるいは非常勤職員の適正な任用の確保など会計年度任用職員制度の明確化を図ることとして改正され

たものであり、本町においてもこれら改正法の趣旨に基づき、新規の標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、昨年12月定例議会で可決いただいているところでございます。

今回につきましては、他の条例において、会計年度職員も含めるために改正するもの、またそれに伴って用語等を改正するもの併せて9本の条例の改正をするものです。また、附則において、へき地保育所職員の給与に関する条例については、会計年度任用職員に移行するため廃止するものがございます。施行日は令和2年4月1日からとなっております。

以下内容についてご説明いたします。

議案書の30ページをお開き願います。また、議案説明資料につきましても35ページからの新旧対照表を参照願います。

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページに参ります。

関係条例について一括で提案させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

はじめに、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正です。

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年標茶町条例第71号）の一部を次のように改正するものです。

この条例の第2条は、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者が定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならないとされておりますが、会計年度任用職員の任用形態がさまざまであることからそれぞれの形態にふさわしい方法でできるように例外規定を新たに設ける規定でございます。本文に参ります。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

続いて、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は36ページをご覧ください。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正するものです。

この改正は、地方公務員法の改正に伴い会計年度任用職員が制度化され、新規の条例について可決いただきました。会計年度任用職員は給与のほかに報酬及び費用弁償を支給することとなり、この条例に定めるのではなく別の条例で定めることが適当であると考えことから別の条例、新規で制度化した条例によって支給する旨を定めたものです。本文に参ります。

（会計年度任用職員の給与）

第21条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤職員との均衡、その職務の特殊性を考慮し、別に条例で定める。

続いて、標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は37ページ、38ページをご覧ください。

第3条 標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和28年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正するものです。

この条例につきましては、職員の休職に関する規定でございまして、会計年度任用職員には任命権者が定める任期があるため、休職の期間は、当該任期の範囲内で定めることとする規定を加えるための改正に合わせ用語の整理を行うものです。本文に参ります。

第2条第4項中「但し」を「ただし」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「あつても」を「あつても」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、前項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において任命権者が定める期間」とする。

第4条中「こえない」を「超えない」に改める。

第6条第1項中「至つた」を「至つた」に改める。

第7条の見出しを「(委任)」に改める。

続いて、標茶町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。

議案説明資料39ページをご覧ください。

第4条 標茶町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正するものです。

会計年度任用職員は地方公務員法の改正により服務に関する規定も改正され、懲戒処分等の対象となっております。これによりフルタイム会計年度任用職員は給料ですが、パートタイム会計年度任用職員は報酬ですので、それを減給の対象にする改正です。ただし、同じ報酬から支給されることとなる特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直勤務の各種手当は除くこととしております。また、用語の整理もあわせて行うものです。本文に参ります。

次ページをご覧ください。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年標茶町条例第19号）第18条から第22条までに規定する報酬の額を除く。))」を加える。

第5条の見出しを「(委任)」に改める。

続いて、標茶町職員定数条例の一部改正です。

議案説明資料は40ページをご覧ください。

第5条 標茶町職員定数条例（昭和30年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正するものです。

臨時的任用については、国家公務員の取扱いを踏まえ、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たな任用要件に加え、その対象が限定されており、この場合の臨時的任用職員は、標茶町職員定数条例の対象となることから所要の改正を行うものです。

本文に参ります。

第1条中「臨時的に雇用される者」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）」に改める。

続いて、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は41ページをご覧ください。

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正するものです。

企業会計の会計年度任用職員の給与、報酬、費用弁償も、第2条で提案させていただきましたが、同様に新規で可決いただいた条例を準用する旨を規定するものです。本文に参ります。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第19条 職員の内、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の支給については、標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年標茶町条例第19号）の規定を準用する。

次ページに参ります。

続いて、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は42ページをご覧ください。

第7条 標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正するものです。

会計年度任用職員につきましては、一定の要件はありますが、育児休業の取得が可能となりました。よって標茶町職員の育児休業等に関する条例に基づく育児休業を取得することとなり各種規定が適用されることとなりますが、会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しないため、育児休業している職員の勤勉手当に関する規定から除く改正をするものでございます。また、会計年度任用職員には、復職時における号俸の調整は行わないため、当該調整に関する規定から除く規定をあわせて整備するものです。あわせて目的規定について整理するものです。本文に参ります。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に」を「に基づく職員の育児休業等の実施に」に改める。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

続いて、標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は43ページから44ページをご覧ください。

第8条 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年標茶町条例第5号)の一部を次のように改正するものです。

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員にも特殊勤務手当が支給されることとなったため、目的規定に同条例の特殊勤務手当に関する条項を加える改正をするものでございます。あわせて用語の整理をするものです。本文に参ります。

第1条中「第9条」の次に「及び標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年標茶町条例第19号)第2条第1項」を加える。

次ページに参ります。

第4条から第9条までの規定中「町の病院」を「標茶町立病院」に改める。

第10条第1項中「町の病院」を「標茶町立病院」に、「特別養護老人ホーム」を「標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園」に改める。

第11条及び第12条中「町の病院」を「標茶町立病院」に改める。

第13条中「町の病院」を「標茶町立病院」に、「特別養護老人ホーム」を「標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園」に改める。

続いて、標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

議案説明資料は45ページをご覧ください。

第9条 標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年標茶町条例第12号)の一部を次のように改正するものです。

フルタイムの会計年度任用職員は、その任用や勤務条件等に関し、地方公務員法第58条の2の規定に基づき定めている標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例による公表の対象となったことから、これまでの条例にフルタイム会計年度任用職員を追加するものです。本文に参ります。

第3条中「職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附則としまして

第1項は、施行期日に関する規定です。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、冒頭説明しました、へき地保育所職員の給与に関する条例でございますが、この条例に基づき任用している非常勤職員は、会計年度任用職員制度に移行しますのでこの条

例を廃止をするものです。

(へき地保育所職員の給与に関する条例の廃止)

2 へき地保育所職員の給与に関する条例(昭和44年標茶町条例第17号)は、廃止する。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 歯切れがよかったんだけど、早口でよくのみこめませんでしたので念のため聞いてみます。議案説明資料で聞いていいですか。

まず、35ページの会計年度任用職員というのはさまざまな職務形態があるのでね、任命権者が別段の定めをすると、サービスの宣誓についてはというふうに書かれているのですが、例えば、1に例をあげてこういう場合はこういうふうにと、それが一つです。

それから二つ目は、今回、予算書を見ましたら賃金というのがなくなって、会計年度任用職員にあたるような人たちは職員費になるということだったのですが、ここで言う育児休業というのは会計年度任用職員には当てはまらないということなんですか。この2点をお聞きします。

○議長(菊地誠道君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) 2点のご質問があったと思います。1点目の宣誓書の部分でございます。常勤職員は4月1日に町長の面前において、宣誓書を読み上げお渡しするというのが、この宣誓に関する条例の常勤の公務員で云々かんぬんという部分でございます。会計年度任用職員がこれが当てはまるかといいますと、例えば夜勤をしている部分もあろうかと思えます。例えば保育所で朝からフル回転で働いている方も想定されるわけでございまして、条例では宣誓書を上級の公務員の前で署名してからでなければ公務についてはならないというふうに規定されていますが、それを完全に規定してしまいますと、公務に支障が出る可能性がありますことから、それは現場のご意見も十分に勘案しながら業務が滞らないよう、行政サービスが低下しないよう、別段の定めをもてるという例外規定を設けています。

実際には、書類は出してもらうことは出してもらうんですけど、出してもらう手法について現場にあったやり方で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、1点目はご理解いただきたいと思えます。

それから育児休業についてのご質問かと思えます。育児休業、一定の要件はありますが、これも会計年度任用職員にも適用される、例えば1年以上勤めているだとかそういった制約はありますが、今回の会計年度任用職員の制度改正に伴って、この部分については新たに追加になった福利厚生等の休暇の部分かなと考えています。一定の要件はありますが、これも会計年度任用職員にも育児休業等が制度化されたということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号ないし議案第16号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第11号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和元年度一般会計補正予算(第6号)でございます。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ2億3,967万8,000円を追加し、総額を121億68万1,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、道営草地整備事業負担金(標茶西地区)1,757万5,000円、同(標茶南部地区)1,817万5,000円などであり、なお減額につきましては、事業実績等に基づく精査となります。

積立金として、町有施設整備基金に5,000万円、学校施設整備基金に3,000万円、減債基金に1億5,648万6,000円を追加しております。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計420万2,000円の追加、介護保険事業特別会計は、1,574万9,000円の減額、下水道事業特別会計は166万円の減額であります。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で2,376万9,000円の減額であります。

歳入につきましては、町税をはじめそれぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところでございます。

また、継続費2件、繰越明許費1件、債務負担行為1件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,967万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億68万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

19ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

4款衛生費、2項清掃費、事業名マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）。補正前の総額2億円。年割額ですが、元年度6,600万円。2年度1億3,400万円を補正後の総額を1億8,315万円。年割額ですが、元年度6,600万円。2年度1億1,715万円とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名標茶中学校校舎防音事業。補正前の総額17億4,198万7,000円。年割額ですが、30年度1億6,612万円、31年度9億14万6,000円、32年度6億7,572万1,000円を補正後の総額を17億4,198万7,000円。年割額ですが30年度1億6,612万円、元年度8億9,234万9,000円、2年度6億8,351万8,000円とするものです。

30ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）。全体計画の計で申し上げます。

補正前、年割額 2 億円。財源内訳ですが、国道支出金 6 億 6,666 万 6,000 円、地方債 1 億 3,330 万円、一般財源 3 万 4,000 円。当該年度支出予定額 6,600 万円、当該年度末までの支出予定額 6,600 万円、翌年度以降支出予定額 1 億 3,400 万円、継続費の総額に対する進捗率ですが、元年度 33%、2 年度 67%、計 100% を補正後の年割額 1 億 8,315 万円、国道支出金 6,105 万円、地方債 1 億 2,210 万円、一般財源がゼロ、当該年度支出予定額 6,600 万円、当該年度末までの支出予定額 6,600 万円、翌年度以降支出予定額 1 億 1,715 万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、元年度 36%、2 年度 64%、計で 100% とするものです。

次に、10 款教育費、3 項中学校費、事業名は標茶中学校校舎防音事業。

補正前でございますが、補正前の年割額 17 億 4,198 万 7,000 円、国道支出金 10 億 9,093 万 9,000 円、地方債 6 億 5,090 万円、一般財源 14 万 8,000 円、前年度末までの支出（見込）額 1 億 6,612 万円、当該年度支出予定額 9 億 14 万 6,000 円、当該年度末までの支出予定額 10 億 6,626 万 6,000 円、翌年度以降支出予定額 6 億 7,572 万 1,000 円。継続費の総額に対する進捗率ですが、30 年度は 9.5%、31 年度は 51.7%、32 年度 38.8%、計 100% を補正後の年割額、計で 17 億 4,198 万 7,000 円、国道支出金 10 億 9,093 万 7,000 円、地方債 6 億 5,090 万円、一般財源 15 万円、前年度末までの支出（見込）額 1 億 6,612 万円、当該年度支出予定額 8 億 9,234 万 9,000 円、当該年度末までの支出予定額 10 億 5,846 万 9,000 円、翌年度以降支出予定額 6 億 8,351 万 8,000 円。継続費の総額に対する進捗率ですが 30 年度 9.5%、元年度 51.2%、2 年度 39.2%、計で 100% とするものです。

7 ページをお開きください。

第 3 表 繰越明許費でございます。新規の設定でございます。

8 款土木費、4 項住宅費、事業名は町営住宅建設事業、金額は 1 億 1,003 万円とするものです。

次のページをお開きください。

第 4 表 債務負担行為補正でございます。

事項は標茶町火葬場指定管理料、補正後でございますが期間は令和元年度から令和 3 年度まで、限度額を 24 万 5,000 円とするものです。

31 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は標茶町火葬場指定管理料、債務負担行為の限度額、24 万 5,000 円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和元年度から令和 3 年度。金額につきましては、24 万 5,000 円。括弧内につきましては元年度の支出予定額でございます。財源内訳ですが一般財源で 24 万 5,000 円の追加でございます。合計では、債務負担行為の限度額 5 億 5,310 万 9,000 円。前年度末までの支出（見込）額 3 億 2,956 万 6,000 円、これは当初と変更ございません。当該年度以降の支出予定額 2 億 2,358 万 9,000 円、括弧内の 3,270 万 7,000 円につきましては元年度の支出予定額となります。当初は 3,266 万 1,000 円にこの 4 万 6,000 円をたして 3,270 万 7,000 円となっているものでございます。財源内訳であります、国道支出金 2,897 万 6,000 円、一般財源で 1 億 9,456 万 7,000 円とするものでございます。

9ページをお開きください。

第5表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業（標茶中茶安別線道路改良）50万円の減額、補正前の限度額5億8,280万円から50万円を減額し、補正後の限度額を5億8,230万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

2 地域活性化事業、補正前の限度額2億3,500万円から40万円を減額し、補正後の限度額を2億3,460万円とするものです。補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じです。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額1億7,630万円に5,240万円を追加し、補正後の限度額2億2,870万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。合計では補正前の限度額12億5,963万4,000円に5,150万円を追加し補正後の限度額を13億1,113万4,000円とするものでございます。

32ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

まずはじめに、27ページ、公債費の元金の補正を行っておりますので、表中、当該年度中元金償還見込額に変更が生じておりますので、ご説明をいたします。区分、3 その他（3）臨時財政対策債について、当該年度中増減見込欄の右側、当該年度中元金償還見込額に63万4,000円を追加し、3億723万4,000円とするもので、これに伴い、当該年度末現在高見込額につきましては63万4,000円を減額し、補正前・補正後同額の34億790万3,000円となります。そして今回の補正でございますけれども合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億5,963万4,000円に補正額5,150万円を追加し、補正後の額を、13億1,113万4,000円とするものです。当該年度中元金償還見込額は63万4,000円を追加し、9億1,418万9,000円とするものです。当該年度末現在高見込額、補正前の額につきましては120億6,512万6,000円に補正額5,150万円を追加し、補正後の額を121億1,662万6,000円とするものです。

以上で、議案第11号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出は、国民健康保険事業費納付金について、令和元年度に収める額が確定したことに伴い、175万7,000円の減額、国保資格喪失後においてもなお国民健康保険税を納めていたことなどによる保険税還付金としまして、40万円増額、また、一般会計操出金では、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料に係る経費分については、国保会計へ交付されるため、国保会計で受けた交付金を一般会計に繰り出すという予算措置として139万円を増額しております。

歳入につきましては、保険税については、当初課税後の収納状況から把握できました現計予算との差を調整するもので、706万7,000円の減額、保険給付費等交付金の特別給付金、道の補助金になりますが、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料に係る経費分に対するもので、68万4,000円の追加、負担金として一般会計に入る保険基盤安定制度負担金を、国保会計に一般会計繰入金として繰り入れる予算措置としまして、420万2,000円の追加、平成30年度からの繰越金、221万4,000円を追加し、保険税の還付金や保険税収入の減少により不足する納付金に財源充当し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、2月19日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和元年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,968万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時30分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 2番 類瀬光信

署名議員 3番 長尾式宮

署名議員 6番 鈴木裕美

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和2年 3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第11号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
議案第12号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第13号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第14号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第15号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第16号 令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第17号 令和2年度標茶町一般会計予算
議案第18号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第19号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第20号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第21号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第23号 令和2年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 令和2年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 6番 鈴木裕美君 | 8番 深見迪君 |
| 9番 本多耕平君 | 10番 黒沼俊幸君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 熊谷善行君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 服部重典君 |
| 管理課長 | 村山裕次君 |

農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	多 津 美 悟 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第11号ないし議案第16号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第13号、令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、歳出につきましては、公共下水道整備費の執行精査及び公債費の減額補正、それに伴い、歳入では、国庫支出金及び繰入金並びに町債の減額補正です。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,201万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億37万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、8,890万円を補正後1,050万円減額し、7,840万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更合計額で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億1,690万円を1,050万円減額し、補正後の額1億640万円。同じく当該年度末現在高見込額も1,050万円を減額し、補正後の額は20億524万8,000円です。

以上で、議案第13号の説明を終わります。引き続き、議案第15号の説明をいたします。

議案第15号、令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費の執行精査による補正で受託工事に伴う、収入・支出の減額と道営農地整備事業における国の補正で事業費が配分されたため、これの負担金及び町債の増額と繰越明許費を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億413万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございしますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名は道営農地整備事業負担金、金額は

4,138万8,000円です。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1. 簡易水道事業、補正前の限度額6,340万円に1,570万円を増額し、補正後の限度額を7,910万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額6,340万円に1,570万円を増額し、補正後の額7,910万円。同じく当該年度末現在高見込額は、1,570万円を増額し、補正後の額1億2,460万円です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。引き続き、議案第16号の説明をいたします。

議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、建設改良費の減額補正とこれに伴う企業債の減額補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和元年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額25万4,000円の追加で、8,724万5,000円。第1項営業費用、26万2,000円の減額で、7,790万6,000円。第2項営業外費用、51万6,000円の追加で、883万9,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「5,024万8,000円は減債積立金734万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,062万5,000円」を「4,812万2,000円は減債積立金734万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,875万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款、資本的収入、130万円の減額で680万円。第1項企業債、130万円の減額で680万円。

支出、第1款、資本的支出、342万6,000円の減額で5,492万2,000円。第2項建設改良費、342万6,000円の減額で、2,730万4,000円。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額810万円を130万円減額し、補正後680万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

令和元年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1)当年度純利益から(14)利息の支払い額までの合計で、補正前と比較して51万7,000円増加し4,127万8,000円です。

次に、2 投資活動によるキャッシュ・フロー、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して301万9,000円増のマイナス2,528万1,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは(1)から(3)までの合計額で申し上げます。130万円減のマイナス2,081万8,000円です。

4 資金増加額は補正前と比較して223万6,000円増加し、マイナス482万1,000円となります。

5 資金期首残高は補正前と同じ2億2,334万円です。

6 資金期末残高は補正前と比較して223万6,000円増加し2億1,851万9,000円となります。

次の5ページをお開きください。

令和元年度 標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)(令和2年3月31日)です。

資産の部。1 固定資産、(1)有形固定資産から(2)無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して302万円減の6億1,786万円です。

2 流動資産につきましては、(1)現金預金から(3)貸倒引当金までの合計で申し上げます。補正前と比較して223万6,000円増の2億2,535万2,000円です。資産合計は補正前と比較して78万4,000円減の8億4,321万2,000円です。

6ページをお開きください。

負債の部。3 固定負債から5 繰延収益までの合計額で申し上げます。補正前と比較して78万4,000円減の4億9,175万9,000円となります。

次に資本の部。

6の資本金と7の剰余金については補正前と同じ3億5,145万3,000円です。負債資本合計は補正前と比較して78万4,000円減の8億4,321万2,000円です。

3ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え精査をした結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費を給付実績見込み額により減額し、歳入・歳出とも総額で8,947万8,000円を減額するものでございます。サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通しにより歳入・歳出とも222万6,000円を減額するものです。なお、財源につきましてはそれぞれ繰入金により収支の調整を図ったところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,947万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,085万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,741万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより議題6案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第11号から議案第15号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第11号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第11号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、5款・労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番(本多耕平君) ページを今ちょっと見つけられませんで直接お聞きいたしますけれども、有害鳥獣駆除費でかなり減額がありますけれども、その理由をちょっとお聞きいたします。

○議長(菊地誠道君) 農林課長・長野君。

○農林課長(長野大介君) 有害鳥獣駆除費の減額でございますけれども、まず業務委託料の761万7,000円ということで捕獲実績による減ということになっております。鳥獣被害防止総合対策事業補助金の負担金の部分126万円ということで、こちらのほうも捕獲実績による減ということになっております。以上です。

○議長(菊地誠道君) 本多君。

○9番(本多耕平君) 昨年、かなり熊の被害があつてですね、予算計上大変厳しいことですか、あるいはまた経済団体のほうからの支援もあつてなんとかこなしたというようなことは聞いておりますけれども、その熊対策の関係での有害鳥獣の関係では対策は十分とれていたでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 農林課長・長野君。

○農林課長(長野大介君) 昨年の熊の被害の対策の部分でございますけれども、今回ですね補正対象の部分についてはエゾシカの部分でございます、熊の部分については該当してお

りません。熊の対策の部分は町内の猟友会を中心に被害があるごとに非常に協力いただきまして、対策のほうはできていたかなというふうに感じております。実際ヒグマの被害があったときに町内に出勤できるハンターさんが少なかったものですから、去年につきましては11月に標茶町、鶴居村、厚岸町そして弟子屈町と4町で広域的に、標茶で被害があったときは必要であればその3町の応援をいただくという体制で3月31日まで広域的な捕獲ということを実施しております。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款・商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 24ページの観光費、報酬の地域おこし協力隊報酬160万が減額ですが、その理由をお知らせいただきたいです。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

令和元年度の地域おこし協力隊の方は7月まで勤務されて、8月以降は本人の都合により休んでおられるということで、それ以降の部分の経費を今回減額させてもらっています。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、12款・公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、13款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、14款・職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） まず1点は13ページの12款農業費分担金でありますけれども、年度当初の計画より倍額以上、補正後の中で合計になっています。これはどういう数字でしょうか。例えば現年度分だけなんでしょうか、それとも延滞金とかは年度当初は組まないでいて、今回のこの増額されている合計の数字はあくまでも単年度の分なんでしょうか。それがまず第1点です。

同じく13ページの人工授精牛の手数料で200万円入っていますけれども、これをもう少し具体的に説明を願います。

さらに16ページの雑入の関係でありますけれども、115万のうちの90万が駆虫処置料となっていますけれども、この内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 13ページの手数料の部分でございますけれども、これは当年度の部分になります。延滞金の部分については今回計上されておりません数字となっております。以上です。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

人工受精捕獲手数料の内訳でございますが、捕獲の頭数が当初の見込みよりふえたというのが内訳になるのですが、今の群構成が育成の人工群の構成が多くなっているという部分で捕獲する頭数がふえた部分で増額の補正としております。

それから雑入の駆虫処置料でございますが、これも放牧期、舎飼期も合わせまして駆虫処置をしております。当初見込みより処置する頭数が増頭したということでの増額補正でございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 農業費分担金の関係ですが、どうしてこのように補正前は2,800万円、補正が3,900万円、倍にはなっていませんけれども1.5倍くらいになっていますけど、どうしてこのように数字が多くなったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） これは全体的に道営事業の増額分がございまして、受益者負担金を25%乗じた額ということで、一部です。南部の暗渠事業費の北海道負担分というのを差し引いた数字というのがこのような額というふうになってございまして、西地区でいうと1,757万5,000円、南部地区については2,224万9,000円の補正というような内容となっております。以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 答えになっていない。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 事業量の増加によるものです。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） それはまた後ほど、次のことがありますので。

駆虫剤の関係でありますけれども、全頭ということでもありますね。これは放牧料といえますか委託料の中に含まれないで、別だてで駆虫の薬剤代ということで理解してよろしいのでしょうか。さらにこの関係で、これ共済の枠の中でできないのか、あくまでもそれは自己資金でやることになっているのかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

共済の枠というか診療費に入れられないかというご質問でございますが、それは診療、治療としての扱いはなりませんので、あくまでも防疫といえますか、そういう意味での虫対策、駆虫でございますのでそういう目的でやりますので診療の対象にはなりません。

薬剤代ということでございますが、そういう意味あいでございます。年2回分の駆虫をするのですが、その分の費用を預託者からいただいている状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 16ページの雑入です。受託収入400万円保育所の関係なんですけど、この町村から何人くらいの子が受託しているのか、また受託料というのは、ことしは無料ですけど世帯の収入によっていただいているのかを伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 受託収入は保育園の広域入所という部分でございます。お尋ねのどこの地域からという部分でございますが、ことし3名対象になっておりまして、別海町、中標津、釧路町の3町村から町内に通われたお子さんに対する保育料をそれぞれの町村から受託収入として受けるというものでございます。

内訳といえますか、どういう基準でというところでございますが、ことしは無料になっておりますけれども、それぞれの相手町村の単価によってうちのほうで受けるという形でありますので、うちの基準に合わせてお金を請求しているわけではなくて、相手町村の保育料の基準額に基づいて受託で収入を受けるといった形でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第5条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第11号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第12号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。
歳入・歳出予算の補正。
歳出、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
深見君。

○8番（深見 迪君） 歳入の6ページです。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 歳出です。
ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正。
歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 6ページの現年課税分が1、2、3と減額になっています。

これはどうしてなのか教えてください。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。基本的な考え方としては、令和元年度当初課税後の調定、それから収納状況により一定程度の決算見込額が判明したのでそれに合わせて、今回調整させていただいたというところでございまして、マイナスになった要因としましては、世帯の所得が対前年度比より減少しているということに加えて、被保険者の数も減少していることから今回の補正について減額ということになったという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これは未納ということではないんですね。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には調定額をベースにしておりますので、未納分は見込んでいないという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第12号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第13号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、保険事業勘定、歳入・歳出予算の補正。

歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 12ページの介護認定審査会、報酬90万円の減額となっておりますが、これは審査会の回数が減ったのか、もしくは審査員の方の欠席によつての報酬減額なのか伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

審査会の回数自体は当初の計画どおり推移しておりまして、委員さんの欠席等の実績によつて減額になった部分でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 委員が欠席するということですけど、例えばそれが流会になるということはないんですか。欠席によつて人数が例えば多くて審査会が流れるということはないんですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今年度については流会自体はございませんでした。しかしながら委員さんの欠席が3名を超えた場合については委員会を成立させませんので流会になってしまうということでございます。

す。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、保険事業勘定。

歳入・歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 10ページの雑入ですけれども、ちょっと教えていただきたいのですが、後見等開始審判請求費用戻入金ということですが、こういう事例といたしますか、どういうことでこういう戻し金となるのか、ちょっと後見人の関係教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

この後見審判請求費用の戻入ですけれども、通常ですと生活保護の方であったりという場合に町のほうで助成をしたりという形で後見の手続きを開始したりしますが、あとになってその人に財産があったりということで、幾ばくかでも町に戻ってくる部分が発生する場合がございます。その場合を戻入という形で町にお返ししていただくというような費用でございますが今年度に関しては、予算ベースでこれだけ計上させていただいておりますけれども、実際の件数はゼロということで、マイナス計上させていただくという形でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、介護サービス事業勘定。

歳入・歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第14号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、2款・簡易水道事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第15号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 7ページなんですけど、営業外費用で消費税及び地方消費税で51万6,000円の補正になっていますが、これは消費税がいくらで地方消費税がいくらで51万6,000円という意味ですか。それとその内容について。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えいたします。

昨年の10月の消費税率の改正に伴い増加したものです。納税額については借受け消費税、水道料金ですね。それから仮払い消費税、主に建設改良費になるんですけど、その差し引いた分で納税する形になるんですけど、建設改良費のほうが工事費が減になっている部分で差し引くとその分が大きくなる、納入分が多くなるということで増加したものです。

内訳については時間をいただいてもいいですか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 質疑ですけれども、あとで個別に聞きに行きますので、本会議場ではいいということにしてください。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第16号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第11号から議案第16号まで、6案一括して採決いたします。

議題6案は原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号ないし議案第24号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 令和2年度予算の提案内容の説明に入る前に、議員の皆様にお知らせしておきたいことがございます。

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることとなりますが、国はこれに先立ち、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第37号)を平成31年3月29日に公布し、令和2年4月1日から施行することとしております。

内容でございますが、会計年度任用職員制度に移行することに伴い、今までの臨時・非常勤職員の制度が廃止されることとなることから、予算上の節において改正が行われ、旧7節、賃金が廃止されたことにより、令和2年度予算書では旧8節以降の節が繰り上がっております。例えば旧8節であった報償費は7節に、旧9節の旅費は8節へと順に繰り上がっておりますことをお知らせいたします。なお、この節の当初の番号は変更ができないこととなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

議案第17号の提案内容についてご説明いたします。

令和2年度標茶町一般会計予算

令和2年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120億6,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

45ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

8ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億9,130万円、年割額は2年度3,430万円、3年度は1億5,700万円とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校講堂防音事業。総額が5億9,287万8,000円、年割額は2年度1億773万1,000円、3年度4億8,514万7,000円とするものです。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名が学校給食共同調理場改築事業。総額が13億4,426万6,000円、年割額ですが、2年度4億1,010万円、3年度9億3,416万6,000円とするものです。

148ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

全体計画の計で申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉

解体事業)。年割額ですが1億8,315万円、財源内訳ですが国道支出金6,105万円、地方債1億2,210万円。前年度末までの支出（見込）額6,600万円、当該年度支出予定額1億1,715万円、当該年度末までの支出予定額1億8,315万円、継続費の総額に対する進捗率ですが元年度36%、2年度64%、計100%とするものです。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、元年度から2年度までの分ではありますが、年割額は9,051万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金6,335万9,000円、地方債2,710万円、一般財源5万4,000円。前年度末までの支出（見込）額1,600万円、当該年度支出予定額は7,451万3,000円、当該年度末までの支出予定額9,051万3,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、元年度17.7%、2年度82.3%、計100%でございます。次に2年度から3年度までの分でもあります。年割額ですが1億9,130万円、財源内訳ですが、国道支出金1億3,391万円、地方債5,730万円、一般財源で9万円。当該年度支出予定額3,430万円、当該年度末までの支出予定額3,430万円、翌年度以降支出予定額1億5,700万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度17.9%、3年度82.1%、計100%とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校校舎防音事業。年割額でございますが17億4,198万7,000円、財源内訳ですが、国道支出金10億9,093万7,000円、地方債6億5,090万円、一般財源15万円。前々年度末までの支出額1億6,612万円、前年度末までの支出見込額8億9,234万9,000円、当該年度支出予定額6億8,351万8,000円、当該年度末までの支出予定額17億4,198万7,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、30年度9.6%、元年度51.2%、2年度39.2%、計100%とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名標茶中学校講堂防音事業。年割額ですが5億9,287万8,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億6,600万2,000円、地方債2億2,680万円、一般財源で7万6,000円。当該年度支出予定額1億773万1,000円、翌年度以降支出予定額4億8,514万7,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度18.2%、3年度81.8%、計で100%とするものです。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名、学校給食共同調理場改築事業。年割額ですが13億4,426万6,000円、財源内訳ですが、国道支出金5,924万円、地方債12億8,490万円、一般財源12万6,000円。当該年度支出予定額4億1,010万円、当該年度末までの支出予定額4億1,010万円、翌年度以降支出予定額9億3,416万6,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度30.5%、3年度69.5%、計で100%とするものです。

9ページにお戻りください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項、パソコンLAN機器導入費。期間は令和3年度から令和6年度までで、限度額につきましては利子7万9,000円を含み、2,876万1,000円とするものです。

149ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項でございますが、パソコンLAN機器導入費から、153ページの教育用パソコン機器導入費まで、合計で41件の設定でございます。合計では債務負担行為の限度額5億5,687万円。前年度末までの支出（見込）額3億3,272万円。当該年度以降の支出予定額2億2,415万円。財源内訳ですが、国道支出金2,540万4,000円、一般財源で1億9,874万6,000円とするものです。

10ページにお戻りください。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良4,620万円、虹別61線道路改良2,260万円、桜13号線道路改良1,280万円、標茶中学校校舎防音事業2億3,800万円、標茶中学校講堂防音事業4,100万円、学校給食共同調理場改築3億9,710万円、マテリアルリサイクル推進施設整備1億2,520万円、医師確保対策で3,800万円、子ども医療費助成1,410万円、森林整備対策事業1,390万円、あわせて限度額を9億4,890万円。起債の方法につきましては証書借入、利率7.0%以内。償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明につきましては省略をさせていただきます。

2 地域活性化事業、限度額2億4,530万円。

3 公営住宅整備事業、限度額1億3,520万円。

4 公共施設等適正管理推進事業、限度額9,000万円。

5 緊急防災・減災事業、限度額3億220万円。

6 臨時財政対策債、限度額1億6,120万円。

7 災害援護資金貸付債、限度額250万円。合計で限度額を18億8,530万円とするものです。

154ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高117億1,968万1,000円、前年度末現在高見込額121億1,662万6,000円、当該年度中起債見込額18億8,530万円、当該年度中元金償還見込額9億4,950万3,000円、当該年度末現在高見込額は130億5,242万3,000円とするものです。

以上で、議案第17号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第18号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第18号は、令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

国民健康保険の運営主体が北海道へ移行されてから、3年目となりますが、新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は年間の平均値で比較しますと、平成30年度との対比では、38名の減となっております。

療費給付費の試算については、過去5年間の平均をもって一人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額として、5億8,081万2,000円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして3億3,675万2,000円を見込み、一般会計から義務的経費として、6,132万9,000円、赤字補填として920万1,000円、あわせて7,053万円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

また、令和2年3月31日をもって、退職者医療制度が完全廃止となることから、所要の調整を行っています。

なお、本案につきましては、2月19日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和2年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,403万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第21号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第21号は、令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和2年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道

後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。

歳入歳出の総額 1 億1,498万円 で前年対比では、343万6,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因といたしましては、決定保険料額が増額になったことによるものでございます。以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和 2 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億1,498万円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして、ご説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 21 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第 19 号、令和 2 年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、昨年の消費税率改正に伴い、228万円増を見込んで計上しております。公共下水道整備事業費の事業費増により国庫支出金で前年度 1,810万円の増、一般会計繰入金は前年度 1,605万1,000円の増、町債は 1,150万円の減としております。

歳出につきましては、総務費で前年度 886万6,000円の増、公共下水道事業整備費では前年度 3,638万7,000円の増です。主な事業は標茶処理場の機械電気設備改築更新工事です。

1 ページをお開きください。

令和 2 年度標茶町下水道事業特別会計予算

令和 2 年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億4,700万円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

23ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

全体計画の計で申し上げます。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業。令和元年度から2年度までです。年割額1億600万円、財源内訳ですが、国庫支出金5,830万円、地方債4,730万円、その他33万8,000円、一般財源6万2,000円。前年度末までの支出（見込）額3,200万円、当該年度支出予定額7,400万円、当該年度末までの支出予定額1億600万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、元年度30.2%、2年度69.8%、計100%です。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、8,580万円。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、1,960万円。限度額の合計は1億540万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。

前々年度末現在高21億9,617万9,000円、前年度末現在高見込額20億524万8,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1億540万円、当該年度中元金償還見込額2億8,152万5,000円、当該年度末現在高見込額18億2,912万3,000円です。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時30分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 2番 類瀬光信

署名議員 3番 長尾式宮

署名議員 6番 鈴木裕美

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和2年 3月12日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第17号 令和2年度標茶町一般会計予算
議案第18号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第19号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第20号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第21号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第23号 令和2年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 令和2年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（2名）

- | | |
|----------|----------|
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
|----------|----------|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 服部重典君 |
| 管理課長 | 村山裕次君 |
| 農林課長 | 長野大介君 |
| 住民課長 | 伊藤順司君 |
| 保健福祉課長 | 石塚剛君 |
| 建設課長 | 富原稔君 |
| 観光商工課長 | 多津美悟君 |

水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員10名であります。

本定例会、開会当初に指名いたしました会議録署名議員の6番、鈴木君が遅参いたしましたので、4番、松下君を追加指名いたします。

お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(午前10時00分開会)

◎会期延長

○議長(菊地誠道君) 会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、議事の都合により、3月13日まで1日間延長いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、3月13日まで1日間延長することに決定いたしました。

◎議案第17号ないし議案第24号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第20号の提案内容についてご説明申し上げます。

議案第20号は、令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

令和2年度は、標茶町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の最終年となっております。当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただいております。

保険事業勘定につきましては、会計年度任用職員の制度化による人件費の増加や第8期介護保険事業計画の策定費用などを計上し、対前年度1,787万2,000円増額し、歳入歳出

歳入歳出それぞれ9億7,410万9,000円といたしました。

また、サービス事業勘定につきましても、会計年度任用職員の制度化による人件費等の増加により、対前年度2,511万8,000円増額し、歳入歳出それぞれ5億8,896万5,000円といたしました。なお、財源につきましては、それぞれ繰入金により収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づき内容の説明をいたします。

介護保険事業特別会計予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算

令和2年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,410万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,896万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員賃金に係る報酬及び共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

14ページに参ります。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第22号、令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、使用料を昨年10月の消費税率改正に伴い前年度279万4,000円増を見込で計上としております。道支出金につきましては、施設補修、発電機配置、受電設

備更新を計画し、前年度535万5,000円増を計上しました。また、昨年まで一般会計に求めていた農業政策繰入金につきましては、今後想定される施設更新による起債等の償還が本格化し、本会計内で収支調整が難しく、繰入金の必要性が生じるまで、予算化しないで進めることといたしました。

歳出につきましては、工事請負費中、補修工事請負費1,159万円、計装機器設置工事請負費として、機器更新に2,167万円の計上、計量法に基づく水道メーターの更新で1,413万5,000円、負担金で道営事業虹別地区において、水量及び水質安定に向けた施設整備で8,600万円の計上をいたしました。

1 ページをお開きください。

令和2年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

令和2年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は9,700万円と定める。

以下、内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書に従い説明をいたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 簡易水道事業、限度額9,660万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。

区分、1 普通債、前々年度末現在高4,550万円。前年度末現在高見込額は1億2,460万円。

当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込み額は9,660万円。当該年度中元金償還見込額63万8,000円。当該年度末現在高見込額2億2,056万2,000円です。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

引き続き、議案第24号の説明をいたします。

議案第24号、令和2年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入につきましては、主たる収入である給水収益につきましては、昨年10月の消費税率改正に伴い、前年度180万5,000円増額見込で計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰入金として、40万3,000円の減額、営業外収益につきましては、前年度34万1,000円の増額を計上しております。

一方、支出につきましては、営業費用で前年度130万1,000円の増、営業外費用で前年度84万3,000円の減となっています。資本的収支の支出につきましては、桜地区で2件、民地内排水管の移設と道路改良計画にあわせた老朽管の更新、開運地区の民地内排水管移設1件を計画しています。また計量法に基づき水道メーターの更新を行い、前年度1,480万3,000円増となります。

1ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,200戸

(2) 年間総配水量 48万4,000立方メートル

(3) 一日平均配水量 1,326立方メートル

(4) 受託工事費 255万円

(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業415メートル、事業費1,087万9,000円。検定満了メーター取替事業、管径13ミリメートルから75ミリメートル500個で、事業費は2,830万3,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益9,101万1,000円。第1項、営業収益8,029万6,000円。第2項、営業外収益1,071万5,000円。

支出 第1款、水道事業費用8,744万9,000円。第1項、営業費用7,946万9,000円。第2項、営業外費用748万円。第3項、予備費50万円。

2ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,617万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額356万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,260万9,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入1,080万円。第1項、企業債1,080万円。

支出 第1款、資本的支出6,697万1,000円。第1項、企業債等償還金2,778万9,000円。第2項、建設改良費3,918万2,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、1,080万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、1,597万円。

2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計、540万2,000円。

2、下水道事業特別会計(減価償却費分)、586万2,000円。

以下、内容について予算説明書に従い、ご説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度14万円減の3,720万円。(3) 引当金の増加額、8,000円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス419万9,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度71万円減の551万1,000円。(7) 固定資産除却費、前年度74万円増の258万4,000円。(8) 未収金の減少額、前年度7万4,000円減の5万7,000円。(9) 未払金の増加額、前年度1,000円減のマイナス131万7,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、預り金及び前受金期首期末差引額、前年度21万9,000円減のマイナス10万円。(12) 小計(1)から(11)までの合計で3,973万4,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度71万円増のマイナス551万1,000円。よって、業務活動によるキャッシュ・フローは3,423万3,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度732万円減のマイナス3,562万円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス3,562万円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、前年度17万1,000円減のマイナス2,778万9,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,698万9,000円。

従いまして、4 資金増加額はマイナス1,837万6,000円。

5 資金期首残高は2億1,851万9,000円で、6 資金期末残高は2億14万3,000円となります。

9 ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(令和3年3月31日)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億1,316万1,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で53万6,000円。固定資産合計は6億1,369万7,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億14万3,000円。(2) 未収金、678万円。(3) 貸倒引当金はゼロ。流動資産合計は2億692万3,000円。資産合計は8億2,062万円です。

10ページをお開きください。

負債の部。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で2億7,283万9,000円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は3億303万6,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,424万5,000円。(4) 未払金143万2,000円。(5) 前受金50万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で119万1,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債で2万円。流動負債合計額は2,738万8,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額3,182万4,000円。繰延収益合計は1億3,874万3,000円。負債合計は4億6,916万7,000円です。

資本の部。

6 資本金、3億3,945万3,000円。

7 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億5,145万3,000円。負債資本合計は8億2,062万円です。

次の11ページです。

令和元年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12ページ、13ページの令和元年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでござい

す。内容の説明は省略させていただきます。

3 ページをお開きください。

3 ページ、4 ページの令和2年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第23号、令和2年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和2年度 標茶町病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病床数、60床

（2）年間患者数、入院、9,855人。外来、2万7,459人。

（3）1日平均患者数、入院、27人。外来、113人。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費で1,573万1,000円。病院建設費で2,310万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、12億8,639万7,000円。第1項、医業収益、6億9,609万6,000円。第2項、医業外収益、5億9,030万1,000円。

支出、第1款、病院事業費用、12億8,639万7,000円。第1項、医業費用、12億5,839万4,000円。第2項、医業外費用、2,750万3,000円。第3項、予備費、50万円。

次のページへ参ります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,954万円は、過年度分損益勘定留保資金4,954万円で補てんするものとする。）

収入、第1款、資本的収入、1億円。第1項、投資、1億円。

支出、第1款、資本的支出、1億4,954万円。第1項、建設改良費、3,883万1,000円。第2項、企業債償還金、1億1,070万9,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、8億2,822万7,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、2億7,994万5,000円。

(2) 医療対策費負担、4億6,809万1,000円。

(3) 企業債償還金負担、1,385万円。

合計、7億6,188万6,000円。

次のページへ参ります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,150万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類は建物、名称はナースコール設備、数量は1式です。

次に予算説明書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

令和2年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益、ゼロ円、前年同額。(2) 減価償却費、6,024万2,000円、前年度比221万6,000円の増。(3) 引当金の増加額は、80万9,000円、前年度比94万4,000円の増。(4) 長期前受金戻入額、マイナス481万8,000円、前年同額。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス163万8,000円、前年度比86万9,000円の増。(6) 支払利息、2,170万3,000円、前年度比306万3,000円の減。(7) 固定資産除却費、119万3,000円で前年度比73万9,000円の増。(8) 未収金の減少額、(9) 未払金の増加額、いずれもございません。(10) たな卸資産の減少額、5万円、前年度比5万円の増。(11) 前払金の増加額、ございません。(12) その他、55万円、前年度比25万円の増。(13) 小計、7,809万1,000円で前年度比200万5,000円の増。(14) 利息及び配当金の受取額、163万8,000円、前年度比86万9,000円の減。(15) 利息の支払額、マイナス2,170万3,000円、前年度比306万3,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は5,802万6,000円で前年度比419万9,000円の増加となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス3,533万8,000円で、前年度比1,187万8,000円の減。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はいずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス3,533万8,000円で、前年度比1,187万8,000円の減少。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入はございま

せん。(2) 建設改良企業債等の償還による支出はマイナス1億1,070万9,000円で、前年度比372万1,000円の減少。(3) 他会計からの出資による収入はございません。(4) 他会計からの償還金による収入1億円。皆増です。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,070万9,000円で、前年度比9,727万9,000円の増加となります。

4 資金増加額は、1,197万9,000円となり、前年度比8,860万円の増。

5 資金期首残高は、1億3,554万5,000円で、前年度比1,764万8,000円の増。

4 資金増加額に、5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は、1億4,752万4,000円となり前年度比1億624万8,000円の増となる見込みであります。

次に、16ページをお開きください。

令和2年度 標茶町病院事業予定貸借対照表(令和3年3月31日)現在でございます。

資産の部 1. 固定資産、(1) 有形固定資産はイの土地からへのリース資産までの合計で15億9,175万5,000円、前年度比378万円の減。(2) 無形固定資産、電話加入権で38万8,000円、前年同額。(3) 投資、長期貸付金ゼロ、投資合計ゼロ。固定資産合計額は15億9,214万3,000円で前年度比2億378万円の減。

2. 流動資産について、(1) 現金・預金は1億4,752万4,000円、前年度比1億624万8,000円の増。(2) 未収金、6,000万円、前年度同額。(3) 貯蔵品、795万円、前年度比5万円の減。流動資産合計は、2億1,547万4,000円で前年度比619万8,000円の増。資産合計は18億761万7,000円で前年度比9,758万2,000円の減となります。

次のページへ参ります。

負債の部 3. 固定負債、(1) 企業債、4億2,006万円で前年度比1億211万1,000円の減。(2) リース債務、2,727万1,000円で前年度比1,261万1,000円の増。固定負債合計は4億4,733万1,000円で、前年度比8,950万円の減。

4. 流動負債、(1) 企業債、1億211万2,000円で、前年度比959万7,000円の減。(2) リース債務、502万円、前年度比296万4,000円の増。(3) 未払金、7,000万円で前年度と同額。(4) 引当金、賞与引当金で4,131万円、前年度比226万2,000円の増。(5) 預り金、655万円、前年度比5万円の増。流動負債合計は2億2,499万2,000円、前年度比332万1,000円の減。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金、1億8,266万3,000円、前年度と同額。(2) 長期前受金収益化累計額、3,461万円、前年度比481万8,000円の増。繰延収益の合計は1億4,805万3,000円で、前年度比481万7,000円の減です。負債合計は8億2,037万6,000円で、前年度比9,763万8,000円の減となります。

資本の部 6. 資本金、9億8,393万4,000円で前年度比5万6,000円の増。

7. 剰余金、(1) 資本剰余金、国庫補助金で330万7,000円、前年同額。(2) 利益剰余金、減債積立金、当年度未処分利益剰余金いずれもございません。剰余金合計は330万7,000円で前年同額。資本合計は、9億8,724万1,000円で、前年度比5万6,000円の増となります。負債と資本の合計は18億761万7,000円で、前年度比9,758万2,000円の減となります。

次のページへ参ります。

こちらは令和元年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）です。19ページと20ページにつきましては令和元年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）であります。こちらについては説明を省略をさせていただきます。

次に、4ページをお開きください。

4ページ、5ページは、令和2年度標茶町病院事業会計予算実施計画です。こちらの説明につきましてはただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

本案につきましては、2月19日開催の第4回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原案どおり可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「令和2年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く11名で構成する「令和2年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午前11時43分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 2番 類瀬光信

署名議員 3番 長尾式宮

署名議員 4番 松下哲也

令和2年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

令和2年 3月13日（金曜日） 午前11時35分開議

- 第 1 議案第25号 標茶町町営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 意見書案第1号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
 - 第 3 意見書案第2号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
 - 第 4 決議案第 1号 「民族共生の未来を切り開く」決議
 - 第 5 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
 - 第 6 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
 - 第 7 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
 - 追 加 議案第17号 令和2年度標茶町一般会計予算
 - 議案第18号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
 - 議案第19号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計予算
 - 議案第20号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第21号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第22号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
 - 議案第23号 令和2年度標茶町病院事業会計予算
 - 議案第24号 令和2年度標茶町上水道事業会計予算
- （令和2年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告）

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 6番 鈴 木 裕 美 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 熊 谷 善 行 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤吉彦君
副町	長	牛崎康人君
総務課	長	齊藤正行君
企画財政課	長	武山正浩君
税務課	長	服部重典君
管理課	長	村山裕次君
農林課	長	長野大介君
住民課	長	伊藤順司君
保健福祉課	長	石塚剛君
建設課	長	富原稔君
観光商工課	長	多津美悟君
水道課	長	平間正通君
育成牧場	長	常陸勝敏君
病院事務	長	浅野隆生君
やすらぎ園	長	中村義人君
農委事務局	長	相撲浩信君
教育	長	島田哲男君
教委管理課	長	穂刈武人君
指導室	長	蠣崎浩一君
社会教育課	長	伊藤正明君
中央公民館	長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐藤弘幸君
議事係	長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前11時35分開会)

◎議案第25号

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第25号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

- 管理課長(村山裕次君)(登壇) 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例でありまして、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による公営住宅制度に係る改正が行われたことから、これを踏まえ国土交通省により公営住宅管理標準条例の改正についての通知がなされたため、この条例改正に基づき、本町の条例について、同様の内容を反映するため、引用条項の整理及び字句の修正等も含めまして改正するものであります。

また、あわせて、標茶町従業員住宅管理条例並びに標茶町特定公共賃貸住宅管理条例についても同様の趣旨にて改正提案をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書36ページ、議案説明資料46ページをご覧くださいと思います。

なお、本改正案につきましては、新旧対照表の改正後に基づきご説明させていただきます。

議案第25号 標茶町町営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町町営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページに参ります。

標茶町町営住宅条例等の一部を改正する条例

標茶町町営住宅条例の一部改正

第1条 標茶町町営住宅条例(平成8年標茶町条例第20号)の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料をお開きいただきたいと思います。

第5条につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴い、他の法令に規定されている入居者資格の条件が緩和されるものを記載するための改正でございます。

第2号アにつきましては、字句の改正です。説明資料次ページに参ります。

第8条につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴う、字句の整理による改正です。

第11条、第12条につきましては、国土交通省令の改正に伴い、引用条項を改めるものです。

第14条につきましては、第2項は国土交通省令の改正に伴い、引用条項を改めるもので、第3項は公営住宅管理標準条例の改正に伴い、収入の申告等の手続きを行わない場合に、所定の方法による規定を加えるものです。説明資料次ページとなります。

第17条につきましては、民法改正を踏まえ、入居者が家賃等を支払わないときは、その敷金をその債務の弁済にあてることができることを規定するため、新たに1項を加えるとともに、公営住宅管理標準条例の改正に伴う字句の整理と1項を加えたことによる、項の改正をするものです。

第19条につきましては、第1項は民法改正を踏まえ、現状回復費用の取り扱いについて、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合には、費用負担について具体的な内容を定める規定で第3項は、公営住宅管理標準条例の改正に伴う字句の整理をするものでございます。

続きまして、説明資料次ページに参ります。

第20条第4号につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴う字句の整理をするものです。

第27条第2項につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴い、収入超過者の認定に関する規定を加えるものです。

第29条第2項につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴い、収入超過者の家賃の決定に関する規定を加えるものです。

第37条、第38条につきましては、国土交通省令の改正に伴い、引用条項を改めるものです。説明資料次ページに参ります。

第40条につきましては、民法改正を踏まえ、不正行為によって入居したものに対する家賃の請求額の算定に利用する利率を法定利率に改正するものです。

第41条につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴い、不要な字句を削るものです。説明資料次ページにまいります。

第52条につきましては字句の整理をするものです。

第52条の3につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴う、字句の整理をするものです。説明資料次ページに参ります。

第61条第3項につきましては、本条例第17条に新たに1項加えたことによる項の段ずれを改正し、不要な字句を削るものです。

続きまして、議案40ページに移ります。

標茶町従業員住宅管理条例の一部改正

第2条 標茶町従業員住宅管理条例（平成11年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正するものです。

本案につきましても、新旧対照表の改正後に基づき、ご説明させていただきます。説明資料53ページをご覧ください。

第13条につきましては、第2項は国土交通省令の改正に伴い、引用条項を改めるもので、第3項は公営住宅管理標準条例の改正に伴い、収入の申告等の手続きを行わない場合に所定の方法による規定を加えるものです。

第16条につきましては、民法の改正を踏まえ、入居者が家賃等を支払わないときは敷金をその債務の弁済にあてることができることを規定するため、新たに1項加えるとともに公営住宅管理標準条例の改正に伴う、字句の整理と、1項を加えたことによる項の改正をするものです。

第18条につきましては、第1項は民法改正を踏まえ、現状回復費用の取り扱いについて入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合には、費用負担について具体的な内容を定める規定でございます。

第2項は公営住宅管理標準条例の改正に伴い、字句の整理をするものです。説明資料次ページにまいります。

第19条につきましては、公営住宅管理標準条例の改正に伴う、字句の整理をするものです。

第28条につきましては民法改正を踏まえ、不正行為によって入居したものに対する家賃の請求額の算定に利用する利率を法定利率に改正するものでございます。

続きまして、議案41ページになります。

標茶町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正

第3条 標茶町特定公共賃貸住宅管理条例（平成13年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正するものです。

新旧対照表の改正後に基づきご説明させていただきます。説明資料55ページをご覧くださいと思います。

第2条につきましては民法改正を踏まえ、入居者が家賃等を支払わないときは、敷金をその債務の弁済にあてることができることを規定するため、新たに1項を加えるとともに公営住宅管理標準条例の改正に伴う字句の整理と1項を加えたことによる、項の改正をするものでございます。

第22条につきましては、第1項は民法改正を踏まえ、現状回復費用の取り扱いについて、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合には、費用負担について具体的な内容を定める規定の改正となります。

第2項は公営住宅管理標準条例の改正に伴う字句の整理をするものです。説明資料次ページに参ります。

第31条につきましては、民法改正を踏まえ、不正行為によって入居したものに対する家賃の請求額の算定に利用する利率を法定利率に改正するものでございます。

附則といたしまして、

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第25号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと聞きたいんですが、第5条以外は概ね理解できるんですけど、第5条に書かれているのはまあいろいろ書いてありますが、東日本大震災、これはここで被災された方々が公住を借りましたよね。その期限が限られたということを行っているんですか。その期限が満了した日には簡単に言えば出ていけというようなことを言っているんでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

期間を限定するものではなくて、入居できる資格がこの法律に基づいた方が該当する方ですよということをやっているものだというふうに解釈しております。いつまでの期間ということではなくて、この法令に基づく方については、入居する資格がございますということに変わっていると思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最初に聞き忘れたんだけど、標茶に該当者はいますか。私はこの条文を読んだら、理解力が不足しているのかな。震災をうけて公住を優先的に入れてもらったと、それで期間が満了する日って書いてありますよね、最後に。そうではなくて震災をうけた人でも公住に優先的に入れるというようなことを言っているというふうに理解していいんですか。本当に。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） まず最初にこの法律等によって入居した人がいるかどうかということですが、現時点でおさえている範囲ではないというふうに考えております。先ほどの話でこの期間というのが、法律が適用される期間をうたっているものではないかというふうに解釈しております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） よくわからないということですね。

私がすごく心配するのは、マスメディアの報道でも、特に東日本大震災にあった人だとか、この人達が優先的に公住に住めるようになったと、だけれどもそれは期間があると、もう9年たっているわけですから。だからそろそろ出て行ってもらいますよというような報道がされているんですよ。ひょっとしてそういうことを言っているのではないかなと。言っているのであれば、僕は反対しなければならないしね。そうでなければ賛成できるんですけどね。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

この条例についてはあくまで公営住宅にかかるものなので、復興住宅ではございませんので、公住に限って、この人たちが入ったから法律の期間が切れたから出ていって

ださいということにはならないと思います。

(「それ、分かった上での質問なんだけど」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時59分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・村山君。

○管理課長(村山裕次君) 先ほどの深見議員からのご質問で、この中に「令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日までの間に限る。」ということの説明でございますが、この入居者の資格要件の中にそれぞれいろいろな特別措置ですとか、再生特別措置法ですとかいろいろたっております。これらの被災した方については入居する要件に該当することになりますが、東日本大震災特別区域法につきましては、復興推進計画に基づいた方については、最長でも令和3年3月31日をもって優遇される入居資格を失うということになりますが、それぞれの法律に基づいた入居資格においても、この法律が今後なくなればその下にあります(1)、(2)、略してありますが、この普通の皆さんが入居する要件のほうにそれぞれ変わっていくことになるかと思えます。

この入居資格がなくなる方がそれ以前に公営住宅に入っていた場合、この期間を過ぎた場合どうなるかということでございますが、この期間を過ぎたからといって退去するということにはならないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(菊地誠道君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第1号は、否決されました。

◎意見書案第2号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立採決の結果、可否が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

◎決議案第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。決議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

本多君。

○9番(本多耕平君)(登壇) 決議案第1号の提案趣旨をご説明いたします。

議員諸氏ご承知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで、続縄文・擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。

2019年4月には、アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。

このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく、決議案を提案します。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

議題となりました、決議案については、会議規則運用細則第40項の規定により質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本決議案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

決議案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号は、原案可決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第5。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま令和2年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案8案の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第17号ないし議案第24号

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和2年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 1時25分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 2番 類瀬光信

署名議員 3番 長尾式宮

署名議員 4番 松下哲也

署名議員 6番 鈴木裕美